

# 学校における専門スタッフ等の活用に関する調査

## 結果報告書

令和 2 年 5 月

総務省行政評価局



## 前書き

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて児童生徒の状況を総合的に把握して指導するなど、広範な役割を担っている。一方、社会や経済の変化による家庭や地域の教育力の低下、生活保護を受給している家庭、不登校、暴力行為等の増加など、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校及び教員の役割は拡大している。

このような中で、中央教育審議会が平成 27 年 12 月に取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」において、学校が複雑化・多様化した課題を解決し、新しい時代に求められる資質・能力を子供に育てていくため、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整え、多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に置き、それらの教職員や専門スタッフが自らの専門性を十分に発揮し、「チームとしての学校」の総合力、教育力を最大化できるような体制を構築していくことが大切であるとされた。また、同審議会が平成 31 年 1 月に取りまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、学校及び教員が担う業務を明確化・適正化し、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がない業務等について、中心となる担い手を専門スタッフや事務職員といった教員以外の主体（以下「専門スタッフ等」という。）にも積極的に移行していくこととされた。文部科学省は、これらの答申を踏まえ、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情に応じて適切に取り組を進めていくこととしているが、現状では、学校における専門スタッフ等の活用実態や活用にあつての課題等は、必ずしも明らかにはされていない。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、教育活動の充実及び教員の負担軽減の観点から、専門スタッフ等の活用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



# 目 次

第1 調査の目的等 .....	1
第2 調査結果 .....	2
1 学校で活動している専門スタッフ等の概要.....	2
2 教委における専門スタッフ等を活用した学校の業務改善に係る取組状況.....	8
3 学習指導や生徒指導等における専門スタッフ等の活用状況	
(1) 学習指導や生徒指導における専門スタッフの効果的な活用の推進 .....	12
(2) 部活動における専門スタッフの活用状況.....	47
(3) その他地方独自の専門スタッフの活用状況.....	56
(4) 学校の事務職員の活用状況.....	74
資料編.....	81



# 第1 調査の目的等

## 1 目的

この調査は、教育活動の充実とともに教員の負担軽減にも資する観点から、学校で活動している専門スタッフ等の活用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

文部科学省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県教育委員会 (17)、市町村教育委員会 (32)

公立小学校 (64)、公立中学校 (64)、公立高等学校 (17)、私立中学校 (8)

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 2事務所（神奈川、新潟）

## 4 実施時期

平成30年8月～令和2年5月

## 第 2 調査結果

### 1 学校で活動している専門スタッフ等の概要

#### ア 学校の専門スタッフ等の位置付け等

(専門スタッフ等の参画推進の背景)

学校で活動している専門スタッフ(外部人材を含む。以下同じ。)は、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を始め、様々な職種がある。学校教育法(昭和22年法律第26号)では、学校には「その他必要な職員を置くことができる」とされ、同規定が専門スタッフを置く法令上の根拠となっている(資料1-①)。

専門スタッフの参画推進の背景としては、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会。以下「チーム学校答申」という。資料1-②)において、「社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている」ことなどから、「生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家(専門スタッフ)や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である」とされたことが挙げられる。専門スタッフの定義については、チーム学校答申において、「子供たちへの指導を充実するために、専門的な能力や経験等を生かして、教員と連携・分担し、教員とともに教育活動に当たる人材」とされている。

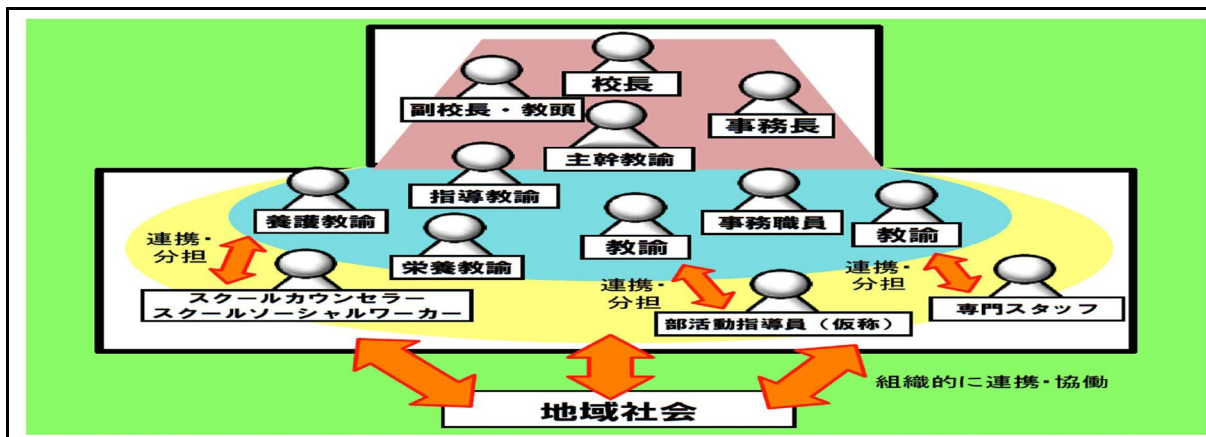
また、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員について、チーム学校答申においては、「事務職員の資質・能力の向上や事務体制の整備等の方策を講じることにより、学校の事務機能を強化することが必要である」とされた。

なお、チームとしての学校とは、チーム学校答申において、「教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」とされている(図表1-①)。

チーム学校答申を踏まえ、文部科学省は、「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月25日文部科学大臣決定)において、専門スタッフの配置については省内タスクフォース等で検討の上、関係法令の改正等を行うこととしていた。



図表 1-① チーム学校のイメージ図



(注) 文部科学省の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」の資料による。

(チーム学校の推進に関する制度改正等)

平成 29 年 4 月、チーム学校の推進に関する関係法令が以下のとおり整備され、施行された。

専門スタッフについては、①学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)の一部改正により、SC、SSW及び部活動指導員の職務規定が新設され、SCは、「児童の心理に関する支援に従事する」(第 65 条の 2 等)、SSWは、「児童の福祉に関する支援に従事する」(第 65 条の 3 等)とされた。また、部活動指導員は、「スポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」(第 78 条の 2 等)とされ、実技指導や大会の引率等を行うことが明確化された(資料 1-③及び図表 1-②)。

また、事務職員については、②学校教育法における職務内容は、従来、「事務職員は、事務に従事する」とされていたところ、「事務職員は、事務をつかさどる」と改正され(資料 1-①(再掲)及び図表 1-②(再掲))、学校の事務について、事務職員が一定の責任を持って処理を行うこととなるとともに(学校教育法第 37 条第 14 項等)、③教育委員会(以下「教委」という。)によって指定された二校以上の学校に係る事務をこれらの学校の事務職員が共同して処理するための共同学校事務室の設置についての規定が新設された(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 4)(資料 1-④)。

図表 1-② チーム学校の推進に関する関係規定の整備状況(規定の新旧対照表)

専門スタッフ等名 (法令名、条項等)	新	旧
SC (学校教育法施行規則 第65条の2の新設)	スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する	(新設)
SSW (学校教育法施行規則 第65条の3の新設)	スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する	(新設)
部活動指導員 (学校教育法施行規則 第78条の2の新設)	部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する	(新設)

事務職員 (学校教育法第37条第14項の改正)	事務職員は、事務をつかさどる	事務職員は、事務に従事する
----------------------------	----------------	---------------

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 各条項の改正内容は、適用となる他の学校種(中学校、高等学校等)へ準用規定がある。

(専門スタッフの種類、国による財政措置の状況)

専門スタッフが参画する分野は、チーム学校答申において、心理や福祉に関する支援、授業等における教員への支援、部活動における支援及び特別支援教育における支援の四つに区分されている。文部科学省は、4分野の各専門スタッフの配置促進に係る財政措置として、都道府県等に対する国庫補助事業を実施している。また、地方交付税により措置されているものもある。平成30年度からは、同省は新たに教員の負担軽減を図るため、学習プリントの印刷等を教員に代わって実施するスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に対する国庫補助事業を開始した(図表1-③)。

また、同省は、地方公共団体では地方単独負担により、地域の特性や実情に応じて地方独自の様々な専門スタッフを配置していることが予想されるが、これらの詳細は網羅的には把握していないとしている。

なお、本調査においては、専門スタッフ及び事務職員を「専門スタッフ等」というとともに、国庫補助事業により配置されている専門スタッフを「国費負担の専門スタッフ」、地域の特性や実情に応じて地方単独負担により配置されている専門スタッフ(地方交付税措置されているものを除く。)を「地方独自の専門スタッフ」という。

図表1-③ 学校に置かれる専門スタッフと財政措置の状況

分野	職名	職務内容等	財政措置 (事業開始年度)	平成30年度 予算額	令和元年度 予算額
I 心理や福祉に関する専門スタッフ	SC	心理に関する専門的知見に基づきカウンセリング、助言・援助等を実施	国庫補助事業 (平成13年度)	45.7億円	47.4億円
	SSW	福祉の専門性に基づきニーズ把握、関係機関との連携を通じた支援等	国庫補助事業 (平成21年度)	14.8億円	17.2億円
II 授業等において教員を支援する専門スタッフ	ICT支援員	教員のICT活用等(授業、校務、環境整備、校内研修)を支援	地方交付税措置	—	—
	学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	地方交付税措置	—	—
	外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に対する地方交付税措置	—	—
	補習など学校教育活動を充実させるための指導員等	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	国庫補助事業 (平成25年度)	30.7億円	30.7億円
	スクール・サポート・スタッフ	教員の負担軽減を図るため、学習プリント印刷等を教員に代わって実施	国庫補助事業 (平成30年度)	12.0億円	14.4億円
	理科の観察実験アシスタント	理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整・片付け等	国庫補助事業 (平成25年度)	2.0億円	2.0億円
	外国人児童生徒等に対する日本語指導支援員	公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導支援	国庫補助事業 (平成22年度)	1.7億円	2.9億円
III 部活動に関する専門スタッフ	部活動指導員	中学校における部活動指導員	国庫補助事業 (平成30年度)	5.0億円	10.1億円
	外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	—	—

IV 特別支援教育に関する 専門スタッフ	医療的ケアを行う 看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養等を実施	国庫補助事業 (平成 25 年度)	16.0 億円	18.0 億円
	言語聴覚士 (S T)、 作業療法士 (O T)、 理学療法士 (P T) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	就職支援 コーディネーター	特別支援学校学校高等部等において ハローワーク等と連携し就労支援	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	早期支援 コーディネーター	教委に配置し、就学支援に関し関係 部局・機関や地域等との連絡調整等	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	発達障害支援 コーディネーター	発達障害の可能性のある児童生徒の 特性に配慮した指導方法の改善助言	国庫補助事業 (平成 29 年度)		
	合理的配慮 コーディネーター	障害のある子供に対する合理的配慮 の実践に資する教職員等への指導	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助、学校 における日常生活の介助や学習支援	地方交付税措置	—	—

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 財政措置の事業開始年度は、国庫補助事業開始年度である。  
3 表中いずれの国庫補助事業においても補助対象経費の 1/3 以内を補助することとされている。

#### (学校における働き方改革における専門スタッフ等の活用に関する位置付け)

平成 31 年 1 月、中央教育審議会は、教員の長時間勤務について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとし、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31 年 1 月 25 日。以下「働き方改革答申」という。資料 1-⑤)を取りまとめた。

働き方改革答申では、学校における働き方改革の目的について、「学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備すること」、「教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにすることを通じて、(略)教育活動を充実することにより、より短い勤務でこれまで我が国の義務教育があげてきた高い成果を維持・向上すること」とされた。また、働き方改革答申では、学校における働き方改革を推進するため、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進、②学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制の在り方の見直し、④教員の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備の五つの施策が一体となって推進されることによって、学校における働き方改革が実現するものとされた。

特に、上記②に係る取組では、これまで学校及び教員が担ってきた代表的な 14 の業務について、学校及び教員が担う業務を明確化・適正化し、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がない業務等について、中心となる担い手を専門スタッフ等といった教員以外の主体にも積極的に移行していくこととされた(図表 1-④)。

なお、文部科学省は、働き方改革答申を踏まえ、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知。以下「働き方改革通知」という。)により、教委に対し、学校における働き方改革に係る取組を進めるに当たっては働き方改革答申を参考とするよう通知している(資料 1-⑥)。

図表 1-④ これまで学校及び教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>（※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。）</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 （事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃 （輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>（部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。）</p>	<p>⑨給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備 （補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理 （補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導 （事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 （専門スタッフとの連携・協力等）</p>

（注） 文部科学省の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の資料による。

## イ 調査対象とした地方公共団体、学校等

（調査対象とした地方公共団体、学校）

今回、調査対象とした機関については、次のとおり選定した。

- ① 都道府県教育委員会（以下「県教委」という。）は、17 県教委を選定した。
- ② 市町村教育委員会（以下「市教委」という。）は、上記①で選定した 17 県教委ごとに、1 市教委から 2 市教委、計 32 市教委（うち地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下「政令市」という。）の市教委は 9 市教委）を選定した。
- ③ 公立学校については、上記①で選定した 17 県教委ごとに高等学校を 1 校、上記②で選定した 32 市教委ごとに小学校及び中学校をそれぞれ 2 校、計 145 校を選定した。
- ④ 私立中学校については、管区行政評価局及び四国行政評価支局ごとに 1 校、計 8 校を選定した。

（調査対象とした学校の種類）

本調査においては、学校数で大半を占める小学校、中学校及び高等学校を対象とした。また、学校の設置者別学校数で大半を占める公立学校を主たる対象とした（図表 1-⑤及び 1-⑥）。公立学校は、小学校及び中学校にあつては市町村が設置する学校を、高等学校にあつては都道府県が設置する学校をそれぞれ調査対象とした。

さらに、私立学校における専門スタッフの活用状況をみるため、私立中学校を対象とした。

図表1-⑤ 学校の種類ごとの学校数の状況

(単位：校、%)

学校の種類	学校数	構成比
小学校	19,892	54.7
中学校	10,270	28.3
義務教育学校	82	0.2
高等学校	4,897	13.5
中等教育学校	53	0.1
特別支援学校	1,141	3.1
合計	36,335	100

(注) 1 「平成30年度学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 学校数は、平成30年5月1日時点の状況である。

図表1-⑥ 調査対象とした学校の種類の設置者別学校数の状況

(単位：校、%)

設置者 学校の種類	合計		国立		公立		私立	
	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比
小学校	19,892	100	70	0.4	19,591	98.5	231	1.2
中学校	10,270	100	71	0.7	9,421	91.7	778	7.6
高等学校	4,897	100	15	0.3	3,559	72.7	1,323	27.0

(注) 1 「平成30年度学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 学校数は、平成30年5月1日時点の状況である。

## 2 教委における専門スタッフ等を活用した学校の業務改善に係る取組状況

### 【制度の概要等】

(国における学校の業務改善に係る取組)

国における学校の業務改善に係る取組として、文部科学省は、平成 27 年 7 月に「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を策定・公表した(資料 2-①)。当該ガイドラインでは、業務改善の方向性として、事務機能の強化や専門スタッフ等による支援の拡充などが挙げられるとともに、各教委における先進的な実践事例が収録されている。

学校における業務改善を着実に実行するため、中央教育審議会が平成 29 年 12 月に取りまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会。以下「中間まとめ」という。)では、教委は、①所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定すること、②「チームとしての学校」として、事務職員や専門的な知見を持ち、児童生徒により効果的な指導・助言が行える S C、S S W、部活動指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にすることとされている(資料 2-②)。

教員と専門スタッフ等との役割分担の明確化については、働き方改革答申において、教員の業務が①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務、③教員の業務のいずれであるかを仕分け、①については他の主体に対応を要請し、②については教員以外の担い手を確保し、③についてはスクラップ・アンド・ビルドを原則とすることで、学校及び教員に課されている過度な負担を軽減することが教委の取り組むべき方策として示されるとともに、これまで学校及び教員が担ってきた 14 の業務の在り方についての考え方が示されている(図表 1-④(再掲)、資料 2-③)。

さらに、文部科学省は、平成 28 年度から毎年度「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」を取りまとめ、公表している(注)。当該調査結果(平成 30 年度版)では、「所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、43 都道府県(91.5%)、17 政令市(85.0%)、358 市区町村(20.8%)となっており、それぞれ昨年度と比べて増加しているが、市区町村での取組を一層推進する必要がある」としている(資料 2-④)。また、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担の明確化についても調査しており、39 都道府県(83.0%)、17 政令市(85.0%)、893 市区町村(51.9%)が「役割分担を明確にしている」としている(資料 2-⑤)。

(注) 文部科学省は、働き方改革答申を踏まえ、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」を見直し、令和元年 12 月 25 日に、「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」を公表している。同調査では、専門スタッフ・外部人材の活用状況等に係る調査結果も公表している。

### 【調査結果】

前述のとおり、学校の業務改善に当たっては、教員と専門スタッフ等との役割分担の明確化を図ることとされるなど専門スタッフ等の活用が求められており、また、各教委において専門スタッフ等を活用した学校の業務改善に係る取組が進められてきているところである。

今回、調査対象とした 17 県教委及び 32 市教委の中には、次のとおり学校の業務改善に

当たって専門スタッフ等の活用を推進する独自の取組を行っているものがみられた（図表2）。

- ① 教員の勤務実態調査の結果を踏まえ、教員の多忙化解消方策として、教委及び学校が取り組むべき事項が県教委が設置した委員会において示されたことから、県教委が取り組むべき事項について方策ごとの取組工程表を作成するとともに、市教委及び県立高等学校における専門スタッフ等の活用の取組事例を取りまとめているもの
- ② 県教委が、外部人材の活用を含む教員の勤務時間の削減効果等が大きかった事例を事例集にして取りまとめるとともに、当該事例集において、課題や要因、取組内容、留意点及び取組の成果（期待される効果）の分析がなされているもの
- ③ 県教委が、教育長や教育次長等を構成員とするプロジェクトチームを設置し、学校における働き方改革の取組のための手引を作成し、業務の仕分を行い、専門スタッフ等に業務を移行しているもの
- ④ 市教委が、中間まとめで示された教員の代表的な14の業務について、それぞれの業務の実施主体を聴取し、役割分担の状況を把握しているもの

図表 2 教委において学校の業務改善に当たって専門スタッフ等の活用を推進する独自の取組を行っている主な事例

区分	内容
専門スタッフ活用等の事例の共有及び方策ごとの取組工程表を年度別に作成	<p>県教委では、平成21年度及び22年度に県の重点事業として、学校運営に係る改善事例集を作成するほか、管理職を対象とした研修を実施するなどの取組を行ってきたが、教員の多忙化解消には至らなかった。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教委では、平成26年6月から7月にかけて教員の勤務実態調査を実施し、その結果を踏まえ、教員の多忙化解消方策について検討するため、27年2月に市町村の教育長、学校長、県PTA連合会会長等を構成員とする「多忙化解消検討委員会」を設置し、同委員会で検討し、同年12月に「教職員の多忙化解消に係る報告書」を作成した。</p> <p>報告書において、教員の多忙化解消方策として、教委及び学校が取り組むべき事項が示されたことから、県教委は、平成28年度から30年度までに取り組むべき事項について、方策ごとの取組工程表を作成した。</p> <p>それに加え、県教委は、県内の市教委及び県立学校における平成28年度及び29年度の教員の多忙化解消の取組状況を調査して取りまとめている。主な事例として、例えば、①市教委において、学校支援コーディネーターやスクールサポーターといった学校支援員の活用により、児童生徒は専門的知識を得られ、教員については負担軽減になっている事例、②県立学校において、総合学習や郷土芸能、キャリア教育の授業において、地域の人材を活用し、授業の充実が図られている事例を挙げている。</p> <p>県教委は、市教委及び県立学校のこれまでの取組状況を踏まえ、教員の多忙化解消方策を検討する予定であるとしている。</p>
外部人材の活用促進の事例の共有及び効果の分析	<p>県教委では、従前から実施してきた教員の勤務時間適正化の取組について、①実質的な超過勤務時間は地域間・学校間で格差があること、②負担感を解消する有効な方策として「事務処理簡素化・効率化」、「会議の精選・縮減及び効率化」、「学校全体による組織的な取組」が挙げられているが具体的な取組がされていないこと、③総業務量の縮減につながる業務の見直しの取組が進んでいないことなどが課題と認識していた。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教委では、教員の勤務時間の削減効果等が大きかった事例（県立高等学校及び公立小・中学校での取組）を取りまとめ、これを共有することにより、教員の勤務時間の削減に向けた実効性のある取組につなげていくことを目的として、先進事例集を平成29年4月に作成している。</p> <p>本先進事例集では、①児童生徒の指導に関わる業務（外部人材の活用等）、②学校の運営に関わる業務（校内会議の見直し等）、③外部対応（研修の工夫等）、④校外（校務・業務の効率化・情報化の推進等）などの取組事例を紹介するとともに、課題や要因、取組内容、留意点及び取組の成果（期待される効果）</p>

	<p>の分析がなされている。</p> <p>外部人材の活用促進の事例としては、①正規の授業時間外に行う補充学習での教員の負担を軽減するため、放課後に行っている算数教室に、地元の外部指導者（元教員）を招き、プリント作成から指導までを一貫して任せただことで、担任はその時間をノート添削や学級事務を処理する時間に充てることができ、約1時間の負担軽減につながった事例や、②毎週木曜日に全学級で図書ボランティアによる読み聞かせ及び学校図書館開放を教員の朝の打合せを行う時間帯に30分間行うことで、教員の負担軽減とともに子供にとっての学びの時間の確保となり、また本の貸出しなどの学校図書館利用の支援につながっている事例などが紹介されている。</p> <p>なお、本先進事例集を参考として、「My 定時退勤日」（月に数回、自ら定めた「定時退勤日」を職員室の黒板に明示するなどして、定時での退勤を励行する取組）を平成30年度から導入している学校もみられた。</p>
<p>専門スタッフに移行する業務の仕分</p>	<p>県教委は、子供と向き合う教育を充実するために、教員のゆとりを創造することを狙いとして、平成24年3月に取組指針を策定し、各種取組を実施してきたが、教員の多忙化解消には至らなかった。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教委では、平成29年4月、教員の業務削減等の課題の検討を行うため、教育長、教育次長等を構成員とするプロジェクトチームを教育庁内に設置し、30年4月に学校における働き方改革の取組のための手引を作成した。</p> <p>当該手引では、教員等が担う業務340項目を10の業務（①児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務、②各種会議・各種相談・打合せに係る業務、③各種研修会に係る業務、④日常の定型的な業務、⑤進路指導の支援業務、⑥児童生徒の活動支援に係る業務、⑦児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務、⑧校地内巡回・安全指導に係る業務、⑨学校管理・運営に係る業務、⑩部活動等に係る業務）の性質別に仕分を行い、教員相互の協力による業務の平準化、校長のマネジメント強化、外部人材（専門スタッフ等）の協力及び予算措置の確保の4通りの方策により負担軽減を図る方向性を示している。</p> <p>上記4通りの方策の中で、外部人材（専門スタッフ等）の協力又は予算措置の確保により教員以外に業務を移行することで負担軽減を図ることが可能とされる業務は、340項目のうち61項目（17.9%）となっており、①環境美化指導、給食指導、通学路における登下校指導や動物の飼育・植物の管理など16項目をボランティア等に移行、②授業のための資料、教材、各種テストの解答例等の印刷、学習課題の印刷や製本など30項目をスクール・サポート・スタッフに移行、③部活動練習計画の作成及び指導、練習試合の企画・準備、大会・遠征等への引率など15項目を部活動指導員等に移行する内容となっている。</p> <p>県教委は、学校における実際の業務を調査、把握、仕分し、教員以外に移行可能な業務を明確化することで、専門スタッフ等の活用を推進している。今後は、市教委を通じて学校から働き方改革に関する効果的な取組事例を聴取した上で、手引に集積して共有する予定であるとしている。</p>
<p>国が示す代表業務の役割分担の状況把握</p>	<p>市教委は、教員が意欲を持って職務に取り組み、子供と向き合う時間を確保できるよう、教員の多忙化解消を推進することを目的として、平成30年5月、学校長、教委等を構成員とする「学校多忙化解消委員会」を設置し、「教職員の多忙化解消に関する指針（素案）」を策定した。</p> <p>市教委は、学校における時間外勤務の縮減に向けた取組状況を把握するため、平成30年7月、市内全ての小・中学校を対象として、上記指針において時間外勤務の縮減に向けた改善策として示した、①会議等の効率化、②学校行事の負担軽減、③校内組織の見直し、④業務の効率化、⑤定時退勤の日の設定、⑥部活動指導の見直し、⑦保護者・地域との連携の7項目に係る取組内容を聴取するとともに、中央教育審議会が中間まとめで示した教員の代表的な14の業務の実施主体（教員のみが行っている、教員と専門スタッフ等が共同で行っている又は専門スタッフやボランティア等が行っている）をアンケート調査により聴取している。</p> <p>市教委からは、当該アンケート調査結果及び今後の予定について、次の意見が聴かれた。</p> <p>① 中間まとめで「学校以外が行うべき業務」とされている「地域ボランティアとの連絡調整の窓口業務」については、小・中学校64校のうち23校で教員のみが対応しているが、専門スタッフを配置している40校では教員と専門スタッフで対応している。</p> <p>② 中間まとめで「教員の業務だが負担軽減が可能な業務」とされている「授</p>



	<p>業で使う教材の作成、印刷等の業務」については、専門スタッフ（スクール・サポート・スタッフ）を配置しているのは1校のみであるが、当該校では、教員と同スタッフとの連携が図られ、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>③ 今後、市内の小・中学校における取組状況の聴取結果を踏まえ、教員の多忙化解消に関する指針を策定し、各学校に配布する予定である。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

### 3 学習指導や生徒指導等における専門スタッフ等の活用状況

#### (1) 学習指導や生徒指導における専門スタッフの効果的な活用の推進

##### ア 国費負担のSC及びSSWの効果的な活用の推進

###### 【制度の概要等】

SC及びSSWは、チーム学校答申において、「心理や福祉に関する専門スタッフ」に区分され、いじめ等の問題行動や不登校など生徒指導に関する課題の解決に当たっては、「校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・分担して取り組むことが重要」であり、「教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる」とされている（資料3-(1)-①）。

###### （SCの職務等）

文部科学省は、教委等に対し、同省の有識者会議である、教育相談等に関する調査研究協力者会議が平成29年1月に取りまとめた「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（以下「協力者会議報告書」という。）を踏まえ、教育相談体制の充実に一層努めることを通知している。

協力者会議報告書では、SCの職務について、「SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行うとともに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等を行うこと」（注1）とされている（資料3-(1)-②）。

文部科学省は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関にSC及びSSWに準ずる者の配置を促進するため、「スクールカウンセラー等活用事業」（注2）を平成13年度から実施している。SC及びSSWに準ずる者の選考は、当該事業の実施主体である都道府県又は政令市が行っている。SCの選考基準は、公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教授等に該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は政令市が選考し、SCとして認めた者とされている。また、SSWに準ずる者の選考基準は、地域や学校の実情を踏まえ、上記SCの任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとされ、大学院修士課程修了者や医師などで、心理臨床業務等について一定の経験を有する者等から、実績も踏まえ、都道府県又は政令市が選考し、SSWに準ずる者として認めた者とされている（資料3-(1)-③）。

（注1） 協力者会議報告書では、SCが担うべき具体的な職務は次のとおりとされている（資料3-(1)-②（再掲））。

<不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等>

①児童生徒及び保護者からの相談対応、②学級や学校集団に対する援助、③教職員や組織に対するコンサルテーション、④児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

＜不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助＞

①児童生徒への援助、②保護者への助言・援助、③教職員や組織に対するコンサルテーション、④事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

(注 2) 文部科学省は、S C及びS Cに準ずる者の配置を促進するための国庫補助事業として、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」のスクールカウンセラー等活用事業において、心理に関して高度に専門的な知識・経験を生かして児童生徒を心理面から支援するための教育相談体制の整備を目的に「スクールカウンセラー活用事業」を、自然災害（後述する東日本大震災を除く。）により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うことを目的に「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」を実施している。

また、同省は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等に対応するための S C及びS Cに準ずる者の配置を促進するため、24 年度から 27 年度は「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（委託事業）を、28 年度以降は「緊急スクールカウンセラー等活用事業」（交付金事業）を行っている。

### （S S Wの職務等）

協力者会議報告書では、S S Wの職務について、「S S Wは、児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、(略) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、(略) 児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けを行うこと」(注 1) とされている（資料 3-(1)-(4)）。

文部科学省は、教委・学校等に S S Wの配置を促進するため、「スクールソーシャルワーカー活用事業」(注 2) を平成 21 年度から実施している。S S Wの選考は、当該事業の実施主体である都道府県、政令市又は中核市（間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む）。以下同じ。）が行っている。S S Wの選考基準は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者等から、都道府県、政令市又は中核市が選考し、S S Wとして認めた者とされている（資料 3-(1)-(5)）。

(注 1) 協力者会議報告書では、S S Wが担うべき具体的な職務は次のとおりとされている（資料 3-(1)-(4)（再掲））。

＜不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等＞

①地方自治体アセスメントと教委への働き掛け、②学校アセスメントと学校への働き掛け、③児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）、④地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

＜不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助＞

①児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント・見直し、②事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援、③自治体における体制づくりへの働き掛け

(注 2) 文部科学省は、S S Wの配置を促進するための国庫補助事業として、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業において、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うための教育相談体制の整備を目的に「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施している。

また、同省は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等に対応するための S S Wの配置を促進するため、24 年度から 27 年度は緊急スクールカウンセラー等派遣事業を、28 年度以降は緊急スクールカウンセラー等活用事業を行っている。

### （S C及びS S Wの配置形態）

文部科学省によると、S C及びS S Wは、地域や学校の状況を勘案して、一般的に、

次の四つのいずれかの形態により配置されている。

- ① 単独校型：一つの学校に配置され、基本的に当該学校のみを担当する。
- ② 拠点校型：特定の学校を拠点に、複数の学校を担当する。
- ③ 派遣型：教委等に配置された上で、必要に応じて学校等に派遣される。
- ④ 巡回型：教委等に配置された上で、域内の学校を巡回する。

#### (SC及びSSWに係る専門的職務の理解促進)

チーム学校答申では、「学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要」であり、学校現場において、子供たちの問題行動に、より効果的に対応していくためには、「教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である」とされた。さらに、「いじめなど、子供たちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門機関との連携が不足し、子供たちのSOSが見過ごされていることがある」ことから、「校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある」とされた。

このため、チーム学校答申では、生徒指導に当たり、「教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる」とされ、文部科学省は、SC及びSSWの配置・活用に係る改善方策として、「学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する」とされた(資料3-(1)-⑥)。

これを受け、文部科学省は、チームとしての学校の実現に向けて、関係者におけるSC及びSSWの専門的職務についての認知度を向上させ、学校におけるSC及びSSWの活用促進のため、学校教育法施行規則を一部改正し、SC及びSSWの職務内容に係る規定を設けた(平成29年4月1日施行)。

一方で、協力者会議報告書では、学校における教育相談体制の在り方として、「不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、SC及びSSW等の関係者が一体となった教育相談体制づくり」などが求められることから、学校内において校長は、「SC及びSSWの職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要がある」とされ、その理由として、「チームが有効に機能するには、SCやSSW、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが重要である。(略)SCやSSWの活用と両者への理解が進むことにより、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られると共に、教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながる」ことを

挙げている。

また、教委における教育相談体制の在り方として、教委は、「学校や域内の教育支援センター等においてSC及びSSWが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要がある」ことから、「SC及びSSWの理解を図り、その専門性を活かすため、校長研修、教頭（副校長）研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活用事例、模擬ケース会議（注）等を取り入れることが重要」であり、「あらゆる機会において役割や活用方法を周知する必要がある」とされている（資料3-(1)-(7)）。

（注） 協力者会議報告書では、ケース会議とは、「解決すべき課題のある事例（事象）を個別に深く検討することにより、その状況の理解の深化（アセスメント）、支援策の検討（プランニング）又は見守りを通じた評価（モニタリング）や見直しを行う会議」とされ、ケース会議には、「校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等関係教職員だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となる」とされている（資料3-(1)-(8)）。

#### （SC及びSSWに係る国の配置目標）

SC及びSSWは、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）や「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、国の配置目標が定められている。これによると、令和元年度までに、SCは、全公立小・中学校（2万7,500校）に、SSWは、全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置することが目標とされている（資料3-(1)-(9)、(10)）。

文部科学省は、当該配置目標について、SC、SSWいずれも実績の測定に当たり配置に係る財源や配置頻度・時間は問わない（ただし、年間に全く実績のない学校は、当然に配置されていないものとして取り扱う）としている。同省は、当該配置目標の達成に向けた取組として、上記の国庫補助事業及び交付金事業の実施を挙げており、当該事業の予算上、SC及びSSWの配置時間を積算（注）しているが、実際の配置頻度や時間は、地域や学校の状況に応じて、当該事業の実施主体である都道府県等において決定されるものであるとしている。

（注） 文部科学省は、国庫補助事業の予算上、SC及びSSWの配置時間を次のとおり積算している。

##### <SC>

公立小・中学校に配置されるSC1人当たりの配置時間について、小学校への配置は「年間35週、週1日、1日3時間」、中学校への配置は「年間35週、週1日、1日4時間」として積算

##### <SSW>

中学校区に配置されるSSW1人当たりの配置時間を「年間42週、週1日、1日3時間」として積算

#### （SC及びSSWの働き方改革答申における位置付け）

働き方改革答申では、これまで学校及び教員が担ってきた代表的な業務のうち、教員の業務量や地方公共団体での取組等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について整理されている。

特に、SC及びSSWの活用については、【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】の中の「⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応」に位置付けられている。具体的には、「児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、

友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていると考えられる」として、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（略）の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべきである」とされている。

また、SC及びSSWの配置に当たり、「教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（略）に任せるか明確にすることが必要である」とされている（資料1-⑤（再掲））。

### 【調査結果】

SC及びSSWに係る国の配置目標の達成状況をみたところ、前述のとおり、公立小・中学校には国庫補助事業又は交付金事業を活用したSC及びSSWの配置が進んでおり、文部科学省によると、平成29年度末時点で、SCは目標の「令和元年度までに、全公立小・中学校（2万7,500校）に配置」に対して2万3,391校に配置（目標達成率85.1%）、SSWは目標の「令和元年度までに、全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置」（注）（全中学校区総数9,479中学校区）に対して5,738中学校区に少なくとも1校以上SSWの対応実績がある状況（同60.5%）となっている（資料3-(1)-⑩）。

今回、当省が調査対象とした17県教委、32市教委及び145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）における国費負担（スクールカウンセラー活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）のSC及びSSWの活用状況を調査したところ、SC及びSSWの効果的な活用に取り組んでいる事例がみられた一方で、SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等がみられた。

（注） 文部科学省によると、SSWに係る国の配置目標の「全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置」とは、全ての中学校区において少なくとも1校以上SSWの対応実績がある中学校区数であるようにすることと定義している。

### (7) SC及びSSWを効果的に活用する取組

（SC及びSSWについて配置時間の調整に係る取組や緊急派遣の仕組み等を設け、活用につなげている事例）

17県教委、32市教委及び145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）の中には、国費負担のSC及びSSWの効果的な活用を推進するため、次のとおり、SC及びSSWの配置時間の調整に係る取組や緊急派遣の仕組み等を設け、活用につなげている事例がみられた（図表3-(1)-①）。

- ① 周辺校との配置時間の調整によるSCの活用促進
- ② SCの相談件数に応じて配置日を切り替えるなど弾力的に運用している事例
- ③ SCの緊急時の臨時派遣規定・自殺事案に対する派遣事例
- ④ SCが緊急事案への的確な初期対応を行った事例
- ⑤ 臨床経験が豊富なSCを緊急派遣する仕組み
- ⑥ 定時制高等学校におけるSSWの需要増に応じた配置

図表 3-(1)-① SC及びSSWについて配置時間の調整に係る取組や緊急派遣の仕組み等を  
 設け、活用につなげている事例

区分	内容
周辺校との配置時間の調整によるSCの活用促進	市教委は、県教委が任用するSCを拠点校型により小学校に配置し、SCの年間配置時間を各小学校に示しているものの、相談の日程が合わない場合や緊急に相談が必要な場合は、SCの担当者（教員）同士が連携を図って日程及び時間を調整している。 また、中学校には、SCが単独校型により毎週1回（8時間）配置されているが、小学校から要望があれば可能な限り調整して対応している。
SCの相談件数に応じて配置日を切り替えるなど弾力的に運用している事例	市教委は、県教委が任用するSCを拠点校型により主に中学校に配置し、周辺の小学校に派遣している。（注2） SCの拠点校である中学校及び同一校区内の小学校（周辺校）における平成30年度当初のSCの配置予定計画では、4月から7月までの間の派遣日数が、中学校が11日、小学校が3日となっていたが、中学校では、面談予約がほぼ埋まっているなど、相談件数が多い一方で、小学校の面談予約はみられなかった。 このため、当初、小学校への配置を予定していた6月26日及び7月17日の2回については、当該小・中学校間の協議により、中学校での勤務に切り替えるなど、面談予約状況に応じた弾力的な運用を行っている。
SCの緊急時の臨時派遣規定・自殺事案に対する派遣事例	県教委は、平成29年度まで県単独事業で実施していた県立高等学校を対象として生徒の悩み相談等を行う2種類の専門スタッフの活用事業と国費負担のSCの活用事業を、いずれの専門スタッフも業務内容が類似しているとの理由から一本化し、国庫補助事業を活用して平成30年度から「高等学校スクールカウンセラー活用事業」を実施している。当該事業により、SCは、県内8地区、28高等学校に拠点校型により配置されている。 県教委は、当該事業の実施に当たり、同県のいじめ防止対策等に関する委員会から受けた、各学校が専門的人材を利用しやすくするために活用を拡充する必要があるとの提言への対応として、事業実施要項に拠点校、派遣校（拠点校と同一地区内にある周辺校）に関わらない緊急対応の規定を設け、緊急事案発生時に迅速かつ柔軟にSCのカウンセリングを受けることができることとした。 平成30年度に、次のとおり、実際に当該規定を活用して、緊急事案発生時にSCが臨時派遣されている例がみられた。  （緊急対応の規定が活用された例） A高等学校（SC拠点校）からいじめによる自殺が疑われる生徒の同級生が精神的なショックを受けているとの報告を受け、急きよ、同地区内の他のSC拠点校であるB高等学校のSCを臨時派遣し、A高等学校の担当SCとともに4人の同級生にカウンセリングを行った。 この結果、カウンセリングを受けた生徒は落ち着きを取り戻し、継続相談不要との判断がなされた。
SCが緊急事案への的確な初期対応を行った事例	県立高等学校では、平成30年度に発生した生徒の自殺事案において、同校に単独校型により配置されたSC及び県教委から派遣されたSCスーパーバイザー（以下、本事例において「SCSV」という。）が事案発生後に生徒及び教職員のケアを実施し、学校の混乱を最小限にとどめた。 SC及びSCSVが行った全体支援及び個別支援の主な内容は、次のとおりであり、県立高等学校からは、「緊急事案への的確な初期対応を行い、生徒の動揺・学校の混乱防止や教員の対応面と精神面における負担軽減に効果があった」との意見が聴かれた。  （全体支援の主な内容） ① 課題を抱える生徒のリストアップ ② 学年集会の開催に当たり、助言及び参加 ③ 生徒、保護者及び教職員からの相談体制の整備 ④ 校長からの保護者向け文書「保護者のみなさまへのごお願い」の内容についてのアドバイス及び裏面に「過呼吸・パニックへの対応」の掲載 ⑤ SCSVから教職員向けに文書「生徒への対応について」の発出及びストレス反応とその対応についてのアドバイス ⑥ SCSVから教職員の心身の健康管理についてのアドバイス

	<p>(個別支援の主な内容)</p> <p>学年集会後に動揺が継続してみられた生徒1人の相談について、集会直後はS C S Vが対応し、それ以降は、S Cが対応(生徒の相談には計10回、その保護者の相談には計2回対応)</p>
<p>臨床経験が豊富なS Cを緊急派遣する仕組み</p>	<p>県教委は、平成21年度から、県独自の取組として、拠点校型により中学校にS Cを配置し、担当地区内の小・中学校に派遣されているS Cの中から特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教委にも併任し、S Cが配置されていない県内の公立小・中学校において緊急事態(事故・災害等)が発生した場合に、学校からの要請を受けて緊急派遣を行い、児童生徒へのカウンセリング、教員等に対する助言・援助のほか、S Cに対する指導・助言等を実施している。平成30年度は、県内98公立中学校のうち56校に配置されているS C69人の中から8人をエリアカウンセラーとして県教委に併任している。</p> <p>平成29年度及び30年度において、エリアカウンセラーの緊急派遣は合計3回発生しているが、派遣要請日から派遣日までの日数は、全て2日以内となっており、これについて、県教委は、「S Cが派遣されていない学校で事故等の緊急事態が発生した場合には、市教委を通じてその日のうちに県教委に報告され、事態発生直後から一週間以内にはS Cを派遣する体制を常に整備しているためである」としている。</p> <p>また、県教委からは、エリアカウンセラーの配置による効果について、「エリアカウンセラーの緊急派遣を要請した学校では、エリアカウンセラーが児童生徒へのカウンセリングや教員に対する助言を行っており、P T A役員に対しても迅速に説明することができた。エリアカウンセラーの配置は教員の負担軽減を図るためには特に有効である」との意見が聴かれた。</p>
<p>定時制高等学校におけるS S Wの需要増に応じた配置</p>	<p>県教委は、県立高等学校へのS S Wの配置について、平成29年度までは、一部の高等学校(4校)には単独校型によりS S Wを配置していたが、それ以外の高等学校は、S S Wが拠点校型により配置されている近隣の公立小・中学校に対して、S S Wの派遣を要請する取扱いとなっていた。</p> <p>県教委は、公立小・中学校には、既に拠点校型のS S Wの配置を開始していたが、①高等学校からも派遣要請があったこと、②定時制が設置された高等学校は、小・中学校とはS S Wへの相談の性質や勤務時間の設定が異なることを踏まえ、平成30年度から、定時制が設置された17高等学校のうち、地域バランスを考慮し、7高等学校に高等学校専任のS S Wを拠点校型により配置することとした(一部の高等学校は、上記のS S Wが拠点校型により配置されている近隣の公立小・中学校に対して、S S Wの派遣を要請する取扱いを継続)。平成29年度に支援対象となった高等学校の生徒数は年間で82人であったが、上記の高等学校専任のS S W配置後の30年4月から7月までの実績は、全日制の生徒71人、定時制の生徒115人の計186人となり、支援対象となった生徒数が増加している。</p> <p>県教委は、上記のとおり、「高等学校へのS S Wの配置は必要であり、特に定時制の生徒や教員からの相談も予想以上に多かったことから、今後は、県内の定時制が設置された17高等学校全てにS S Wを配置したい」としている。</p> <p>定時制が設置された1高等学校では、「平成30年4月から7月までに支援対象となった生徒数は全日制の生徒2人、定時制の生徒41人となり、定時制の生徒からの相談が多いのが特に顕著である。S S Wについては、特に外部機関との連携面において教員には担えない業務や教員では時間を要する業務を担っているため、生徒の支援及び教員の負担軽減の面で効果がある」との意見が聴かれた。</p> <p>また、同校における、S S Wによる外部機関との連携の具体例としては、①外国籍の生徒に対する役所へ同行した手続の支援、②発達障害の生徒の支援のため市役所の担当部署等との会合の実施などがあるとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市教委では、S Cの配置について、小学校を拠点校とし、周辺の小学校に派遣している場合もある。



(SC及びSSWに係る多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例)

17 県教委、32 市教委及び 145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）の中には、国費負担のSC及びSSWの効果的な活用を推進するため、次のとおり、SC及びSSWについて多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例がみられた。

< SCの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例 > (図表 3-(1)-②)

- ① SCの県立高等学校への全校配置
- ② SCの常駐配置等による効果的な対応
- ③ SCのカウンセリング以外の活用
- ④ SCによる児童生徒全員に対する面接

< SSWの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例 > (図表 3-(1)-③)

- ⑤ 多様なSSWの配置による関係機関との連携・調整
- ⑥ 児童生徒が抱える複雑化・多様化する課題に対応するため、様々な分野の専門家を登録しSSW等と連携

図表 3-(1)-② SCの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例

区分	内容
SCの県立高等学校への全校配置	<p>県教委は、平成 26 年度から、全県立高等学校にSCを派遣型により配置している。県教委は、その理由について、高等学校には発達障害を抱えた生徒や家庭環境が複雑な生徒等が在籍するため、多様な問題を持つ生徒を支援するためにも全校がSCを利用できるようにする必要があることを挙げている。</p> <p>県教委は、全高等学校へのSC配置において、国庫補助事業を活用して配置できるSCの人数は毎年 10 人から 11 人程度と限られており、必要数に満たないため、不足分のSCを県単独事業で補っている（平成 29 年度は国費負担 10 人、県費負担 28 人、30 年度は国費負担 11 人、県費負担 32 人）。</p> <p>県教委は、全高等学校へのSC配置において工夫している点について、①特にSCの派遣が必要と認められる学校を「最重点校」、②必要があると認められる学校を「重点校」、③それ以外を「一般校」とし、派遣の優先度を付けて3パターンに分け、必要度に応じてSCの派遣回数を決定していることを挙げており、「この方法により、人員と勤務時間が限られているSCを効率的に割り振ることができている」との意見が聴かれた。</p> <p>上記のパターン分けの基準は、各校における直近3年間のいじめ認知件数、中退者数、不登校者数及び発達障害者数を合計して「困り感を持った生徒数」を算出し、その生徒数に応じて各校を上記3パターンに整理している。SCの基本的な派遣形態について、派遣時間は、基本的に1回当たり4時間とし、派遣回数は、最重点校は年間23回、重点校は年間18回、一般校は年間12回としている。最重点校である13校について、平成27年度から29年度の1校当たりのSCへの平均相談生徒数を比較すると、27年度の48.2人、28年度の48.5人に対して29年度は49.8人となり、増加している。</p> <p>また、SCの配置による効果について、県教委が実施した「SC派遣事業の活用状況に係る調査（平成29年度年間）」では、最重点校及び重点校の全校が、①「生徒の心の悩みに応える機会の保障など生徒理解の充実」、②「専門的知識に基づいたアドバイスや教職員との連携など教育相談体制の充実」、③「不登校の解消や未然防止」、④「問題行動の解消や未然防止」が図られたなどと回答している。</p>

ＳＣの常駐配置等による効果的な対応

県教委は、課題を抱える学校にＳＣを重点的に活用するため、平成24年度から、課題のある県内の公立中学校を、原則4年間継続してＳＣの常駐校に指定している。平成30年度時点で、県内の4中学校がＳＣの常駐校に指定されている。

県教委からは、ＳＣの常駐配置による効果について、表1のとおり、「ＳＣの常駐校（4中学校）の不登校生徒在籍率が、ＳＣが常駐する前の平成23年度は全国・県の平均値よりも高かったものの、25年度以降は、当該平均値よりも低い状況が継続している」との意見が聴かれた。

表1 ＳＣの常駐校（4中学校）における不登校生徒在籍率の推移

(単位：％)

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4中学校平均	3.1	2.9	2.6	2.1	2.2	2.5
県平均 (公立中学校)	2.7	2.7	2.6	2.5	2.6	2.8
全国平均 (公立中学校) (注4)	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「不登校生徒」とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒のうち不登校を理由とする者であり、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者を指す。

3 「不登校生徒在籍率」とは、在籍生徒数に占める上記「不登校生徒」の割合を指す。

4 全国平均（公立中学校）の数値は、平成23年度から26年度までは、文部科学省が実施する学校基本調査の公立中学校における学年別生徒数の合計と児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（28年度以降は、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。以下「問題行動等調査」という。）の公立中学校における学年別不登校生徒数の合計を基に算出している。

また、平成27年度及び28年度は、問題行動等調査の公立中学校における理由別長期欠席者数（不登校等）を基にしている。

また、上記のＳＣの常駐校となっている4中学校のうち、1中学校には、表2のとおり、年代が異なる男女計3人のＳＣが単独校型により配置され、開校日には、そのうち1人が必ず常駐し、年間を通じて、ＳＣが人数、時間ともに手厚く、計画的に配置されている。

表2 1中学校におけるＳＣの常駐配置の状況（平成30年度）

区分	年代	性別	配置開始時期等	配置時間
A氏	50歳代	女性	平成30年度 (配置1年目)	(開校日) 4、5時間程度 (年間) 700時間
B氏	40歳代	女性	平成30年度 (配置1年目)	
C氏	30歳代	男性	平成27年度 (配置4年目)	

(注) 当省の調査結果による。

同校からは、当該ＳＣの配置による効果として、次のような意見が聴かれた。

① 女子生徒と生活する親戚の男性から、思春期の女子生徒に対する接し方が分からないとの相談を受けたが、その際は、男性ＳＣが親戚の男性と同様の立場から適切にカウンセリングを行うなど、多様なＳＣの配置が機能している。

② ＳＣは、教員や学校だけでは対処できない事例に対応している。学校には年齢構成上、若手教員が増える中、複雑な問題に若手教員だけでは対応できないことから、ＳＣが相談内容を教育相談の担当教員に報告する際には、可能な限り担任教員を同席させており、担任教員が若手職員の場合は、その際、ＳＣからアドバイスを受け、生徒や保護者への今後の対応方法を身に付けることができている。

<p>SCのカウンセ リング以外の活 用</p>	<p>中学校では、学校生活に不適応な生徒の対応について協議するため、平成29年度から、「校内適応指導部会」（校長、教頭、養護教諭、学年主任、教務主任及び特別支援教育コーディネーターを担う教員で構成）を毎週1回開催しており、SC（拠点校型による配置であり、同校は拠点校）が来校する際には、同部会に参加してもらっている。SCからは、専門的視点から不適応生徒への対応についてアドバイスを受けるとともに、全教職員で情報交換・共有を図っている。</p> <p>また、同校では、「学校保健委員会」（例年開催し、同校のほか、同一校区内の2小学校も参加し、教職員や保護者が学校医、学校薬剤師、学校歯科医に指導を仰ぐもの）にSCを招き、平成30年9月に、心の健康づくりをテーマとした講演を行ってもらった。</p> <p>さらに、同校では、平成29年度に、SCの協力のもと、不登校生徒の保護者会を開催し、保護者に対する適切なアドバイスを得る機会を設けた。また、1年生の保健体育の時間に、SCにストレスの対処法について指導を仰ぐことにより、生徒にストレスマネジメントを学ばせるとともに、SCが身近な存在に感じてもらえるような機会を設けた。</p> <p>同校からは、上記のSCの活用による効果について、「教職員のみでは対応できない生徒の心のケアをSCが担っており、生徒や保護者に安心感を与えている」との意見が聴かれた。</p>
<p>SCによる児童 生徒全員に対す る面接</p>	<p>県教委は、平成26年度から、いじめ問題等への対応の充実の一環として、SCによる児童生徒全員に対する面接（対象の児童生徒は、小学5年生、中学1年生及び高校1年生）を原則として年度始から夏季休業日前までを目途に実施することとしている。</p> <p>県教委は、当該面接の目的について、児童生徒とSCのつながりを作ることを通して、児童生徒がSCに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることとしている。</p> <p>SCが派遣型により配置され、週1回派遣されている県立高等学校からは、当該面接の効果について、「児童生徒たちのカウンセラーへの親近感が増すとともに、相談室の場所と利用方法を覚えた。カウンセラー自身も生徒の状況を把握できた」との意見が聴かれた。</p> <p>なお、同校は、当該面接の課題として、本校は320人の生徒を対象に面接する必要があるが、4月から夏季休業日前までの間に全員に面接を実施するとなると、その間の通常の相談活動が難しいことを挙げている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-③ S S Wの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例

区分	内容
<p>多様なS S Wの 配置による関係 機関との連携・ 調整</p>	<p>(県教育事務所に設置する「いじめ解決支援チーム」にS S Wを配置する取組)</p> <p>県教委は、通常のS S W(県内の生徒指導上の課題を抱えている20公立小学校に単独校型により各1人配置)のほかに、県内の4教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」に、平成25年度からS S Wを構成員として各1人配置し、いじめ未然防止に係る活動やいじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにしている。</p> <p>当該S S Wには、教育や福祉等に関する知識・技術と経験を持つ域内の人材で、教育相談に応じる資質と見識を有している者の中から、特に生徒指導業務に精通している者を任用している。また、当該S S Wは、小・中学校に派遣され、いじめ等の問題が発生した場合のケース会議において、学校、市教委等との連携を図りながら問題の解決に尽力しており、平成29年度は、約20人の児童生徒の支援を行っている。</p> <p>県教委からは、「いじめ解決支援チーム」にS S Wを配置することによる効果について、「当該S S Wはいずれも教員免許状を有し、かつ、生徒指導業務に精通している者であることから、ケース会議を行う場合には学校、市教委等との連携が図られるメリットがあるほか、教員に対する助言等の支援も担当してもらっている」との意見が聴かれた。</p> <p>(福祉に関する有資格者をS S Wとして県内市教委に配置する取組)</p> <p>県教委は、通常のS S W及び上記の県教育事務所に配置するS S Wに加えて、平成28年度から、原則として社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関</p>

	<p>する有資格者をSSWとして任用し、県内の9市教委に各1人配置している。</p> <p>当該SSWは、①小・中学校に派遣され、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関等とのネットワークの構築、連絡及び調整、③学校内におけるチーム体制の構築及び支援、④保護者や教員等に対する支援、相談、情報提供などの業務を行っており、平成29年度の実績をみると、約300人の児童生徒の支援を行っている。</p> <p>県教委は、この取組を行っている経緯について、「本県の通常のSSWは教員経験者が多く、児童生徒・家庭の思いや特性に応じた支援に長けていたが、社会福祉士等の有資格者の割合が低く、医療・福祉等の関係機関との連携、ネットワークによる支援等に課題があったため、平成28年度から社会福祉士等の福祉分野に関する有資格者を県内の9市教委に1人ずつ配置することとした」としている。</p> <p>県教委からは、福祉に関する有資格者をSSWとして県内市教委に配置することによる効果について、「小・中学校において、いじめ等の問題が発生した場合に当該SSWを派遣することにより、教員等に対して専門的な支援を行えることから、教員の業務負担及び心理的負担の軽減には、特に有効である」との意見が聴かれた。</p>																
<p>児童生徒が抱える複雑化・多様化する課題に対応するため、様々な分野の専門家を登録しSSW等と連携</p>	<p>県教委は、いじめ等の問題行動については、必要に応じて、外部専門家と連携し、保護者の教育に関する偏った考え方、子供への無理解・無関心のほか、経済的要因や虐待等、児童生徒の養育環境に起因する課題等に対応することが重要であることから、児童生徒・保護者に対して、より専門性の高い支援を行い、問題行動の早期解決を図るため、通常のSSW（注2）のほかに、国庫補助事業を活用して、平成25年度から、ファミリー・リレーションシップアドバイザー（以下、本事例において「FRアドバイザー」という。）を県教委に配置し、県内全ての公立学校に派遣する制度を実施している。</p> <p>FRアドバイザーは、①ケース会議等における対応方針に基づいた支援として、養育環境等の課題解決に向けた、関係部局・機関等との支援ネットワークの構築及び児童生徒・保護者への支援に当たっての指導・助言、②養育環境等に問題を抱える家庭への支援として、学校が行う家庭訪問等と同行するなど、児童生徒・保護者へのアプローチを通じて、児童生徒の置かれている生活環境を把握し、対応方針の明確化、具体的な支援等について、学校と家庭の橋渡しを行うとともに、必要に応じた適切な個別支援などを実施している。</p> <p>平成29年度、FRアドバイザーには、下表のとおり、家庭問題に詳しい、社会福祉士、民生委員・児童委員、精神保健福祉士、人権擁護委員、弁護士及び臨床心理士の計73人が登録されている。</p> <p>なお、社会福祉士や精神保健福祉士が多いのは、下記の事例にあるように中学校から高等学校に進学した場合に本人や保護者が高校入学後も中学校時代のSSWの継続支援を希望するケースがあり、当該中学校時代のSSWをFRアドバイザーとして登録していることによるものである。</p> <p>表 FRアドバイザーの職種別人数（平成29年度）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="427 1554 1386 1823"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>人権擁護委員</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>臨床心理士</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p> <p>平成29年度のFRアドバイザーの派遣人数は14人であり、事例としては、次のようなものがある。</p> <p>① 不登校生徒の母親が子育てや地域での生活の不安をもっており、SSWが生徒本人の登校支援、FRアドバイザー（民生委員・児童委員）が母親に対する支援を行った。FRアドバイザーが定期的な母親との面談を行い、母親の不安が解消され、生徒の登校も少しずつ増えるなど好転した。</p>	職種	人数	社会福祉士	33	民生委員・児童委員	17	精神保健福祉士	10	人権擁護委員	7	弁護士	5	臨床心理士	1	合計	73
職種	人数																
社会福祉士	33																
民生委員・児童委員	17																
精神保健福祉士	10																
人権擁護委員	7																
弁護士	5																
臨床心理士	1																
合計	73																

	<p>② 中学校時代に S S W（社会福祉士・精神保健福祉士）が支援を行った生徒が、生徒本人や保護者が家庭のプライバシー等の問題から、中学校時代に支援を受けた S S Wによる継続支援を希望しても、高等学校入学後に S S Wへの引継ぎができない場合があるが、そのような場合、中学校時代に支援を受けた S S Wを F Rアドバイザーとして登録し、継続して支援を行うケースもある。</p> <p>県教委からは、F Rアドバイザーの配置効果について、「児童生徒や家庭が抱える課題は、年々複雑化・多様化しているため、F Rアドバイザー事業により、各分野の専門家による支援が可能となり、効果的な支援を行うことができる。また、中学校から高等学校に進学した場合、通常、担当 S S Wが変わることになるが、高校進学後も中学校時代の S S Wの継続支援を希望するケースなどにも柔軟に対応ができる体制となっている」との意見が聴かれた。</p>
--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該県内の公立小・中学校を対象とした S S Wの配置は、県から市町村（中核市を除く。）への間接補助事業として実施しており、S S Wの任用は各市教委が行っている。S S Wの配置形態も、各市教委の判断で選択している。

また、県立学校を対象とした S S Wは、県教委が任用し、派遣型により県教委（県総合教育支援センター）に 4 人配置している。当該 S S Wは、上記の各市教委が配置する S S Wに対する指導助言（スーパーバイズ）も行っている。

（S C、S S Wなど複数の専門スタッフで構成されるチームを学校に配置している事例）

17 県教委、32 市教委及び 145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）の中には、国費負担の S C及び S S Wの効果的な活用を推進するため、S C、S S Wなど複数の専門スタッフで構成されるチームを学校に配置している事例がみられた（図表 3-(1)-④）。

図表 3-(1)-④ S C、S S Wなど複数の専門スタッフで構成されるチームを学校に配置している事例

内容		
<p>市教委は、①市教委が設置した有識者会議の報告書において、学級や生徒の実態把握、それに応じたプログラム策定や指導案、教材作成などに S Cを活用すべきとの提言を受けたこと、②米国の学校における S C制度を視察した市長からも専門スタッフの活用に関する提案を受けたことから、いじめ、不登校など、学校が抱える課題に対応することを目的に、国庫補助事業を活用して、平成 26 年度から子ども応援委員会を設置している。</p> <p>子ども応援委員会は、表 1 のとおり、S C、S S W、スクールアドバイザー（以下、本事例において「S A」という。）及びスクールポリス（以下、本事例において「S P」という。）から構成されるチームである。市教委は、市内を 11 地区に分け、各地区の 1 中学校（以下、本事例において「設置校」という。）に、子ども応援委員会を設置するとともに、S Cについては設置校以外を含む全中学校への常勤配置を進めており、地区ごとに設置校の職員と単独で配置された当該 S Cがチームになって活動している（当該 S Cは、令和元年度に全校に配置完了）。このほか、全中学校には、子ども応援委員会コーディネーターを担う教員を位置付け、学校と同委員会の連携を図っている。</p> <p>なお、S Aには、①地域活動・ボランティア活動などの分野で活動した実績、②民間企業等における顧客相談業務等に従事した経験、③小・中学校における教職員として勤務した経験を有する者を、S Pには、①地域活動・警察官としての勤務経験があり、学校が行う教育活動を理解し、児童生徒の指導に熱意のある者、②学校教育に携わるのに適した者を採用している。</p>		
表 1 子ども応援委員会の概要（平成 30 年度）		
（単位：人）		
職種	職務	人数
S C	① 心理教育等の観点に基づく、授業等の学校生活全般への援助	84
	② 児童生徒に対する相談・カウンセリング	
	③ 保護者や教職員からの相談への対応 等	

S S W	① 課題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③ 保護者、教職員等に対する支援・相談対応・情報提供 等	20
S A	① 学校との連携を図りながら、必要に応じた家庭・地域との連絡調整 ② 学校が受けた外部からの意見や要求・苦情等の対応 等	11
S P	① 校内外における見回り活動 ② 学校で、犯罪行為と認められる可能性のある事案が発生した場合の所轄警察署等との連携 ③ 保護者、教職員等に対する支援・相談対応・情報提供 等	11

(注) 当省の調査結果による。

市内にある全ての中学校では、いじめや不登校等が発生した場合、学校に常駐する子ども応援委員会のSCが主に窓口となり、チームで対応を検討の上、必要に応じて他職種を活用し、教員と協働しながら課題の解決に当たっている。一方、市内にある全ての小学校では、非常勤のSC（同市が設置する高等学校や特別支援学校を含めて担当）が月1回から4回程度の割合で学校を訪問し、児童や保護者からの相談に対応しているが、緊急支援を要する事案が生じた際は、地区内の子ども応援委員会のSCなどが課題の解決に携わる場合もあり、定期的に同委員会のSCが学校を訪問し、学校と情報交換を行っている。

SSWは、設置校及び地区内の周辺校からの要請に対応するとともに、周辺校を定期的に訪問、各校の状況把握を行い、必要に応じて支援を行っている。

市教委からは、子ども応援委員会の相談等対応による効果について、表2のとおり、「平成28年度から29年度にかけて対応件数が増加し、両年度とも7割以上の児童生徒の状況が好転しつつあり、同委員会の専門スタッフの活用による効果が確認できる」との意見が聴かれた。

表2 子ども応援委員会が相談等対応を行った児童生徒数の状況

(単位：件、%)

年度	解消 a	軽減 b	変化なし c	合計 d(=a+b+c)	解消率 (a+b)/d*100
平成28年度	625	1,115	593	2,333	74.6
平成29年度	704	1,546	863	3,113	72.3

(注) 当省の調査結果による。

また、大学の研究者による子ども応援委員会に係るアンケート（平成29年度実施）の結果によると、表3のとおり、「子ども応援委員会が設置（配置）されていると仕事に余裕ができる」との設問に対し、約8割の教員が「強くそう思う」又は「ある程度そう思う」と回答していることから、市教委からは、「教員の負担軽減に役立っている」との意見が聴かれた。

表3 教員に対する子ども応援委員会に係るアンケート結果（平成29年度）

(単位：%)

区分	強くそう思う	ある程度そう思う	余りそう思わない	全くそう思わない
子ども応援委員会が設置（配置）されていると仕事に余裕ができる。	36.9	41.3	17.8	4.0

(注) 「大学の研究者による子ども応援委員会に係るアンケート」（平成29年度実施）に基づき、当省が作成した。

さらに、市教委からは、「中学校に常駐のSCが配置されたことにより、課題を抱える生徒の相談への対応や担任教員と面談を行うだけでなく、場合によっては、家庭訪問により保護者との面談を行うなど、課題を抱える生徒に対応する時間を一定程度確保できたことで課題の解決に役立っているのではないか」との意見も聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

(SCと教員等が書面作成やケース会議開催により情報共有に取り組んでいる事例)

また、これらの教委及び学校の中には、国費負担のSCと教員等が書面作成やケース会議開催により情報共有に取り組んでいる事例がみられた（図表3-(1)-(5)）。

- ① SCと教員が相談事案について適切な情報共有を図るため書面を作成
- ② SCが来校時にケース会議を開催

図表 3-(1)-⑤ SCと教員等が書面作成やケース会議開催により情報共有に取り組んでいる事例

区分	内容
SCと教員が相談事案について適切な情報共有を図るため書面を作成	<p>小・中学校に配置されているSCは、市教委策定の内規に基づき、SCが毎月、「スクールカウンセラー活動記録」を作成し、翌月5日までに学校を通じて、市教委に対して、当該活動記録を提出することとされている。</p> <p>しかし、当該活動記録には、面談者等区分（児童生徒、保護者及び教員）及び面談内容区分（不登校、いじめ等）別の件数を報告することが主目的とされているため、面談結果の概要が1行から2行程度で記載されるのみであり、相談内容の詳細を把握できないものとなっている（ただし、重大な個別事案については、SCから学校を通じて市教委に報告されている）。</p> <p>各校とも、SCと教員の情報共有は、基本的には口頭で行っているものの、同市の2小学校では、SCと学校の間における情報共有の充実を図るため、口頭に加えて、次のとおり、書面により情報共有を実施している例がみられた。</p> <p>（A小学校：SCを単独校型により配置） 同校のSCは、週1日の配置であり、配置日には、校長、教頭及び担任教員が不在の場合もあるため、SCへの相談終了後、申し送る必要がある事項を「連絡ノート」に記載し、当該記載内容について校長等が確認の上、必要に応じてコメントを記載するなどの情報共有を行っている。</p> <p>（B小学校：SCが拠点校型により配置され、同校は拠点校） 同校のSCは、2週に1日の配置となっているため、独自の書面として、配置日に行った児童等との面接内容や当該面接結果を受けての教員への連絡内容を記録した「活動記録」を作成している。当該活動記録は、担当教員、教頭及び校長が適宜確認するなどして情報の共有を図っている。</p>
SCが来校時にケース会議を開催	<p>県立高等学校では、従来から、SC（拠点校型による配置であり、同校は拠点校）の来校時に可能な限りケース会議を設定し、SCに参加してもらうことにより、ケアが必要な生徒への今後の対応について助言を受けるとともに、担任教員を始めとする関係教員間で、その都度情報を共有している。</p>

（注） 当省の調査結果による。

（SCについて経験者とのペア配置等により人材育成・人材確保を行っている事例）  
さらに、これらの教委及び学校の中には、国費負担のSCについて経験者とのペア配置等により人材育成・人材確保を行っている事例がみられた（図表 3-(1)-⑥）。

図表 3-(1)-⑥ SCについて経験者とのペア配置等により人材育成・人材確保を行っている事例

内容
<p>県教委は、文部科学省が令和元年度までにSCを全公立小・中学校（2万7,500校）に配置することを目標としていることを踏まえ、全ての中学校にSCの配置を目指している。</p> <p>このため、SCに準ずる者をSCに育成することを目的に、配置に当たっては、SCに準ずる者のみの配置は行わず、SCとペアで各中学校に配置し、経験を積む機会が得られるように配慮している。</p> <p>平成29年9月15日の公認心理師法（平成27年法律第68号）施行に伴い、30年9月9日に第1回公認心理師試験が行われ、当該試験に同県のSCに準ずる者17人のうち9人が受験した。受験者のうち、令和元年度も継続勤務の意向を示している者は8人であり、合格者は5人となった（継続勤務の意向を示している者の合格率62.5%）。当該合格者5人は、元年度はSCとして任用することになっている。</p> <p>また、県教委は、SCの人材を確保する取組として、将来、同県のSCを目指している者を、</p>

教育相談員（不登校生徒及び特別室等に登校する生徒の相談対応、援助等を行う、県単独事業により配置する専門スタッフ）として任用し、実際に相談業務の経験を積んでもらう取組も行っている。教育相談員に必要な資格は特にはないが、教育相談に応じる資質と見識を有する者（教育心理を修めた者、教職経験者等）が採用条件とされており、教育相談員として経験を積み、上記のSCに準ずる者の要件を備えることが可能となる。

さらに、県教委は、SC、SCに準ずる者及び教育相談員について、平成28年度からは、同県の人材バンクを活用して募集（28年度は数人、29年度は12人の応募実績）を行っているほか、県臨床心理士会にもSCの公募の周知依頼を行っている。

県教委は、これらの取組により、臨床心理士や公認心理師等の有資格者の人材確保につながっていると認識しており、「SCの人材確保について、今後もSCを目指す若い人材を確保できるように取り組んでいきたい」としている。

（注） 当省の調査結果による。

**(4) SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等**

17県教委、32市教委及び145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）における国費負担のSC及びSSWの活用状況を調査したところ、次のとおり、SSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例がみられた（図表3-1-(7)）。

- ① SSWの専門的職務に関する教委及び学校の理解不足により活用にためらい
- ② SSWへの相談実績において学校間に差

**図表 3-1-(7) SSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例**

区分	内容
SSWの専門的職務に関する教委及び学校の理解不足により活用にためらい	<p>県教委は、県の財政事情も踏まえ、平成29年度から、配置希望のあった市教委に対してSSWを1人ずつ配置している（平成30年度は県内全市町村のうち、3分の2の市教委に配置。一部のSSWは、複数の市町村の担当を兼任しているため、実人数は12人）。</p> <p>そのうち、同県内の1市教委では、平成29年度から県配置のSSW1人が派遣型により教委に配置されているが、配置後、SSWを活用した学校は、30年9月末時点で市内の小・中学校45校中12校（26.7%）にとどまっており、SSWの活用が十分に広がっていない状況がみられた。</p> <p>県教委、当該市教委及び同市のSSWを活用していない小・中学校からは、SSWの活用が広がっていない要因について、下表のとおり、「本県では、平成29年度から市教委へのSSWの配置を開始したこともあり、各市教委において、SSWという制度自体の認知が進んでいない」、「どのようなケースでSSWを活用すればよいのかなど、その活用方法を学校間において十分に共有できていない（特に、SSWが行政機関の福祉部局と比べて、どのように役割が違うのかが分からない）」、「市教委に配置されているSSWの人数が1人であることから、派遣要請をためらう学校が少なからずある」、「本県のようにSSWを学校現場に配置せず、教委から派遣する配置形態を採用しているところは、そもそも現場の教員がSSWについて知る機会がなく、SSWを活用するメリットを知らないのではないか」などの意見が聴かれた。</p> <p>また、当該SSWの活用促進のための改善方策として、下表のとおり、「県内各市教委からのSSWの活用事例の収集及び周知」、「月1回開催される校長会などの機会に、SSWの活用について継続的な周知」、「SSWについて各地方公共団体の配置形態に合った活用事例集の作成や教員への研修による周知」などが必要であると考えられるとの意見が聴かれた。</p>
表 SSWの活用が広がっていない要因及び改善方策	
区分	意見の内容
県教委	SSWは、福祉の専門家として、児童生徒の環境に働きかけ、貧困・虐待等の問題に対応してくれるため、潜在的なニーズが学校側に必ずあるは



	<p>ずだが、配置を希望しない市教委がある理由としては、①本県では、平成29年度から市教委へのSSWの配置を開始(注2)したこともあり、各市教委において、SSWという制度自体の認知が進んでいないこと、②学校現場においてSSWの活用方法が十分に共有できていないことから、一部の市教委において、SSWの必要性が十分に認識されていないおそれがあること、③郡部の市教委の中には、日頃から学校と関係機関(市町村の福祉部局、医療機関等)との間で連携がとれているため、外部の人材であるSSWを不要としているところがあることが考えられる。</p> <p>県教委としては、各市教委との連絡協議会や中学校生徒指導主事研修会等において、SSWの職務内容等について周知を図っているところではあるが、今後は、県内のSSWの活用事例の収集及び周知も併せて行い、各市教委に対してSSWの活用を促していきたいと考えている。</p>
市教委	<p>SSWは、各学校で開かれるケース会議のコーディネーター役や医療機関への付添いなど、様々な場面において活躍しているが、市内の学校において活用が広がっていない要因としては、①SSWをどのようなケースで活用すればよいのかなど、その活用方法を学校間において十分に共有できていないこと、②市教委に配置されているSSWの人数が1人であることから、SSWの派遣要請をためらう学校が少なからずあることが考えられる。</p> <p>市教委としては、引き続き、月1回開かれる校長会などの機会に、SSWの活用について周知を図っていきたい。</p>
小学校	<p>平成30年度に入ってから、特別支援学級に通う児童に対する支援方策を検討するために、関係機関(市福祉部局、児童・保護者が通う医療機関及びデイサービスを行っている福祉施設)に出席してもらい、通級支援学級の担任教員を中心にケース会議を開催したことがあるが、SSWを活用すればよかったかもしれない。</p> <p>しかし、実際には、どのようなケースにおいて、SSWを活用すればよいのかははっきりと分からない。特に、SSWと行政機関の福祉部局を比べ、どのように役割が違うのかが分からないため、SSWの活用事例集のようなものを作成してもらいたい。</p>
A中学校	<p>SSWの配置目的である生徒やその家庭が抱える問題への対応を行うためには、SCのように、学校という生徒や保護者から目に見えるところにSSWを配置し、生徒や保護者との信頼関係を築くことが重要である。</p> <p>しかし、市教委に配置されているSSWは1人であるため、アドバイザー役として単発的な支援(ケース会議への出席等)は対応してもらえるとされるが、継続的な支援(家庭訪問や医療機関への付添い等)は期待できず、生徒や保護者との間で信頼関係を築くことは難しいのではないかとされる。</p> <p>実際、平成30年度に入学した生徒の中にも、対応に苦慮する生徒がおり、警察からは家庭の問題も含まれるためSSWに相談することを勧められたが、継続的な支援は望めず、生徒や保護者との間で信頼関係を築くのは難しいのではないかと考え、SSWの活用を見送った経緯がある。</p> <p>また、学校現場において、SSWという制度自体の認知が進んでいないこともSSWの活用をためらう大きな要因となっている。</p> <p>SSWがSCのように学校現場に配置されていれば、日々のやり取りの中で、SSWとはどのような人材で、どのように活用することができるのかという点について把握することができると思われるが、本県のようにSSWを学校現場に配置せず、教委から派遣する配置形態を採っているところは、そもそも現場の教員がSSWについて知る機会がなく、SSWを活用するメリットを知らないのではないかと。</p> <p>国の配置目標である中学校区単位でのSSWの配置が理想であるが、それが財政的な理由により直ちに実現することが難しいということであれば、SSWについて、各地方公共団体の配置形態に合った活用事例集の作成や教員への研修による周知が必要ではないかと。</p>
B中学校	<p>以前、県教委に在籍していたため、SSWの役割や有用性については十分に認識しているが、市教委にはSSWが1人しか配置されていないため、よほど大きな問題案件でもない限り、対応してもらえないのではないかとこの認識を持っている。</p> <p>現状では、不登校や家庭が抱える問題については、担任教員や養護教諭が中心となって対応している状況であり、SSWは国の配置目標でもある</p>

	<p>中学校区単位での配置が望まれる。</p> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 県教委は、同県内におけるSSWの配置状況について、平成28年度は国庫補助事業を活用して県教委に配置したSSWを県内の公立学校からの派遣要請に応じて学校に派遣し、27年度以前は県単独事業により県教委に配置したSSWを県内の公立学校に派遣していたとしている。</p>																																																																												
SSWへの相談実績において学校間に差	<p>同一県内のA市教委及びB市教委は、SSWの配置について、A市教委はSSWを拠点校型により小学校に配置し、担当地区内の小・中・高等学校及び特別支援学校に派遣することとし、B市教委はSSWを拠点校型により中学校に配置し、担当地区内の小学校に派遣する配置形態を採用している（以下、本事例においてSSWの担当地区内の拠点校以外の学校を総じて「周辺校」という。）。</p> <p>A市内にある2小学校及び2中学校並びにB市内にある2小学校及び2中学校（以下、本事例において「8校」という。）における平成30年4月から8月までのSSWへの相談実績をみると、表1及び表2のとおり、8校のうち6校で相談実績がみられ、B市立a中学校（拠点校）では延べ51件の相談があった一方で、2校（A市立a小学校及びa中学校（いずれも周辺校））ではSSWの活用が必要な事例自体が発生しなかったとの理由から、SSWへの相談実績がない状況がみられた。</p> <p>表1 A市内の2小学校及び2中学校におけるSSWへの相談実績（平成30年4月～8月） （単位：延べ件数）</p> <table border="1" data-bbox="432 891 1385 1312"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校種</th> <th colspan="5">面談内容区分に応じた相談件数</th> </tr> <tr> <th>不登校</th> <th>家庭環境の問題</th> <th>発達障害等</th> <th>児童虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 小学校 (周辺校)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b 小学校 (拠点校) (注2)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>a 中学校 (周辺校)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b 中学校 (周辺校) (注3)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 b小学校の相談件数は、平成30年4月から9月までに受け付けたもの 3 b中学校の相談件数は、平成30年4月から10月までに受け付けたもの</p> <p>表2 B市内の2小学校及び2中学校におけるSSWへの相談実績（平成30年4月～8月） （単位：延べ件数）</p> <table border="1" data-bbox="432 1541 1385 1899"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校種</th> <th colspan="6">面談内容区分に応じた相談件数</th> </tr> <tr> <th>不登校</th> <th>家庭環境の問題</th> <th>発達障害等</th> <th>児童虐待</th> <th>その他 (注2)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 小学校 (周辺校)</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>b 小学校 (周辺校)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>a 中学校 (拠点校)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>b 中学校 (拠点校)</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「その他」に分類されている面談内容は、以下のとおり ・ b小学校（9件）は、「教職員との関係の問題」 ・ a中学校（7件）及びb中学校（14件）は、「心身の健康・保健に関する問題」</p>	学校種	面談内容区分に応じた相談件数					不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	合計	a 小学校 (周辺校)	0	0	0	0	0	b 小学校 (拠点校) (注2)	0	0	0	5	5	a 中学校 (周辺校)	0	0	0	0	0	b 中学校 (周辺校) (注3)	0	0	0	1	1	学校種	面談内容区分に応じた相談件数						不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	その他 (注2)	合計	a 小学校 (周辺校)	3	0	10	13	0	26	b 小学校 (周辺校)	0	2	23	0	9	34	a 中学校 (拠点校)	41	2	1	0	7	51	b 中学校 (拠点校)	14	5	4	0	14	37
学校種	面談内容区分に応じた相談件数																																																																												
	不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	合計																																																																								
a 小学校 (周辺校)	0	0	0	0	0																																																																								
b 小学校 (拠点校) (注2)	0	0	0	5	5																																																																								
a 中学校 (周辺校)	0	0	0	0	0																																																																								
b 中学校 (周辺校) (注3)	0	0	0	1	1																																																																								
学校種	面談内容区分に応じた相談件数																																																																												
	不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	その他 (注2)	合計																																																																							
a 小学校 (周辺校)	3	0	10	13	0	26																																																																							
b 小学校 (周辺校)	0	2	23	0	9	34																																																																							
a 中学校 (拠点校)	41	2	1	0	7	51																																																																							
b 中学校 (拠点校)	14	5	4	0	14	37																																																																							

SSWへの相談実績がある6校のうち、3校からは、表3のとおり、「関係機関（児童相談所・警察など）との連絡・調整の際、関係機関の実情をよく把握しているSSWから連絡することは非常に重要である」との意見が聴かれた一方で、「SSWの担う役割等については、いまだ学校の理解が進んでいない」、「SSWを活用するかどうかは、学校の管理職の認識次第である」との意見が聴かれた。

表3 SSWへの相談実績がある3校からの意見

学校種	意見の内容
A市立b小学校 (拠点校)	SSWの担う役割等については、いまだ学校の理解が進んでいない。
A市立b中学校 (周辺校)	SSWが最も必要とされるのは虐待案件であり、当該事案において、関係機関（児童相談所・警察など）との連絡・調整の際、関係機関の実情をよく把握している専門職であるSSWから連絡することは非常に重要である。
B市立a小学校 (周辺校)	本校でSSWを積極的に活用しようという方針になったのは、平成30年度に本校に着任した教頭が前任校で先輩教員から受けた「どの関係機関につなげばよいか分からない案件はSSWを活用したらよい」との助言が契機であり、SSWを活用するかどうかは、学校の管理職の認識次第である。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 SSWへの相談実績があるB市立b小学校（周辺校）並びにa中学校及びb中学校（いずれも拠点校）は、意見なし

また、SSWへの相談実績がない2校からは、表4のとおり、「A市では、生徒指導担当教員（当該教員の授業時間は、通常の教員が30時間のところ、8時間とされており、他の時間を生徒指導に充てるための教員）を大部分の中学校に配置しており、(略)当該教員は、SSWよりも関係機関への連絡等のノウハウを持っているため、中学校にはSSWの需要が少ない」との意見が聴かれた一方で、「SSWの活用を促進するためには、SSWを活用して事案が解決したという成功体験の積み重ねが大切であり、校長がそのような成功体験を持っていない学校も相当数ある」との意見が聴かれた。

表4 SSWへの相談実績がない2校からの意見

学校種	意見の内容
A市立a小学校 (周辺校)	SSWの活用を促進するためには、SSWを活用して事案が解決したという成功体験の積み重ねが大切であり、校長がそのような成功体験を持っていない学校も相当数ある。 なお、当方（校長）は、本校には平成30年度に着任したが、先輩教員からSSWは役に立つという話を聞いたので、前任校では派遣要請を行ったことがある。
A市立a中学校 (周辺校)	A市では、生徒指導担当教員を大部分の中学校に配置しており、本校にも配置されている。当該教員は、SSWよりも関係機関への連絡等のノウハウを持っているため、中学校にはSSWの需要が少ないと認識している。 一方で、小学校には、生徒指導担当教員がほとんど配置されておらず、中学校のように関係機関への連絡等のノウハウを持った教員がいないため、小学校の方がSSWの需要があると認識している。

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

また、これらの教委及び学校からは、次のとおり、国費負担のSC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題があるとする意見が聴かれた（図表3-(1)-(8)）。

- ① SCの専門的職務に関する教員の理解不足により活用にためらい
- ② 生徒等にSCとのカウンセリングを勧めるタイミングが課題

- ③ 教員にはSSWの役割についてのより一層の認知が必要
- ④ 市町村によってSSWの役割についての認知に差
- ⑤ SSWと普段接する機会が少なく、SSWの専門的職務についての理解が不足

図表 3-(1)-⑧ SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題があるとする主な意見

区分	内容
SCの専門的職務に関する教員の理解不足により活用にためらい	県教委が任用するSCを巡回型により小・中学校に配置している市教委からは、「児童生徒についてのSCへの相談の要否は担任教員が判断し、担任教員から生徒指導主任や教頭を通じて、SCに相談の予約をすることとしているが、教員によっては、どのような場合に児童生徒をSCに相談させたらよいか分からないということもある。このため、SCから教員へのコンサルテーション、研修等をより充実する必要がある」との意見が聴かれた。
生徒等にSCとのカウンセリングを勧めるタイミングが課題	SCが拠点校型により配置されている中学校（同校は拠点校）からは、「SCを活用するに当たって、生徒や保護者にSCとのカウンセリングを勧めるタイミングが早すぎると学校が生徒を見放したと感ずるため、その見極めが課題である」との意見が聴かれた。
教員にはSSWの役割についてのより一層の認知が必要	派遣型のSSWが配置されている県立高等学校からは、「教職員においてSSWの認知度は高まっているものの、SSWの活用については、「満たすべき諸条件があるのでは」といった敷居が高いとのイメージを持つ者もいるので、より一層具体的な活用について周知する必要がある」との意見が聴かれた。
市町村によってSSWの役割についての認知に差	県教委からは、「SSWの配置に当たり、各市町村や各学校の実態、それぞれが抱える問題に応じた適切な支援を行うため、各市教委の判断で単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型などの配置形態（方法）を工夫できるようにしている。しかし、県教委が各市教委に対してSSW活用事業に係る勤務状況等調査によりSSWの活用状況について確認を行った結果、市教委によっては、SSWの役割についての認知度に差があり、特に、SSWの配置形態について巡回型を採用する市教委において、1校当たりの巡回時間が短いため、教職員や児童生徒からの認知が進みにくく、ケース会議の開催も少ないという現状があることから、SSWの役割や業務内容が学校に浸透せず、効果的な活用についての評価が低くなっている傾向がみられる。また、SSWの主な役割について、学校や医療・福祉等の関係機関との調整・仲介といった、いわば児童生徒やその保護者が置かれた環境への働きかけではなく、カウンセリングや助言といった児童生徒やその保護者への直接支援と捉えている学校もある」との意見が聴かれた。
SSWと普段接する機会が少なく、SSWの専門的職務についての理解が不足	SSWが拠点校型により派遣されている県立高等学校（同校は周辺校）からは、「SSWと普段接する機会が少ないこともあり、生徒や保護者からSSWに相談したいという意向を聞いたことがなく、SSWがどのような事案で力を発揮して解決を図ってくれるのか、教職員、生徒及び保護者に十分把握されていないと感じている」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、国費負担のSSWの効果的な活用を推進するため、派遣型SSWに加えて元校長等のSSWが小学校を定期巡回するとともに実践的な内容を記載した事例集を各小・中学校に配付し、SSWの専門的職務及び具体的な役割に関する学校の理解促進を図ることで、SSWへの相談につながっている事例がみられた（図表 3-(1)-⑨）。

図表 3-(1)-⑨ 派遣型 S S Wに加えて元校長等の S S Wが小学校を定期巡回するとともに実践的な内容を記載した事例集を各小・中学校に配付し、S S Wの専門的職務及び具体的な役割に関する学校の理解促進を図ることで、S S Wへの相談につながっている事例

内容	
<p>市教委は、平成 21 年度から国庫補助事業を活用して、S S Wを派遣型により教委に配置し、29 年度までは小・中学校からの要請に基づき S S Wを派遣する方法を採用していた。</p> <p>しかし、市教委は、S S Wの派遣を要請する学校が偏っていたことから学校において S S Wの役割や活用方法が余り認知されていないものと判断し、平成 30 年度から、当該 S S Wに加えて、巡回 S S Wを拠点となる小学校に配置し、担当する区内の小学校を定期的に巡回することにより、S S Wの役割に係る認知度を上げるとともに、困難を抱えた児童生徒の状況把握に努め、学校と S S Wをつなぐ取組を行っている。</p> <p>市教委は、従来から配置している S S Wは、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者であるところ、巡回 S S Wには、校長経験者等、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者を採用しており、平成 30 年度に採用された 5 人の巡回 S S Wは、4 人が元校長、1 人が定年前に退職した元教員となっている。市教委は、このような採用を行っている理由として、校長経験者等の巡回 S S Wは、①教員としての経験に基づき、学校現場に対する的確な助言ができること、②問題を抱える児童に対する適切な支援について、現場の状況を踏まえた具体的な助言が可能であること、③学校の事情に詳しい者の方が、学校の教員が信頼しやすく安心して相談でき、抱えている問題を見つけられることを挙げている。</p> <p>巡回 S S W 5 人は、それぞれ市内の 2 区を担当し、各区の拠点となる 1 小学校を中心として、担当区内の全小学校を巡回しており、1 人当たりの担当校数は約 40 校である。巡回 S S Wは、第 1 学期及び第 2 学期中に各小学校に 1 回は巡回し、第 3 学期には巡回した中で重点的に行った方がよいと判断した小学校に絞って巡回することとしている。</p> <p>平成 30 年度第 1 学期末（7 月末）までの巡回 S S Wの活動実績をみると、巡回 S S Wが受けた相談は 313 件、そのうち、S S Wの派遣要請につながった相談は 16 件であり、巡回 S S Wの配置開始後の 4 月から 5 月中旬までは研修受講等が中心となったが、小学校への巡回を開始した 5 月末以降、全小学校を巡回している。</p> <p>また、A 小学校及び B 小学校においては、平成 29 年度まで S S Wへの相談実績がなかったが、下表のとおり、巡回 S S Wの活動により、S S Wへの相談につながっている例がみられた。A 小学校からは、「これまで S S Wの派遣要請は虐待事案などの重い案件というイメージがあり、派遣要請を行ったことがなかったが、巡回 S S Wがきっかけとなり、平成 30 年度において 2 件の S S Wの派遣要請につながった」との意見が聴かれた。</p>	
<p>表 巡回 S S Wの活動により、S S Wへの相談につながった例</p>	
学校種	内容
A 小学校	<p>本校では、これまで S S Wの派遣要請は虐待事案などの重い案件というイメージがあり、派遣要請を行ったことがなかったが、巡回 S S Wがきっかけとなり、平成 30 年度において 2 件の S S Wの派遣要請につながった。巡回 S S Wは、学校としては大変有り難い存在である。</p> <p>S S Wについて、以前は、学校の実情が分かっていないのではないかと懸念もあったが、S S Wも学校現場の事例を複数経験し、経験値が上がってきていることから安心して相談できるようになった。</p> <p>また、担任教員は授業のほかには校務も担っており、頻繁に家庭訪問するのは難しい。昔は学校が全部抱えるという時代もあったが、S S Wや民生委員・児童委員などの関係機関等とつながることは重要である。学校が保護者等の対応に苦慮する場合なども、法的・福祉的なアドバイスをもらえるのは大変有り難い。</p>
B 小学校	<p>本校では、平成 29 年度まで、不登校児童への対応については、担任教員から S Cに相談してきたが、学校に通学できるまでは改善されなかった。</p> <p>平成 30 年度から、不登校児童への対応について、巡回 S S Wに相談したところ、ケース会議を開催することとなった。ケース会議は、平成 30 年 9 月 27 日に第 1 回目が開催され、10 月 30 日に 2 回目が開催されることになっている。当該児童への支援を引き続き行っているところであるが、外部機関とつながって継続的に対応を検討していくことが重要であると考えている。</p>
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>	
<p>なお、市教委は、S S Wの認知度の向上のため、「スクールソーシャルワーカー（S S W）活用ガイドブック」（下記参考を参照）を平成 30 年 7 月に作成し、市内各小・中学校に配付しており、当該ガイドブックにも巡回 S S Wの役割や活動内容について記載し、周知を図っている。</p>	
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>	

(参考) 巡回SSWを配置する市教委が作成している「スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用ガイドブック」の概要

内容	
<p>市教委は、SSWの認知度の向上のため、協力者会議報告書に基づき、「スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用ガイドブック」(以下、本事例において「活用ガイドブック」という。)を平成30年7月に作成し、市内の各小・中学校に配付している。</p> <p>活用ガイドブックは、児童生徒が置かれている環境の問題への対応・対処についてまとめており、学校において発生している解決が困難なケースに対して、スクールソーシャルワークの視点に立った支援を取り入れるとともに、SSWを有効に活用するため、SSWの役割やSSWとSCとの違い、SSWの支援内容・活用手順、連携先となる関係機関の紹介などのほかに、市教委が配置するSSWが児童生徒の支援を行った事例に基づき作成した事例集を掲載している。</p> <p>当該事例集には、不登校及び家庭環境改善のためのSSWの活用事例、暴力行為及びDV被害家庭へのSSWによる支援事例、SSWと関係機関の連携事例(下表)など、SSWの活用事例を類型ごとに掲載している。また、各事例について、ケース会議の開催、ケース会議の結果を踏まえた支援の実施、支援実施後のモニタリング(経過観察)などの児童生徒への支援に関する一連の取組において、それぞれの段階ごとにSSWが担った役割や連携調整を図った関係機関を具体的に記載している。</p> <p>市教委は、当該事例集を上記のような構成にしている理由として、次の点を挙げている。</p>	
<p>① 教員に対して、SSWがどのような職務や役割を担う者であるのか、SSWをどのようなケースで活用するのかについて、事例集で分かりやすく示すことにより、学校現場におけるSSWの活用を促進するため</p>	
<p>② 学校現場では、ケース会議にはどのような者が参加し、どのような事項を検討する場であるのかについてなかなか理解が進んでいないという課題があり、事例集でケース会議の開催状況を具体的に示すことにより、当該課題の解消を図るため</p>	
<p>③ 児童生徒が抱える問題が複雑化・困難化し、学校と医療・福祉等の関係機関との連携が課題となっており、学校と関係機関との連携に資するケース会議の開催状況を事例集で具体的に示すことは、当該課題の解消にもつながるため</p>	

表 活用ガイドブックの事例集に掲載された「SSWと関係機関の連携事例」の概要

段階	内容
1 問題の発見 (相談内容)	<p>小学校低学年の女子児童(以下、本事例において「児童」という。)は、入学後半年ほどは登校できていたが、担任から厳しい注意を受けたことやクラスメートが叱責されたことを目撃し恐怖感を抱き、徐々に登校できなくなっていった。</p> <p>欠席連絡も途絶え、担任や教頭が家庭訪問を行ったが児童に会うことはできず、母親は「子供は先生に嫌な思いをさせられた」、「先生が来ることで子供も自分もストレスになる」と拒否。学校からの電話にも出ない状況が数か月続いた。母親は生活保護を受給しており、市役所保護課のケースワーカー(以下、本事例において「CW」という。)が行う家庭訪問にて児童の様子を確認してもらおうという状況であった。</p> <p>このため、同校の管理職が教委に対し、SSWの派遣要請を行った。</p>
2 ケース会議の開催	<p>教委から派遣されたSSWは、小学校の管理職からケース概要を聴取し、校内ケース会議の実施を提案。その後、ケース会議が開催され、次のとおり、児童等に関する課題の明確化を行い、支援内容が検討された。</p>
【SSWの役割】	<p>(参加者)</p> <p>校長、教頭、担任教員、特別支援教育コーディネーター(教員)、SC、CW、セラピスト、家庭児童相談室(注3)及びSSW</p>
・ 学校訪問し、校内ケース会議実施を提案	<p>(課題の明確化)</p> <p>① 学校・家庭での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童は、両親が離婚。離婚理由は父親から母親へのDV。現在は母親と二人暮らし。学校では大人しく、人間関係が苦手な様子で、特定の友達はいない。勉強は余り得意でなく、授業についていけず、ぼんやりとしていることもあった。</li> <li>母親は、最近うつ病で通院を始めた。働くことができず生活保護を受給</li> </ul>
・ ケース会議進行の助言	<p>② 考えられる背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童は、DV目撃による心的外傷の可能性や対人関係・学習に関する課題、特性に応じた関わりができていなかった可能性あり</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母親は、精神的負担あり（うつ病を抱えながらの子育て）</li> </ul> <p>③ 現在行われている学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任は、週1回、母親の携帯へ電話や自宅ポストにお便りと手紙を投函</li> <li>・ 教頭は、市役所保護課との連絡</li> </ul> <p>(支援内容の検討)</p> <p>① 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の学ぶ場の確保。そのための母親と学校の関係の修復。児童について話合いができる関係にしたい。</li> <li>・ 児童と教員の関係の修復。児童が教員に対して恐怖感を抱かないようにしたい。</li> </ul> <p>② プランニング（手立て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 唯一家庭とつながりのあるCWに、家庭訪問時にSSWを同行させてもらい家庭との接点を持つ。</li> <li>・ SSWと児童及び母親との関係を構築後、SSWがパイプ役となり、児童、母親と学校の橋渡しを行っていく。</li> <li>・ SCや関係機関の協力を得て、児童の特性を踏まえた関わり方の検討、母親に対する地域での支援について検討する。</li> </ul>
<p>3 支援の実施</p> <p>【SSWの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所保護課や家庭児童相談室との連携</li> <li>・ 学校と家庭のパイプ役</li> </ul>	<p>① SSWは、CWに家庭訪問への同行を依頼。SSWについて「教員ではない立場の人」ということを強調して児童の母親に伝えてもらい、母親は「CWさんの紹介なら」とSSWと会うことを承諾</p> <p>② SSWはCWと家庭訪問を実施。母親から学校への思いや困りごとについて話を聞くことができた。今後、定期的にSSWが訪問し相談を行っていくことを提案、了承された。また、母親から児童が不登校となった後、児童精神科を受診し軽度の発達障害に加えて、DV目撃の影響による対人恐怖があると診断されたことを聞いた。</p> <p>③ SSWは、学校にてSC、CW及び家庭児童相談室を交えたケース会議を開催。児童の診断結果から児童に対する適切な関わり方についてSCから助言を受けた。また、家庭児童相談員にも相談することとなった。</p>
<p>4 モニタリング（経過観察）</p> <p>【SSWの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的な家庭訪問</li> <li>・ ケース会議の提案</li> <li>・ 支援ネットワークの構築</li> </ul>	<p>① 支援開始から数か月、学校のことが気になり始めた児童の様子が見られたため、母親を交えたケース会議を学校で開催。児童と教員との接点をどう作るか、また、相談指導教室やフリースクールなど社会資源の活用について話し合われた。</p> <p>② 後日、教員の家庭訪問を児童に打診したところ、承諾。SSWの家庭訪問時に担任が同行、児童と工作を行い楽しい時間を過ごすことができ、その後、定期的な交流ができるようになった。</p> <p>③ 母親は学校への不信感が軽減したことで、児童の今後の学習の場について教員と一緒に検討した。近々、相談指導教室を見学する予定である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市教委は、本事例について、SSWが児童及び母親と学校の橋渡し役を果たした事例であるとしている。

3 家庭児童相談室は、市内の各保健センターに設置され、同室に配置された家庭児童相談員が18歳未満の子供に関する相談を担当している。

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) 文部科学省における国費負担のSC及びSSWに係る取組状況

##### a SC及びSSWの働き方改革答申における位置付け及び文部科学省による教委等への通知状況

SC及びSSWの活用については、SC及びSSWの配置に係る国庫補助事業の事業実施要領において、教育相談体制の整備が目的とされている。具体的には、SCは心理に関して高度に専門的な知識・経験を生かして児童生徒を心理面から支援すること、SSWはいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うことにより、前述のチーム学校答申にあるとおり学校の機能を強化することが想定されている。

一方、中央教育審議会は、教員の長時間勤務について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとし、前述のとおり働き方改革答申をとりまとめ、働き方改革答申では、学校における働き方改革の目的について、教員の負担軽減や業務の効率化・明確化等により、教育活動を充実させるためとされている(資料1-⑤(再掲))。

働き方改革答申では、これまで学校及び教員が担ってきた業務のうち、教員の業務量や地方公共団体での取組等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について整理されている。特に、SC及びSSWの活用については、【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】の中の「⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応」に位置付けられている。具体的には、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(略)の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべき」、「専門的な外部人材等の配置に当たっては、教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門的な外部人材等に任せるか明確にすることが必要」とされている。

働き方改革答申を踏まえ、文部科学省は、働き方改革通知において、教委に対し、学校における働き方改革に係る取組を進めるに当たっては働き方改革答申を参考とするよう通知している(資料1-⑥(再掲))。

現時点では、このような最近の状況を踏まえつつ、SC及びSSWの活用に係る考え方について、教委及び学校に適切に理解されることが重要であると考えられる。

#### **b 文部科学省における国費負担のSC及びSSWに係る教委等の取組の把握状況**

前述のとおり、文部科学省は、チーム学校答申を受け、チームとしての学校の実現に向けて、関係者におけるSC及びSSWの専門的職務についての認知度を向上させ、学校におけるSC及びSSWの活用促進のため、学校教育法施行規則を一部改正し、SC及びSSWの職務内容に係る規定を設けた(平成29年4月1日施行)。

協力者会議報告書では、学校内において校長は、SC及びSSWの職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要があり、チームが有効に機能するには、SCやSSW、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが重要であるとされ、教委は、SC及びSSWの理解を図り、その専門性を生かすため、研修などあらゆる機会において役割や活用方法を周知する必要があるとされている。

しかし、当省が調査対象とした教委及び学校において、国費負担のSC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等がみられた。その一方で、国費負担のSSWの効果的な活用を推進するため、派遣型SSWに加えて元校長等のSSWが小学校を定期巡回するとともに実践的な内容を記載した事例集を各小・中学校に配付し、SSWの



専門的職務及び具体的な役割に関する学校の理解促進を図ることで、SSWへの相談につながっている事例がみられた。

文部科学省は、学校等へのSC及びSSWの配置促進を図るため、国庫補助事業を実施し、当該事業の実施主体である都道府県等から事業計画書や実績報告書の提出を受け、その活用実態を把握するとともに、全国の教委及び学校がSC及びSSWに対して適切な理解や認識を持って、効果的に活用できることを目的に、毎年度、SCについては「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」を、SSWについては「スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」（以下、これらの事例集を総じて「事例集」という。）を作成し、SC及びSSWの質の向上や効果的な活用を図るため、優良事例の共有を行っている。事例集には、都道府県等が行っているSC及びSSWの配置形態などの推進体制や資質向上に向けた研修体制の取組事例、SC及びSSWの個別の活用事例、これらの取組による成果と課題が教委ごとの取組として掲載されているものの、次のように、各教委等がSC及びSSWを活用するに当たっての課題の解決に資する情報が共有されているとは必ずしも言い切れない内容となっている。

- i) 事例集では、各教委が実施する研修の場でSC及びSSWの専門的職務や具体的な役割についての理解を図っている状況はうかがわれるものの、SC及びSSWの活用にあたっての基本的な要素となるSC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割についての理解を課題として挙げている教委が複数みられる。この点、事例集では、研修以外には、SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割について理解促進を図る取組内容は掲載されていない。

また、各教委において、SC及びSSWの活用にあたっては、配置形態が派遣型であれば教委への派遣要請手続が、拠点校型の周辺校であれば拠点校との連絡調整手続が追加されたりするなど、配置形態ごとに活用方法・手続が異なるが、事例集における個別の活用事例では、教委ごとの取組として掲載されており、SC及びSSWの配置形態が必ずしも分かるように記載されていないため、各教委及び学校は、自らの配置状況を踏まえて当該活用事例を参照することができないものとなっている。

- ii) 事例集では、SC及びSSWの活用にあたって、児童生徒が抱える問題が複雑化・困難化していること等から、学校と医療・福祉等の関係機関との連携を課題として挙げている教委も複数みられる。

しかしながら、事例集に掲載された個別の活用事例のうち、特にSSWの個別の活用事例に関し、教委によっては、ケース会議の開催状況が不明確であるものの、ケース会議を開催したことが分かる事例であっても、ケース会議において検討したアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）の内容並びにこれらを検討する上でSSWが担った役割及び連携調整を図った関係機関について、具体的に記載されていないものがみられる。

また、事例集に掲載されたSSWの個別の活用事例には、上記のとおりSSWがケース会議で担った役割のほか、ケース会議の結果を踏まえた支援の実施、支援実施後のモニタリング（経過観察）などの児童生徒への支援に関する一連の取

組において、それぞれの段階ごとにどのような業務を学校及びS S Wが担ったのかなど、S S Wの具体的な役割が明確に記載されていないものもみられる。

iii) 文部科学省は、事例集を作成する際に各教委から報告のあったS C及びS S Wの活用にあたっての課題の内容については把握しているものの、当該課題の原因について、教委に対して照会を行うこと等により把握しておらず、課題の解決に係る具体的な方策については、協力者会議報告書において示したとおりとしている。

上記事例集の作成とともに、文部科学省は、S C及びS S Wの質の向上や効果的な活用を図るため、全国の都道府県、政令市及び中核市の教育相談担当者を集めた「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を毎年度開催している。当該連絡協議会では、各教委により個別の活用事例における取組内容が報告され、共有されている。

しかしながら、当該報告における資料には、個別の活用事例における関係機関との連携状況が具体的に記載されておらず、各教委及び学校が当該取組内容を参照することができないものとなっている。

このような状況から、現在行われている文部科学省の取組では、S C及びS S Wを活用するにあたっての上記課題の解決に資する情報が共有されているとは必ずしも言い切れない。このため、各教委が報告してきたS C及びS S Wの活用にあたっての課題について、各教委と情報共有を図る中で、必要に応じてその課題の原因が把握された上で当該課題を解決するための方策が検討されるとともに、各教委と共有する情報を充実させることで国費負担のS C及びS S Wの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解が促進されることにより、更なる効果的な活用を図る余地がある。また、S C及びS S Wの更なる効果的な活用は、S C及びS S Wが有する専門的な知識や経験等を生かした学校の課題解決機能の強化に一層つながるものと考えられる。

## 【所見】

したがって、文部科学省は、国費負担のS C及びS S Wの更なる効果的な活用を促進する観点から、教育現場の負担にも配慮しつつ、次の措置を講ずる必要がある。

- ① S C及びS S Wの専門的職務及び具体的な役割について、理解を促進する取組事例及び個別の活用事例を把握し、教委及び学校との共有を図ること。
- ② ①にあたっては、S C及びS S Wの配置形態が分かるように整理すること。
- ③ ①にあたっては、S S Wの個別の活用事例について、ケース会議の開催など児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとのS S Wが担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理し、共有すること。
- ④ 情報共有を目的として各教委に報告を求めてきたS C及びS S Wの活用にあたっての課題について、必要に応じて、原因を把握し、解決策を検討し、教委及び学校と共有すること。

## イ その他国費負担又は地方交付税措置により置かれた専門スタッフの活用状況

### 【制度の概要等】

文部科学省は、チーム学校答申で示された、心理や福祉に関する支援、授業等における教員への支援、部活動における支援及び特別支援教育における支援に区分された4分野の各専門スタッフの配置促進のため、前述のSC及びSSWのほかにも、都道府県等に対する国庫補助事業の実施や地方交付税措置を講じており、学校現場にこれらの専門スタッフを配置するなどにより、チームとしての学校の体制を整備し、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、各専門スタッフの参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、教育活動を充実していくこととしている。

なお、働き方改革答申では、我が国の学校教育を持続可能なものとし、新しい学習指導要領を円滑に実施していくために乗り越える必要がある課題として、「子供を取り巻く変化への対応のために「チームとしての学校」の機能強化を図ること」を挙げている。また、「新しい学習指導要領において、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教材研究等が求められており、そのための時間を確保することが必要である」とされており、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的効率的な改善を進め、学校における働き方改革を進めていくためには、「学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実が不可欠である」として、授業準備や学習評価等の補助業務を担うスクール・サポート・スタッフの配置促進などの取組が挙げられている（資料1-⑤（再掲））。

### 【調査結果】

今回、当省が調査対象とした17県教委、32市教委、145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）及び8私立中学校における、専門スタッフの活用状況を調査したところ、授業等における教員への支援、特別支援教育における支援などの分野において、国費負担又は地方交付税措置により置かれた専門スタッフ（ただし、SC及びSSWを除く。）が効果的に活用されている状況がみられた。

#### (7) 授業等において教員を支援する専門スタッフの活用状況

（ICT支援員を活用し、教員のICT活用能力の向上や負担軽減等を図っている事例）

17県教委、32市教委、145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）及び8私立中学校の中には、次のとおり、ICT支援員を活用し、教員のICT活用能力の向上や教員への授業提案、教材作成等の支援を行っている事例がみられた（図表3-(1)-⑩）。

- ① ICT支援員（IT教育支援アドバイザー（市教委事業での呼称））の活用により、教員のICT活用能力が向上
- ② ICT支援員の配置による教員への授業提案、教材作成等の支援

図表 3-(1)-⑩ ICT支援員を活用し、教員のICT活用能力の向上や教員への授業提案、教材作成等の支援を行っている事例

区分	内容																														
ICT支援員 (IT教育支援アドバイザー (市教委事業での呼称))の活用により、教員のICT活用能力が向上	<p>市教委は、インターネットやコンピュータを活用した授業や研修、教材作成等の支援を行うことを目的に、平成17年度から、市立小・中・高等学校においてIT教育支援アドバイザーを活用する「IT教育支援アドバイザー事業」を実施している。当該事業は、民間業者への業務委託(契約期間は、平成29年度から令和元年度までの3年間)により実施しており、30年度は、IT教育支援アドバイザー9人が全市立小・中・高等学校を巡回している。</p> <p>IT教育支援アドバイザーの職務及び資格要件は、表1のとおり、仕様書に定めており、同アドバイザーには、特定非営利活動法人情報ネットワーク教育活用研究協議会が実施するICT支援員能力認定試験の有資格者が採用されている。</p> <p>表1 IT教育支援アドバイザーの職務及び資格要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務</td> <td> <p>市教委及び小・中・高等学校において、インターネットやコンピュータを活用した教育活動を始めとする学校運営に係る次の事業を展開する。</p> <p>① コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助</p> <p>② コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツ作成</p> <p>③ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること 等</p> </td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td> <p>上記に示す職務を十分に遂行できる能力を持つ者であるが、具体的には次のような知識・経験を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの構築・運用に係る知識・経験</li> <li>・ Office系ソフトウェアの活用に関する知識・経験</li> <li>・ 一太郎スマイルの教育利用に関する知識・経験</li> <li>・ 普通教室での電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等のICT活用に関する知識・経験 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「平成29年度IT教育支援アドバイザー事業委託仕様書」に基づき、当省が作成した。</p> <p>市教委からは、IT教育支援アドバイザーの配置による効果について、表2のとおり、「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値〕(平成29年3月現在)」(平成30年2月文部科学省)の小学校における「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」など五つの指標において、同市の数値が、全国及び県の平均値を上回っており、「IT教育支援アドバイザーの活用により、教員のICT活用能力が上がっている」との意見が聴かれた。</p> <p>表2 小学校における教員のICTを活用する能力の状況 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力</th> <th>授業中にICTを活用して指導する能力</th> <th>児童のICT活用を指導する能力</th> <th>情報モラルなどを指導する能力</th> <th>校務にICTを活用する能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同市</td> <td>92.3</td> <td>91.2</td> <td>80.3</td> <td>89.6</td> <td>86.2</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>84.4</td> <td>76.0</td> <td>69.9</td> <td>83.7</td> <td>79.1</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>85.1</td> <td>77.6</td> <td>69.8</td> <td>83.3</td> <td>80.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値〕(平成29年3月現在)」に基づき、当省が作成した。 2 各指標の数値は、教員に対するアンケート(教員の自己評価)により把握されたものであり、教員のICT活用指導力に関する18の小項目ごとに4段階評価を行い、「わりにできる」又は「ややできる」と回答した教員の割合を上記五つの大項目ごとに平均して算出した値である。</p> <p>また、IT教育支援アドバイザーが配置されている小・中学校では、教員</p>	区分	内容	職務	<p>市教委及び小・中・高等学校において、インターネットやコンピュータを活用した教育活動を始めとする学校運営に係る次の事業を展開する。</p> <p>① コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助</p> <p>② コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツ作成</p> <p>③ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること 等</p>	資格要件	<p>上記に示す職務を十分に遂行できる能力を持つ者であるが、具体的には次のような知識・経験を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの構築・運用に係る知識・経験</li> <li>・ Office系ソフトウェアの活用に関する知識・経験</li> <li>・ 一太郎スマイルの教育利用に関する知識・経験</li> <li>・ 普通教室での電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等のICT活用に関する知識・経験 等</li> </ul>	区分	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	授業中にICTを活用して指導する能力	児童のICT活用を指導する能力	情報モラルなどを指導する能力	校務にICTを活用する能力	同市	92.3	91.2	80.3	89.6	86.2	県平均	84.4	76.0	69.9	83.7	79.1	全国平均	85.1	77.6	69.8	83.3	80.6
区分	内容																														
職務	<p>市教委及び小・中・高等学校において、インターネットやコンピュータを活用した教育活動を始めとする学校運営に係る次の事業を展開する。</p> <p>① コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助</p> <p>② コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツ作成</p> <p>③ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること 等</p>																														
資格要件	<p>上記に示す職務を十分に遂行できる能力を持つ者であるが、具体的には次のような知識・経験を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの構築・運用に係る知識・経験</li> <li>・ Office系ソフトウェアの活用に関する知識・経験</li> <li>・ 一太郎スマイルの教育利用に関する知識・経験</li> <li>・ 普通教室での電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等のICT活用に関する知識・経験 等</li> </ul>																														
区分	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	授業中にICTを活用して指導する能力	児童のICT活用を指導する能力	情報モラルなどを指導する能力	校務にICTを活用する能力																										
同市	92.3	91.2	80.3	89.6	86.2																										
県平均	84.4	76.0	69.9	83.7	79.1																										
全国平均	85.1	77.6	69.8	83.3	80.6																										

が授業でICTを積極的に活用している例がみられ、例えば、小学校からは、「教員が授業で災害マップの作成をする際、GPSカメラで現地の撮影を行い、地図に位置情報と写真を取り込む作業を同アドバイザーから教わり、教材として授業で使用するなど教員が同アドバイザーからICTの活用について専門的技術を教わるのが効果的であった」との意見が聴かれた。

なお、市教委からは、IT教育支援アドバイザーの配置について、表3のとおり、課題及び国への意見要望が聴かれた。

表3 IT教育支援アドバイザーの配置における課題及び国への意見要望

区分	内容
配置における課題	<p>① 新学習指導要領の完全実施（小学校は令和2年度、中学校は3年度）において、全科目でICTを活用した授業を実施するよう求められているが、IT教育支援アドバイザーは、配置当初からこれまで、各学校を巡回する形で配置しており、学校に配置し常時活用できる状態となっていないため、全授業において教員が同アドバイザーから支援を受けることができるまでの状況には至っていない。</p> <p>全小・中学校へのIT教育支援アドバイザーの配置は、予算が確保できないため、困難な状況であるが、配置することができれば、通常の授業でも教員と同アドバイザーによるチーム・ティーチング（注2）を行うことにより、全科目でICTを活用した授業を実施することが可能になる。</p> <p>② IT教育支援アドバイザーが、学校で教員と連携して授業を行うに当たっては、単にシステムエンジニアとしての専門知識を有するだけでは不十分であり、授業や教材作成で教員を補助して指導できる人材が必要である。</p> <p>しかしながら、そのような人材を全小・中学校に配置できるよう確保するのは難しい状況である。</p>
国への意見要望	<p>① 学校においてICTの活用を推進するためには、ICT機器の導入とIT教育支援アドバイザーの配置を同時に進める必要があると考えており、国には、これらを合わせて推進できるよう支援してほしい。</p> <p>② ICT教育を支援する者の育成が必要と考えられるため、例えば、国がICT支援員に関する認定資格を設けることにより、地方公共団体がICT支援員を任用する際の基準にできるのではないかな。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 チーム・ティーチング(TT)とは、2人以上の教員がチームを組み、児童生徒の教育に責任を持って当たる協力型の授業方式である。

ICT支援員の配置による教員への授業提案、教材作成等の支援

市教委は、子供たちの「社会を生き抜く力」を養成するため、ICTの活用を視点とした授業改善・授業づくりに取り組み、「個と集団が生きる授業」を目指して、平成27年度から、小・中学校にICT3点セット（実物投影機、電子黒板機能付きプロジェクタ及び教員用タブレット端末）及び無線LANを整備するとともに、ICT支援員を派遣する「ICT活用教育推進事業」を実施している。当該事業は、民間業者と委託契約を締結し実施しており、平成30年度は、市教委が指定するICT環境を整備した8校（6小学校及び2中学校）にICT支援員2人を派遣している。

ICT支援員は、仕様書において、職務を小・中学校における①ICT機器を使用して授業を行う教員への授業提案や教材作成等の支援、②学校が実施する教員研修の支援などと定めており、求める人材を小・中学校における教育活動とICT利活用に精通した者としている。

市教委からは、当該事業の効果について、「平成29年度に派遣校4校（2小学校及び2中学校）の教員を対象に実施したアンケートにより、ICT支援員の派遣前後のICT機器を使用した授業準備の負担感を比較した結果、授業準備は大変だと思わないとする教員の割合が19.4%から30.6%に増加しているため、ICT支援員の派遣により、ICT機器を使用した授業を行う負担感が無くなり、教員の負担軽減につながっている」との意見が聴かれた。

また、市教委は、「当該派遣校4校の教員からは、ICT支援員には、教材等の準備や教材の作成、授業の流れを考えてもらっているなどの意見が聴かれた」としている。

(注) 当省の調査結果による。

(学校司書を活用し、学校図書館を利用した授業実施や児童生徒による図書館利用の活性化を図っている事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、次のとおり、学校司書を活用し、学校図書館を利用した授業実施や児童生徒による図書館利用の活性化を図っている事例がみられた（図表 3-(1)-⑪）。

- ① 学校司書の配置による図書館利用の活性化
- ② 学校司書（学校図書館指導員（市教委事業での呼称））の配置による図書館利用の活性化
- ③ 学校司書の配置による蔵書管理や環境整備の促進

図表 3-(1)-⑪ 学校司書を活用し、学校図書館を利用した授業実施や児童生徒による図書館利用の活性化を図っている事例

区分	内容										
学校司書の配置による図書館利用の活性化	<p>市教委は、市内の全小・中学校に学校司書 1 人（学校司書には、正職員や非常勤職員のほか、臨時職員も採用）を常駐配置するとともに、全小・中学校において蔵書管理システムを導入し、学校が市立図書館に図書の貸出しを依頼し、宅配業者から配達を受ける「学校教育用団体貸出」を行っている。</p> <p>また、市教委は、①「学校図書支援事業」として、市内 4 か所の拠点市立図書館（学校図書館支援センター）の司書が、各小・中学校を随時訪問して図書の管理方法などの指導を行う取組、②「学校図書館活用推進校事業」として、学校司書と教員が協働し、学校図書館を利用して授業を行う取組も行っている。</p> <p>2 小学校及び 2 中学校からは、上記の学校司書の常駐配置等の取組による効果について、下表のような意見が聴かれた。</p> <p>表 学校司書の常駐配置等による効果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校種</th> <th style="text-align: center;">意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A 小学校</td> <td> <p>学校司書と教員が連携して、どの学年の児童がどの時期に学校図書館を利用した授業を行えるかについて検討している。</p> <p>また、学校司書は、社会科や理科に加え、総合学習のテーマごとに使用する図書をカゴに入れて、いつでも教室に持っていけるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 小学校</td> <td> <p>図書の時間が週 1 時間あり、学校司書が読み聞かせを行う時もあるほか、学校図書館において黙読や調べ学習を行うことがある。総合学習の時には、学校司書に近隣の学校や市立図書館から、テーマに沿った図書を取り寄せてもらっている。</p> <p>学校司書が常駐してくれることで、児童の問合せに即座に対応してもらっている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A 中学校</td> <td> <p>学校司書が教員との連携を重視しており、主に、国語と社会科の授業において、学校司書が必要に応じて資料を収集してくれている。学校図書館に資料がない場合は、市立図書館にも問い合わせられている。</p> <p>また、学校図書支援事業により、市立図書館の司書に年 2、3 回指導に来てもらっており、助かっている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 中学校</td> <td> <p>学校司書が常駐してくれることで、学校図書館の管理や図書の確保を的確に行ってもらっている。</p> <p>また、学校司書には、教員と相談して、地域の資料や修学旅行の資料収集を行ってもらっている。国語や社会科を中心に、授業で使用する資料の収集や家庭科でもお弁当のメニューづくりで食材の産地を調べてもらっている。調べ学習についても、学校図書館で授業を行う場合があり、助かっている。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	学校種	意見の内容	A 小学校	<p>学校司書と教員が連携して、どの学年の児童がどの時期に学校図書館を利用した授業を行えるかについて検討している。</p> <p>また、学校司書は、社会科や理科に加え、総合学習のテーマごとに使用する図書をカゴに入れて、いつでも教室に持っていけるようにしている。</p>	B 小学校	<p>図書の時間が週 1 時間あり、学校司書が読み聞かせを行う時もあるほか、学校図書館において黙読や調べ学習を行うことがある。総合学習の時には、学校司書に近隣の学校や市立図書館から、テーマに沿った図書を取り寄せてもらっている。</p> <p>学校司書が常駐してくれることで、児童の問合せに即座に対応してもらっている。</p>	A 中学校	<p>学校司書が教員との連携を重視しており、主に、国語と社会科の授業において、学校司書が必要に応じて資料を収集してくれている。学校図書館に資料がない場合は、市立図書館にも問い合わせられている。</p> <p>また、学校図書支援事業により、市立図書館の司書に年 2、3 回指導に来てもらっており、助かっている。</p>	B 中学校	<p>学校司書が常駐してくれることで、学校図書館の管理や図書の確保を的確に行ってもらっている。</p> <p>また、学校司書には、教員と相談して、地域の資料や修学旅行の資料収集を行ってもらっている。国語や社会科を中心に、授業で使用する資料の収集や家庭科でもお弁当のメニューづくりで食材の産地を調べてもらっている。調べ学習についても、学校図書館で授業を行う場合があり、助かっている。</p>
学校種	意見の内容										
A 小学校	<p>学校司書と教員が連携して、どの学年の児童がどの時期に学校図書館を利用した授業を行えるかについて検討している。</p> <p>また、学校司書は、社会科や理科に加え、総合学習のテーマごとに使用する図書をカゴに入れて、いつでも教室に持っていけるようにしている。</p>										
B 小学校	<p>図書の時間が週 1 時間あり、学校司書が読み聞かせを行う時もあるほか、学校図書館において黙読や調べ学習を行うことがある。総合学習の時には、学校司書に近隣の学校や市立図書館から、テーマに沿った図書を取り寄せてもらっている。</p> <p>学校司書が常駐してくれることで、児童の問合せに即座に対応してもらっている。</p>										
A 中学校	<p>学校司書が教員との連携を重視しており、主に、国語と社会科の授業において、学校司書が必要に応じて資料を収集してくれている。学校図書館に資料がない場合は、市立図書館にも問い合わせられている。</p> <p>また、学校図書支援事業により、市立図書館の司書に年 2、3 回指導に来てもらっており、助かっている。</p>										
B 中学校	<p>学校司書が常駐してくれることで、学校図書館の管理や図書の確保を的確に行ってもらっている。</p> <p>また、学校司書には、教員と相談して、地域の資料や修学旅行の資料収集を行ってもらっている。国語や社会科を中心に、授業で使用する資料の収集や家庭科でもお弁当のメニューづくりで食材の産地を調べてもらっている。調べ学習についても、学校図書館で授業を行う場合があり、助かっている。</p>										

学校司書（学校図書館指導員（市教委事業での呼称））の配置による図書利用の活性化

市教委は、平成 14 年度まで巡回司書教諭が第 1 学期に 1 回、6 日連続して 1 校に勤務し、購入図書の選定や図書館担当教諭との打合せ、委員会活動の指導、図書の紹介、配架修正、廃棄図書の選定、環境整備、広報活動、蔵書点検などを行っていたが、1 校当たりの不在期間が長いという課題があったため、15 年度から、学校図書館指導員の配置を行っており、27 年度以降は、全小・中学校に 1 人配置している。同指導員の勤務日数は、小学校では週 4 日以上、中学校では週 3 日以上勤務となっている。

小学校では、全クラスで毎週 1 コマ、学校図書館を活用した授業（調べ学習や読書指導）が実施され、当該授業においては、担任教員と学校図書館指導員とのティーム・ティーチングを行っており、同指導員は児童が図書を選ぶ際の支援などの役割を担っている。また、読書指導の一つの形として、児童が同じ図書を読んでその感想を話し合う読書会を行っているが、同じ図書を 1 校で何種類もそろえるのは困難であるため、1 校が同じ図書を 20 冊から 40 冊購入し、それを市内の数校で相互貸借するという流通システムを形成している。図書の相互貸借を行い、授業までに必要な図書を準備することも同指導員の役割の一つとなっている。

市教委からは、学校図書館指導員の配置による効果について、上記取組の結果、表 1 のとおり、「特に、小学校において図書の児童一人当たりの平均貸出冊数が増加傾向にある」との意見が聴かれ、その効果を発現させるための工夫として、同指導員を対象とした研修（平成 30 年度は全 14 回実施、うち 2 回は新人研修）を実施していることを挙げている。

表 1 小・中学校における図書の平均貸出冊数の推移

(単位：冊)

学校種	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小学校	39	45	52	57	60
中学校	7	7	8	9	9

(注) 当省の調査結果による。

また、小・中学校では、学校図書館指導員が学校において表 2 のような取組を行っているとしている。

表 2 学校図書館指導員が学校で行っている取組

学校種	取組内容
A 小学校	本校では、学校図書館指導員が、調べ学習や読書指導、流通システムへの対応など学校図書館に係る業務において大きな役割を担っている。
B 小学校	本校では、平成 30 年度のグランドデザインの中で「学校図書館の活用」として、「学習情報センターとしての機能充実」及び「読書する楽しさを実感する取組」を図ることを目標として掲げている。 「学習情報センターとしての機能充実」では、調べ学習用の書籍購入のための予算を 100 万円計上して、学校図書館指導員が教員向けの学習向け書籍の展示会に参加するなどして学習に必要な書籍のリストを作成し、そのリストから教員が書籍を選ぶという取組を行っている。 「読書する楽しさを実感する取組」では、平成 29 年度まで本校の平均貸出冊数が市全体の平均貸出冊数より少なかったため、貸出冊数の増加を目標として、学校図書館指導員が中心となって、児童が関心のあるテーマに関する書籍を紹介する読書フェアの回数を増やした。また、地域のボランティアに協力してもらい、朝の授業前に学校図書館を開館する取組を始めたが、当該ボランティアとの連絡調整等の業務を学校図書館指導員が担っている。 また、全クラスで毎週実施している学校図書館を活用した授業では、学校図書館指導員が図書の紹介を行い、読書指導を行ったり、ビブリオバトル（知的書評合戦）を実施する際に児童に進行方法等を教えるなどの役割を担っている。
A 中学校	本校では、中学生は部活動などで読書を行う時間が減りがちになる中で、学校図書館指導員が図書委員会主催の読書会の支援など学校図書館に関する環境づくりを行っている。
B 中学校	本校では、学校図書館指導員が、放課後や休み時間に学校図書館を開館したり、生徒が学校図書館に来やすいよう図書の特集を行ったりしている。

	<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>一方で、A小学校は、学校図書館指導員の配置に係る課題として、低学年を中心に学校図書館での授業を行っているが、クラス数が多いため、同指導員の勤務時間や時間割の都合上、授業を受けられないクラスが発生することを挙げている。</p>										
学校司書の配置による蔵書管理や環境整備の促進	<p>市教委は、学校司書について、平成 21 年度から毎年 1 校ずつ小学校への配置を拡大し、28 年度からの小規模小学校 5 校への派遣開始により、全小学校への配置又は派遣が完了した。中学校では、平成 30 年度から、学校司書 1 人が全校を巡回している。</p> <p>市教委は、学校司書の配置による効果について、「教員が主に困っていたのが除籍すべき図書を選べないことであった。その結果、何十年も前に発行されたコンピュータの図書や、古いままの国名が記載された地理の図書など、誤った情報が掲載された図書が書架に並んでいたり、見た目も古い絵柄や、日に焼けて白くなった図書が並んで、児童生徒が近寄らなくなったりする、という状態に陥る傾向があった。学校司書の配置により、資格のある専門家が選んで除籍するようになり、学校からは、蔵書管理ができるようになってよかったとの意見が聴かれている」としている。</p> <p>また、市教委からは、学校司書を配置する小学校において、蔵書管理や学校図書館内の装飾など環境整備が進んだことや図書だよりの発行など読書推進活動の定着化により、下表のとおり、「図書の貸出冊数が増加している」との意見が聴かれた。</p> <p>表 平成 27 年度から学校司書を配置する 1 小学校における児童 1 人当たりの図書の貸出冊数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：冊)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童 1 人当たりの貸出冊数</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>56</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	児童 1 人当たりの貸出冊数	15	37	56	58
区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度							
児童 1 人当たりの貸出冊数	15	37	56	58							

(注) 当省の調査結果による。

(理科の観察実験アシスタントの活用により児童の成績向上につながっている事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、理科の観察実験アシスタント（理科教育支援員（市教委事業での呼称））の活用により児童の成績向上につながっている事例がみられた（図表 3-(1)-⑫）。

図表 3-(1)-⑫ 理科の観察実験アシスタント（理科教育支援員（市教委事業での呼称））の活用により児童の成績向上につながっている事例

内容
<p>市教委は、同市の学校教育指導の指針において、四つの重点目標を掲げ、そのうちの「生涯にわたり学び続ける基礎を培う」の中で、「理科教育支援員と協働した指導計画をつくり、実験や観察等を重視した指導を行う」こととしており、昭和 63 年度から、理科教育支援員（当初は、「理科実験助手」の名称）の配置を開始している。当初、理科教育支援員は全中学校に配置していたが、平成 26 年度からは小学校への配置も開始し、27 年度には全小・中学校に配置している。平成 30 年度は、国庫補助事業を活用して、理科教育支援員を小学校に 42 人、中学校に 21 人配置している。</p> <p>理科教育支援員の主な職務は、当初は内部規定において、実験や教材の準備としていたが、平成 26 年度に要領を策定し、「理科授業における指導者の補助として、必要に応じ児童生徒の個別指導を行う」ことも新たな職務として追加した。市教委からは、これにより、「理科教育支援員が児童生徒への個別指導に加わることで、以前よりもきめ細かい指導を行えるようになった」との意見が聴かれた。</p> <p>また、理科教育支援員は、平成 27 年度の全小・中学校への配置以降も配置数を増加させたことにより、下表のとおり、小学校において実験回数が増加するとともに、民間業者が全国で実</p>



施しているテストの結果における「理科の観察・実験の技能」に関する設問でも、同市の平均正答率の結果が向上している。

表 理科の実験回数及び「理科の観察・実験の技能」に関する設問についての同市と全国の平均正答率の差異の推移

(単位：回、ポイント)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
① 理科教育支援員が支援する理科の実験回数（注 2）	5,551	7,107	7,971	—
② 民間業者が全国で実施しているテストの結果（小学 6 年生）における「理科の観察・実験の技能」に関する設問についての同市と全国の平均正答率の差異（注 3）	-0.8	-0.6	0.0	1.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ①の数値は、同市内の小中学校において理科教育支援員が支援した理科の実験回数の合計値

3 ②の数値は、同市の平均正答率から全国の平均正答率を減じたもの

(注) 当省の調査結果による。

#### (イ) 特別支援教育に関する専門スタッフの活用状況

(特別支援教育支援員を活用し発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげるなどの取組を行っている事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、特別支援教育支援員（教育相談員（市教委事業での呼称））を活用し、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげるなどの取組を行っている事例がみられた（図表 3-(1)-⑬）。

図表 3-(1)-⑬ 特別支援教育支援員（教育相談員（市教委事業での呼称））を活用し、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげるなどの取組を行っている事例

内容
<p>市教委は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与するため、平成 22 年度から、教育相談センターを設置し、特別支援教育及び適応指導に特に力を入れている。</p> <p>教育相談センターには、教育相談員が配置され、主な業務として、①個別検査（WISC、KABC などの知能・発達検査）対応、②保護者説明、③巡回相談、④適応指導教室（不登校の児童生徒に対し、学校復帰のための支援活動を行う教室）指導、⑤各校の研修会、⑥就学児個別検査、⑦病院訪問指導を担っている。</p> <p>教育相談員の資格要件は特段定めていないが、教員経験者であり、かつ特別支援教育に係る知識や経験が豊富な者が採用されている。平成 30 年度は、教育相談員を 9 人採用し、同センター内の①特別支援教育部門、②教育相談部門、③適応指導教室、④病院訪問指導部門に配置している。</p> <p>上記の部門のうち、特別支援教育部門では、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげる取組を行っている。</p> <p>具体的には、特別支援教育に対応する教育相談員が年度計画に基づき小・中学校を巡回し、個別検査を受けた方がよい児童生徒を担当教員に助言。担任教員が保護者に説明し、保護者の了承を得られた場合、当該児童生徒に個別検査を実施している。その結果について、月 1 回程度、教育相談センターで開催している判断会議（大学教授、精神科医、市教委の指導主事等で構成）の助言を受け、必要があれば医療につなげている。平成 29 年度の実績をみると、個別検査を受けた児童生徒は 388 人となっている。</p> <p>また、適応指導教室では、同教室に通う児童生徒の学校復帰を支援する取組を行っている。</p> <p>具体的には、適応指導教室に配置された教育相談員が、同教室に通う児童生徒への学習指導、生活指導及び保護者指導を行うとともに、当該児童生徒が通う学校と情報共有を図るための連絡会を実施している。毎月、児童生徒が通う学校の校長宛てに、通所日、時間帯、学習や活動の内容及び指導内容を文書で報告し、学校に情報提供している。学校の担任教員が児童生徒の様子を伺いに適応指導教室に来た際は、教育相談員から、今後の対応についての助言や情報交</p>

換を行っている。平成 29 年度の実績をみると、児童生徒 12 人が適応指導教室に通い、その中には、高校進学が決定した中学 3 年生の生徒も含まれている。

市教委からは、これらの取組による効果について、次のような意見が聴かれた。

- ① 教員が発達障害の児童生徒を医療につなげることは専門的・技術的にも難しく、専門職である教育相談員が対応することにより、教員の負担軽減につながっている。
- ② 不登校の児童生徒に対する支援も教育相談員が行い、担任教員と情報共有することで、教員の負担は軽減されている。

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) その他専門スタッフの活用状況

(スクール・サポート・スタッフを時間外勤務の縮減が見込まれる学校に優先的に配置している事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、スクール・サポート・スタッフを時間外勤務の縮減が見込まれる学校に優先的に配置している事例がみられた（図表 3-(1)-⑭）。

図表 3-(1)-⑭ スクール・サポート・スタッフを時間外勤務の縮減が見込まれる学校に優先的に配置している事例

内容
<p>県教委は、限られた予算枠の中で、教員の負担軽減に対する校長の意識が高く、スクール・サポート・スタッフの配置効果が見込まれる学校に対して、同スタッフを優先的に配置するため、県教委が平成 30 年 3 月に策定した「学校における働き方改革アクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。）に掲げる成果目標「1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員を全校種でゼロにする」の実現に向けて、学校全体として教職員の時間外勤務の縮減に積極的に取り組むことを同スタッフ配置の条件としている。</p> <p>具体的には、スクール・サポート・スタッフに係る国庫補助事業の開始を契機に、県教委が平成 30 年度から実施している「スクール・サポート・スタッフ配置事業」の実施要綱に、①アクション・プランに掲げる成果目標の実現に向けて、学校全体として教職員の時間外勤務の縮減に積極的に取り組むこと、②学校における時間外勤務の実態を的確に把握することができること、③同スタッフを効果的に活用し、かつ、配置の成果を検証する計画を有すること、④同スタッフとして任用する地域の人材の確保が見込まれることを規定するとともに、同スタッフの配置校について、次の方法により、選考を行っている。</p> <p>(スクール・サポート・スタッフの配置校に係る選考方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 派遣希望校調書における「配置を希望する理由」、「具体的な活用方法」、「期待される成果（到達目標）」及び「事業効果の検証方法」の記載内容から、教員の時間外勤務縮減の効果が見込まれそうな学校を配置校として選定</li><li>② 派遣申請のあった学校について、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」や「部活動指導にかかわる負担の軽減」、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、「教委による学校サポート体制の充実」などアクション・プランの項目ごとに比較し、評価の高い学校を配置校として選定</li></ol> <p>なお、今後、県教委は、スクール・サポート・スタッフを配置している学校及び教員に対して、同スタッフに依頼した業務内容や効果、依頼しなかった業務についてはその理由等について尋ねるアンケートを送付し、同スタッフの配置の効果を検証する予定としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(スクール・サポート・スタッフの職務の解釈に迷いが生じているという意見)

また、これらの教委及び学校からは、スクール・サポート・スタッフの職務の解釈に迷いが生じているとする意見が聴かれた（図表 3-(1)-⑮）。

図表 3-(1)-⑮ スクール・サポート・スタッフの職務の解釈に迷いが生じているとする意見

内容

県教委は、国庫補助事業を活用したスクール・サポート・スタッフ配置事業の実施に当たり、「スクール・サポート・スタッフのみなさまへ」及び「スクール・サポート・スタッフマネジメント担当のみなさまへ」という資料を作成し、県内各小・中学校のスクール・サポート・スタッフ本人及び同スタッフのマネジメント担当者に配付している。

これらの資料には、スクール・サポート・スタッフの配置目的について、教員の負担軽減を図ることにより、教員が児童生徒への指導や教材研究等により一層注力できる体制を整備することとし、同スタッフの職務について、下表のとおり示されている。

表 スクール・サポート・スタッフの職務

職務	具体的な内容
① 授業で使用する教材等の印刷や物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業等のプリント印刷</li> <li>・ 教材作成補助 (切り貼り作業、ラミネート等)</li> <li>・ 宿題等のプリント印刷</li> <li>・ 朝学習・放課後学習のプリント印刷</li> <li>・ 授業で使用する物品の用意 (理科実習・家庭科実習等)</li> </ul>
② 教材・資料の整理及び保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示物の作成、貼り替え、展示作業</li> <li>・ 備品配置図作成</li> <li>・ 鍵管理表作成・管理</li> <li>・ 作品募集案内パンフレットの整理</li> <li>・ 廃棄文書の仕分</li> </ul>
③ 宿題等の提出物の受取・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿題等の受取</li> <li>・ 宿題等提出者の確認</li> </ul>
④ 小テスト等の採点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易な小テストの採点</li> <li>・ マークシート形式テストの採点</li> <li>・ 記号形式テストの採点</li> </ul>
⑤ 学校行事・式典等の準備補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会議資料の印刷・配布</li> <li>・ 校内研修会場の設営</li> </ul>
⑥ 統計情報のデータ入力・名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価アンケート集計</li> <li>・ 体力テスト結果データ入力</li> <li>・ 健康診断結果データ入力</li> </ul>
⑦ 電話対応・来客受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員が不在時の電話対応等</li> </ul>
⑧ その他教員の負担軽減につながる専門的ではない業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員室の整理</li> <li>・ 学校ホームページ更新補助</li> <li>・ ゴム印押印</li> <li>・ 封筒宛名印刷</li> <li>・ 写真データ管理、フォルダ整理</li> <li>・ ラベルシール作成</li> <li>・ 図書の整理、分類、ラベル管理 等</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 県教委は、上記は例示であり、実際の業務は各学校で異なるとしている。

スクール・サポート・スタッフ配置されている同県内の小学校からは、上記「⑧その他教員の負担軽減につながる専門的ではない業務」の解釈について、「PTAに関する業務や学年会計に関する業務など、どこまでの業務を依頼してよいのか判断に迷うところがあり、教員の更なる負担軽減のために、同スタッフに依頼できる職務を拡大してほしい」との意見が聴かれた。

また、同校からは、「PTAに関する業務は、例えば、PTAに関する文書をファイルに綴じたり、ミニバレーボール大会の案内や出欠の集計など、当番となった教員が授業の合間をみて行っている状況である。また、学年会計に関する業務は、金銭管理や帳簿の記入、業者への支払など、多岐にわたる。本校に配置されているスクール・サポート・スタッフは元銀行員で会計業務に精通しているため、これらの業務の一部を依頼しているが、同スタッフの職務を拡大し、これらの業務の全てを任せられるようになると、教員の更なる負担軽減につながる」との意見が聴かれた。

なお、上記の状況について、県教委からは、「各学校からスクール・サポート・スタッフに依頼する業務について照会があれば回答するが、同スタッフに依頼できる業務は幅広に捉えており、教員の負担軽減となる学年会計の業務や、教職員が校務分掌としてPTA担当となっており、PTAの調整業務を行う場合など職務として勤務時間中に従事することが可能な業務については、依頼しても問題ないと考えている」との意見が聴かれた。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国庫補助事業の補助金交付要綱において、スクール・サポート・スタッフの配置に係る国庫補助金の交付は、「多様な地域人材を配置する(略)事業(略)を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的」に行うものとされ、当該要綱の別表でも、「補助事業の内容」は、「主として、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的」に行うものとされている(資料3-(1)-⑫)。

また、国庫補助事業の実施要領によると、スクール・サポート・スタッフの配置に係る「補助対象経費」について、「教員の負担軽減に直接関わらないものは対象としない」とされている(資料3-(1)-⑬)。

(多様な専門スタッフの業務内容等の調整に苦慮しているとする意見)

17 県教委、32 市教委、145 校(公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校)及び 8 私立中学校の中には、多様な専門スタッフの業務内容等の調整に苦慮しているとする意見が聴かれた(図表 3-(1)-⑯)。

図表 3-(1)-⑯ 多様な専門スタッフの業務内容等の調整に苦慮しているとする意見

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校からは、「本校には、平成 30 年度、SC や S S W、読書ヘルパー、日本語指導員、特別支援教育補助者など 11 職種の専門スタッフが 22 人配置されているが、当該専門スタッフが、中学校における生徒対応の一部をサポートしてくれるため助かっている。その一方で、多数の専門スタッフが短時間勤務により学校業務に関わっているため、これらの専門スタッフの業務内容等を調整する必要がある、専門スタッフを配置・活用することで新たに発生する業務もある。当該調整業務を担当する教頭の事務負担を少しでも減らすためには、短時間勤務の専門スタッフを多数配置するよりも、少人数でも長時間勤めてくれる専門スタッフを配置してもらう方が助かる」との意見が聴かれた。</li><li>・ 小学校からは、「本校には、平成 30 年度、SC や S S W、図書館補助員など 6 職種の専門スタッフが 6 人配置されており、当該専門スタッフの業務内容等を調整するための教職員が必要であるものの、当該調整業務を担当する教職員(専門スタッフに係るサービスの調整は事務職員が行い、業務内容の調整は校務分掌等により決められた教員が分担)の事務負担が増加している。特に、教頭はその全てに関わっており、事務負担の増加が顕著であるので、専門スタッフの調整業務を統括する者の配置が別途必要である」との意見が聴かれた。</li></ul>

(注) 当省の調査結果による。

## (2) 部活動における専門スタッフの活用状況

### 【制度の概要等】

(部活動指導員の制度化に至る経緯)

中央教育審議会は、チーム学校答申において、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育活動の一環として、大きな意義や役割を果たしている一方で、教員が部活動に関わる時間が長時間になっている、部活動を更に充実させていくためには地域のスポーツ指導者等の参画を得ていくことが重要であるものの、部活動の指導者や顧問に関するルール等については全国的な基準がないといった現状があるとしている。そこで、「国は、学校が、地域や学校の実態に応じ、部活動等の指導体制を整えることができるよう、教員に加え、部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置付けることを検討する」、「教育委員会は、部活動指導員（仮称）配置の効果が十分に上がるよう、学校の部活動指導の方針や計画等を踏まえ、具体的な配置を検討することが重要である」としている（資料 3-(2)-①）。

(部活動指導員の職務や規則等の整備)

文部科学省は、チーム学校答申を受けて、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則の一部を改正し、部活動指導員の職務規定を新設した（同年 4 月 1 日施行）。同規定では、「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」（注）とされている（学校教育法施行規則第 78 条の 2）（資料 3-(2)-②）。

学校教育法施行規則の一部改正に合わせ、文部科学省が教委等に対し通知した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部科学省初等中等教育局長通知）では、「学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること」とされている（資料 3-(2)-③）。

また、部活動指導員の職務として、①実技指導、②安全・障害予防に関する知識・技能の指導、③学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、④部活動の管理運営（会計管理等）、⑤保護者等への連絡、⑥事故が発生した場合の現場対応などを例示するとともに、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができるとされている。

さらに、部活動指導員は、部活動顧問や部活動を担当する教員と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うことで連携を図ることとされている。

（注） 本規定は、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部及び高等部にも適用される（学校教育法施行規則第 79 条の 8 第 2 項、第 104 条第 1 項、第 113 条第 1 項、第 135 条第 4 項及び第 5 項）。

(部活動の在り方に関する方針・計画)

スポーツ庁は、平成 30 年 3 月に、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、部活動指導員の積極的な任用等を盛り込んだ「運動部活動の在

り方に関する総合的なガイドライン」(以下「運動部活動ガイドライン」という。)を策定した(資料3-(2)-(4))。一方、文化部活動に関しては、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部活動ガイドラインに準じた取扱いをすることとされていたが(資料3-(2)-(5))、平成30年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した(以下、これらのガイドラインを総じて「部活動ガイドライン」という。)(資料3-(2)-(6))。

部活動ガイドラインでは、都道府県は、部活動の在り方に関する方針を、市教委や学校法人等の学校の設置者は、設置する学校に係る部活動の方針をそれぞれ策定することが求められており、当該方針には、部活動ガイドラインで示した部活動における休養日及び活動時間の基準を踏まえて休養日や活動時間等を設定し、明記することとされている。

また、市教委や学校法人等の学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置について、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとされている。

#### (部活動指導員の配置に係る国の支援)

文部科学省は、平成30年4月から部活動指導員の配置促進事業を実施しており、中学校における部活動指導員の配置人数及び配置校数について、平成30年度予算積算上は4,500人(1,500校)とし、令和元年度予算積算上は9,000人(3,000校)に拡充することとしている(資料3-(2)-(7))。同事業の交付要綱(教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱)によると、国庫補助の要件は、公立中学校の設置者が、中学校において、教員に代わり部活動指導員を配置することを目的とする事業であって、①補助対象事業の実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、部活動ガイドラインを遵守していること、②部活動指導員を配置する部活動に限らず中学校全体で、部活動ガイドラインを遵守していることとされている(資料3-(2)-(8))。

なお、中央教育審議会は、働き方改革答申において、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得るものであり、実施する場合には学校の業務として行うこととなるとした上で、顧問については、「学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である」としている(資料1-⑤(再掲))。

### 【調査結果】

今回、当省が調査対象とした17県教委、32市教委、81校(公立中学校64校及び公立高等学校17校)及び8私立中学校における①部活動指導員等の配置・活用に係る取組等、②部活動指導員の配置・活用に係る意見について調査したところ、次のような状況がみられた。

#### ア 部活動指導員等の配置・活用に係る取組等

##### (部活動指導員の任用・配置状況)

部活動指導員の任用・配置については、学校教育法施行規則の改正による部活動指導員の職務規定の施行が平成29年4月、国庫補助事業の開始が30年4月と、取組が始ま

って間もないが、今回調査対象とした 17 県教委及び 32 市教委における部活動指導員の任用状況を調査したところ、平成 30 年 11 月 30 日現在、任用している又は任用予定であるものは、13 県教委（76.5%）及び 21 市教委（65.6%）であった（図表 3-(2)-①）。

図表 3-(2)-① 教委における部活動指導員の任用状況（平成 30 年 11 月 30 日現在）

（単位：教委、%）

区分	県教委		市教委	
	教委数	構成比	教委数	構成比
部活動指導員を任用している又は任用予定である	13	76.5	21	65.6
任用していない（任用予定なし）	4	23.5	11	34.4
合計	17	100	32	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 県教委における部活動指導員の任用状況は、県教委が設置する高等学校のみを対象としている。

また、今回調査対象とした公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校における部活動指導員の配置状況を調査したところ、平成 30 年 11 月 30 日現在、配置しているものは、それぞれ 23 校（35.9%）及び 8 校（47.1%）であった（図表 3-(2)-②）。

図表 3-(2)-② 学校における部活動指導員の配置状況（平成 30 年 11 月 30 日現在）

（単位：学校、%）

区分	公立中学校		公立高等学校	
	学校数	構成比	学校数	構成比
部活動指導員を配置している	23	35.9	8	47.1
配置していない	41	64.1	9	52.9
合計	64	100	17	100

（注） 当省の調査結果による。

なお、今回調査対象とした 8 私立中学校のうち、部活動指導員を任用・配置しているものはなかった。

（部活動指導員等の人材の確保）

前述のとおり、学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することが求められており、文部科学省は、部活動指導員の配置を促進するために、国庫補助事業を実施している。

しかしながら、今回調査対象とした 17 県教委、32 市教委、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校からは、部活動指導員の人材の確保に当たって次のような課題があり、任用・配置に苦慮しているとの意見が聴かれた（図表 3-(2)-③）。

① 部活動指導員を任用・配置済み又は任用・配置予定の教委、学校からの意見

i) 担当種目に関する専門的な知識・技術と学校教育への深い理解を併せ持つ人材は

限られる。

- ii) 部活動指導員の候補者が指導可能な競技種目と、学校が必要とする部活動競技種目のマッチングが、必ずしもうまくいくとは限らない。
- iii) 活動時間、職務責任から部活動指導員となることをためらう者がいる。

② 部活動指導員を任用・配置していない教委、学校からの意見

- i) 部活動指導員にふさわしい人材を確保できる環境が整っていない。
- ii) 外部指導者に対して、部活動指導員を引き受けてくれるよう打診したが、自由に活動できるボランティアの立場で部活動に関わっていきたいとの意向で、引き受けてもらえなかった。

図表 3-(2)-③ 部活動指導員の人材の確保に当たっての課題

主な意見等
<p>(部活動指導員を任用・配置済み又は任用・配置予定の教委、学校からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校からは、「部活動指導員には、担当種目に関する専門的な知識・技術を有するだけでなく、学校教育への深い理解がある者が望ましいところ、そのような人材は限られる。また、単独指導や単独引率など、部活動指導員の責任は重い一方、設置要綱に規定されている時給単価は、例えばＳＣが 5,000 円であるのに対し、部活動指導員は職務に応じて 2,073 円～3,200 円である」との意見が聴かれた。</li><li>・ 県教委からは、「部活動指導員は平日夕方や土日・祝日の勤務があり、人材に限られる」との意見が聴かれた。</li><li>・ 市教委からは、「本市においては、各学校で部活動指導のできる人材を確保することとしているところ、部活動指導員の候補者が指導可能な競技種目と、学校が必要とする部活動競技種目のマッチングが必ずしもうまくいくとは限らず、人材を探すのに苦慮することがある」との意見が聴かれた。</li><li>・ 県教委からは、「これまで外部指導者としてボランティア等で部活動指導に携わっていた者の中には、その指導や引率に責任が伴うことになる部活動指導員になることにハードルを感じる者がいる」との意見が聴かれた。</li><li>・ 県教委からは、「単独指導や単独引率を可能とする部活動指導員を配置することにより顧問教員の負担が大きく軽減される反面、部活動指導員にとっては、その分、大きな責任を負うことになり、部活動指導員になることをためらう者もいる」との意見が聴かれた。</li><li>・ 県教委からは、「今後も、外部指導者や教員退職者の中から一定数の部活動指導員を確保することができるが見込まれるが、更に部活動指導員を普及させていくためには、外部指導者や教員退職者から確保するだけでは不足するため、部活動指導員になるよう要請するに当たって候補者に示すリーフレットの提供を望む。また、部活動指導員の養成に効果的な研修会・情報交換会の開催を望む」との意見が聴かれた。</li></ul> <p>(部活動指導員を任用・配置していない教委、学校からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市教委からは、「部活動指導員には、①生徒等の個人情報を保護してくれること、②勝利至上主義ではなく幅広い見地から部活動に携わってくれることが必要と考えているが、現時点では、そのような人材を確保できていない」との意見が聴かれた。</li><li>・ 中学校からは、「市教委において、部活動指導員の人材は、学校が確保することとされている。当校は、当校の部活動で指導を行っている外部指導者に対して、部活動指導員を引き受けてくれるよう打診したが、自由に活動できるボランティアの立場で部活動に関わっていきたいとの意向で、引き受けてもらえなかった」との意見が聴かれた。</li></ul>

(注) 当省の調査結果による。

一方、部活動指導員を任用済み又は任用予定の 13 県教委及び 21 市教委の中には、人材バンクの活用や関係団体・企業への協力要請により、部活動指導員の人材の確保を図る取組を行っているものがみられた (図表 3-(2)-④)。



図表 3-(2)-④ 部活動指導員の人材の確保を図る取組を行っている事例

区分	内容													
<p>人材バンクを活用</p>	<p>中学校・高等学校の部活動や地域のスポーツ教室の指導者不足に対応するため、平成 28 年 6 月に運動部活動バンク及びスポーツサポーターバンク（以下本事例においては、併せて「人材バンク」という。）が設置され、下表のとおり、目的に応じたスポーツ指導者等が学校等に派遣されている。当該人材バンクについては、県教委から委託を受けた県体育協会が運営しており、県教委は部活動指導員等の外部人材の確保の手段として活用している。</p> <p>表 人材バンクの概要</p> <table border="1" data-bbox="375 497 1385 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 497 523 528">バンク名</th> <th data-bbox="523 497 657 528">項目</th> <th data-bbox="657 497 1385 528">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 528 523 689" rowspan="2">運動部活動バンク</td> <td data-bbox="523 528 657 591">登録者</td> <td data-bbox="657 528 1385 591">運動部活動に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求める運動部活動指導者の役割を担える人材が登録されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 591 657 689">登録者の役割</td> <td data-bbox="657 591 1385 689">① 日常活動から公式試合まで全ての指導を行う監督的な指導 ② 顧問をサポートし、生徒に技術的指導を行うコーチ的な指導 ③ 部活動の運営、顧問への助言等、アドバイザー的な指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 689 523 981" rowspan="2">スポーツサポーターバンク</td> <td data-bbox="523 689 657 788">登録者</td> <td data-bbox="657 689 1385 788">スポーツ医・科学に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求めるスポーツ医・科学を通じてスポーツを行う環境を整える人材が登録されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 788 657 981">登録者の役割</td> <td data-bbox="657 788 1385 981">① 生徒の健康管理の援助、スポーツ外傷予防、診断治療を行うスポーツドクター ② 生徒のコンディショニング、リハビリを行うアスレティックトレーナー ③ 女子部員の特性に対応し、環境づくりを目指すやまとなでしこプロジェクトの推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>県教委は、人材バンク設置の効果について、競技ごとに専門知識や技術を持った人材をプールしておくことができること、人材バンクで人材について認定するため、一定のレベルを持った人材を派遣できることから、学校や顧問は信頼して指導を任せられることができるとしている。</p> <p>人材バンクに登録できる指導者は、①県体育協会が推薦した者、②県教委が推薦した者、③競技団体が推薦した者、④学校長が推薦した者、⑤日本体育協会等の公認指導者、⑥外部指導者経験者、⑦教員免許保有者、⑧登録認定研修会受講者の 8 項目のうち二つ以上を満たす者であり、当人の申請を受け県体育協会が認定し、人材バンクに登録した上で、指導を依頼する依頼者とマッチングを行っている。指導者は、3 回程度の試行指導を行った上で依頼者と正式に契約を取り交わし、活動を行う。活動における謝金等については指導者及び依頼者の希望を基に、マッチングにより決定する。また、部活動指導員・スポーツエキスパートにおいても、人材バンク登録指導者を活用している。</p> <p>人材バンクには、平成 30 年 9 月 26 日現在で 256 人が登録されており、登録人数が多い競技は、卓球 (28 人)、サッカー (27 人)、弓道 (25 人)、バレーボール (23 人) などであるが、登録者がいない競技 (軟式野球、相撲等) もある。県教委は、人材バンクに登録され、県内の公立高等学校で活動している者は平成 30 年 9 月 26 日現在で 114 人 (部活動指導員が 4 人、スポーツエキスパートが 109 人、ボランティアによる指導者が 1 人) としている。</p> <p>県教委は、まだ人材が少ない競技があるため、人材バンクへの登録人数を更に増やす必要があるとし、ホームページの開設、各校へのパンフレットの配布、県内の校長会での案内により、人材バンクの周知を行うとともに、今後、競技団体とも連携し、学校が求める指導者を人材バンクに登録することで、人材バンクの更なる活用を図りたいとしている。</p>	バンク名	項目	概要	運動部活動バンク	登録者	運動部活動に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求める運動部活動指導者の役割を担える人材が登録されている。	登録者の役割	① 日常活動から公式試合まで全ての指導を行う監督的な指導 ② 顧問をサポートし、生徒に技術的指導を行うコーチ的な指導 ③ 部活動の運営、顧問への助言等、アドバイザー的な指導	スポーツサポーターバンク	登録者	スポーツ医・科学に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求めるスポーツ医・科学を通じてスポーツを行う環境を整える人材が登録されている。	登録者の役割	① 生徒の健康管理の援助、スポーツ外傷予防、診断治療を行うスポーツドクター ② 生徒のコンディショニング、リハビリを行うアスレティックトレーナー ③ 女子部員の特性に対応し、環境づくりを目指すやまとなでしこプロジェクトの推進
バンク名	項目	概要												
運動部活動バンク	登録者	運動部活動に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求める運動部活動指導者の役割を担える人材が登録されている。												
	登録者の役割	① 日常活動から公式試合まで全ての指導を行う監督的な指導 ② 顧問をサポートし、生徒に技術的指導を行うコーチ的な指導 ③ 部活動の運営、顧問への助言等、アドバイザー的な指導												
スポーツサポーターバンク	登録者	スポーツ医・科学に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求めるスポーツ医・科学を通じてスポーツを行う環境を整える人材が登録されている。												
	登録者の役割	① 生徒の健康管理の援助、スポーツ外傷予防、診断治療を行うスポーツドクター ② 生徒のコンディショニング、リハビリを行うアスレティックトレーナー ③ 女子部員の特性に対応し、環境づくりを目指すやまとなでしこプロジェクトの推進												
<p>関係団体や企業に協力を要請</p>	<p>市教委は、部活動指導員の配置促進事業による国庫補助を受けつつ、部活動指導員を各校に配置していく予定としている。</p> <p>このため、市教委は現在、令和元年度以降の部活動指導員を確保する方策として、次のような取組を実施又は検討しているとしている。</p> <p>① 市体育協会の加盟団体等に対し部活動指導員制度の説明や今後必要とする部活動指導員の人数等を説明</p> <p>② 部活動指導員の母数 (候補者) を増やすために、部活動指導員の養成・育成プランに取り組もうとしている市内企業が開催する部活動指導員養成講</p>													

	<p>座を市教委として後援するとともに、担当指導主事を講師として派遣。また、同講座の修了者は、下記③の制度で、部活動指導員任用希望者として登録</p> <p>③ 平成 30 年度内に人材バンクのような制度（部活動指導員任用希望者の登録）を市が創設し、指導経験のある一般の市民をホームページ等で募集。また、年度内に退職予定の教員に対しても同様に登録を呼び掛け</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

このほか、17 県教委及び 32 市教委の中には、学校教育法施行規則で定められた部活動指導員には当たらないが、外部人材を活用した次のような取組を独自に実施し、部活動指導体制の充実と顧問教員の在校時間の削減につなげているものがみられた(図表 3-(2)-⑤)。

**図表 3-(2)-⑤ NPO法人の人材を活用することにより部活動指導体制の充実と顧問教員の在校時間の削減につなげている事例**

内容
<p>市教委は、部活動指導の充実と顧問教員の在校時間の削減を図るため、平成 30 年 6 月から、市立中学校 1 校の陸上部を対象として、NPO法人に部活動指導及び大会等への引率に関する業務の一部を委託し、その成果を検証するモデル事業を実施している。委託している業務の主な内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 委託業務は、原則土日・祝日に実施し、委託業務実施時間は、年間 200 時間とする。</li> <li>② 大会等への生徒の引率を行う。</li> <li>③ 部活動の実施に当たっては、生徒の出欠確認、健康状態の確認を行うとともに、使用する施設、設備、用具等の安全確認をする。</li> <li>④ 月ごとに部活動指導計画書を作成し、学校長及び教委に事前に提出する。また、活動日ごとに部活動報告書を作成し、速やかに学校長に報告する。</li> <li>⑤ 市が実施する部活動指導に関する研修会に参加する。</li> </ol> <p>また、上記モデル事業に係る仕様書には、事業者の責務として、信用失墜行為の禁止、業務上知り得た情報の秘密保持、事故発生時は学校危機管理マニュアル及び教委が作成した生徒指導資料に従い迅速に対応することなどが記載されている。</p> <p>市教委は、上記の目的を達成するためには、専門的な指導が可能な地域の人材を活用することが重要であるところ、委託先のNPO法人には地域の子供にスポーツの指導をしている者や現役時代に実業団等で活躍した者が所属していること、団体として指導に当たるため、複数の指導員（有償ボランティア）がそれぞれの専門性を生かした指導を行うことも可能となることから、当該NPO法人に所属する人材の活用により、地域の人材の一層の活用になるとともに、より効率的・効果的な部活動運営が期待できるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(部活動指導員等の活用)

部活動指導員は、教員の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導の観点から、単独指導及び単独引率を行うことができるとされている。

部活動指導員を任用済み又は任用予定の13県教委及び21市教委の中には、部活動指導員による単独引率を実施しやすい制度設計をしているものがみられた(図表3-(2)-⑥)。

**図表 3-(2)-⑥ 部活動指導員による単独引率がしやすい制度設計をしている事例**

内容
<p>県教委は、「県内で開催される大会に出場する際、離島在住の生徒は必ず宿泊を伴い、本土在住であっても、遠方の生徒は宿泊を伴うことが多いという状況があった。部活動指導員の引率に当たっては宿泊ができなければ配置の効果を発揮できないと考えたため、宿泊を伴う引率が可能な部活動指導員を令和元年度から配置する予定で準備を進めている」としている。</p> <p>その制度設計について、県教委は、「1日8時間を超える労働を禁止する労働基準法第32条第2項の遵守を前提に、宿泊を伴う引率が可能となる制度設計を労働基準監督署と協議し検討した。その結果、8時間を超えた場合の超過分の時間について平日は1時間当たり2,000円</p>

(1,600円(労働時間が8時間以内の場合の時給。以下同じ。)の1.25倍)を、休日勤務の場合は1時間当たり2,160円(1,600円の1.35倍)を支払うことと、宿泊施設滞在時(部活動指導終了後宿泊施設到着後から翌朝宿泊施設出発時まで)は本人との同意を得た上で、労働時間として捉えなくてもよいことを確認し、宿泊を伴う引率を行うことができる制度設計ができた」としている(宿泊施設滞在時に、生徒対応が必要となった場合には、時間外勤務として取り扱うこととしている。)

(注) 当省の調査結果による。

外部指導者は、学校教育法施行規則で定められた部活動指導員には当たらないが、文部科学省は、地方公共団体が外部人材の活用に関する規程を定めれば、外部指導者も単独指導及び単独引率ができるとしている。今回調査対象とした17県教委及び32市教委の中には、外部指導者による顧問教員不在時の単独指導及び単独引率の実施や生徒がけがをしたときの対応について規程を定めることにより、外部指導者による単独指導及び単独引率の実施につなげているものもみられた(図表3-(2)-⑦)。

図表 3-(2)-⑦ 外部指導者による単独指導及び単独引率の実施につなげている事例

内容
<p>市教委は、①少子化による生徒数の減少、各中学校における教員数及び部活動指導の専門性を有する教員数の減少、②顧問教員の負担が大きいため顧問を引き受けない教員の増加により、市内の中学校における運動部の数が減少し、また、顧問教員の確保が困難であることを理由に、廃部・休部する部活動があったため、平成27年度から、運動部活動特別外部指導者(以下「特別外部指導者」という。)を市単独事業で導入し、顧問教員が専門外で技術指導ができない、又は子育てや介護により土日・祝日に部活動指導ができない学校に配置している。特別外部指導者は、設置要綱により、顧問教員不在時に、単独での技術指導や市内で開催される練習試合への引率が可能な有償ボランティアという身分に位置付けられている。</p> <p>設置要綱では、特別外部指導者に対しては、活動報告書(活動時間、活動内容、けが等の状況など)を作成し、顧問教員に提出することが求められ、学校に対しては、特別外部指導者だけに運営、指導を全て任せることがないようにすることや知り得た秘密を漏らさないように指導することが求められている。また、市教委が作成した上記事業に関するQ&amp;Aでは、部活動の運営及び生徒指導は、顧問教員が責任を持って行い、特別外部指導者に過度の負担をかけ、生徒及び保護者対応におけるトラブルや体罰、服務規律に反することが起きないようにすること、特別外部指導者が単独で指導した場合は、上記活動報告書の提出のほか、顧問教員と電話で連絡を取るなどして、顧問教員が練習内容や生徒の状況把握に努めることや部活動中に生徒がけがをした場合の対応を記載しており、特別外部指導者と学校が連携を図ることとされている。</p> <p>特別外部指導者を配置している同市教委管内の市立中学校では、特別外部指導者が単独指導及び単独引率を複数回実施している。当該中学校は、ソフトテニス部の顧問教員が主幹教諭で多忙であり、部活動が業務の負担となっていたため、平成27年度から、同中学校の卒業生を指導技術があること、同中学校をよく知っていること等から適切と判断し、特別外部指導者としてソフトテニス部に配置している。</p> <p>同中学校は、特別外部指導者の活用により、次の効果があったとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別外部指導者は、土日・祝日だけでなく平日も週2、3回単独指導を実施しているため、顧問教員の負担が軽減している。</li> <li>・ 平日の部活動の活動時間帯に、教員は会議の予定が入ることがあるが、顧問教員が会議に出席している間も、特別外部指導者が生徒に付きっきりで専門的な指導をしてくれるため、安全面での心配が無くなったと保護者の安心感が得られた。</li> <li>・ 特別外部指導者を活用する前は、顧問教員が会議等で一時的に練習場所から離れている間、生徒だけで練習していると、何かと争いごとが起こりやすかったが、特別外部指導者を活用してからは、そのようなことはほぼ無くなった。</li> <li>・ 生徒からは、きめ細かな指導を受けられるので、特別外部指導者がいて良かったという声を聴いている。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

(部活動指導員の活用に当たっての課題)

部活動指導員を配置している 31 校からは、部活動指導員の身分や役割を定めた規程を設け、部活動指導員を配置していても、部活動指導員による単独引率の実施に当たっては、事故発生時の対応に課題があるなどの意見が聴かれた (図表 3-(2)-⑧)。

図表 3-(2)-⑧ 部活動指導員の活用に当たっての課題

主な意見等
<ul style="list-style-type: none"><li>市教委は、「市立中学校部活動指導のガイドライン」(平成 30 年 3 月)において、部活動指導員は単独で技術指導及び学校外における活動の引率ができる旨規定し、設置要綱において、生徒指導や保護者対応について配置校の職員としてしっかり対応できることを部活動指導員の任用に当たっての条件の一つに定めている。 しかし、同市教委管内の市立中学校は、「平成 30 年度に配置された部活動指導員は、別の学校で吹奏楽部の顧問をしていた元教員であり、信頼できるものの、何か事故が起きたときに保護者への連絡を教員ではない部活動指導員に任せてよいのかという懸念があり、また、配置されて間がなく、保護者の信頼が十分に得られていないと校長が判断したため、顧問教員も大会等に同行した」としている。同中学校は、「今後、制度の周知等がされて理解が得られ、部活動指導員が保護者から信頼されれば、単独引率を行うことになる」としている。</li><li>市教委が策定した「中学校部活動ガイドライン」(平成 30 年 3 月)では、部活動指導員は大会における引率に当たり、「技術面の指導のみではなく、生徒の行動や安全・事故防止についても指導する」とされている。 同市教委管内の市立中学校は、「当校の部活動指導員は、当校での勤務経験もあり、教員時代からよく知っている信頼できる人物なので、部活動指導員の日程が合えば積極的に単独引率をさせたい。ただし、引率時のトラブルが発生した場合を考慮すると、部活動指導員であれば誰でも単独引率を任せられるものではない」としている。</li><li>市教委は、「部活動指導員が顧問となっていない場合、部活動指導員と顧問教員との協働が必要となるが、指導面での意見のすり合わせのほか、部活動の中でどの業務をどの程度、どちらが行うか、取り分け保護者や生徒との関係をどちらが中心となって対応するかといった顧問教員との役割分担に課題がある」としている。</li></ul>

(注) 当省の調査結果による。

#### イ 部活動指導員の配置・活用に係る意見

(部活動指導員の配置の効果についての意見)

部活動指導員を任用・配置している 34 教委及び 31 校からは、部活動指導員を配置したことによる効果として、次のような意見が聴かれた (図表 3-(2)-⑨)。

図表 3-(2)-⑨ 部活動指導員を配置したことによる主な効果についての意見

内容
(学校、教員側への効果) <ul style="list-style-type: none"><li>高等学校からは、「顧問教員は、日常の部活動指導を部活動指導員に任せて、その時間は別の校務に従事することで、勤務時間が減少した」との意見が聴かれた。</li><li>市教委からは、「部活動指導員は、部活動が始まる前に活動場所全体を見て回るなど安全管理に留意している。同部活動指導員は、顧問がいない場所での安全管理指導を中心に行っており、臨機応変に対応することができるため、学校としても安心できる」との意見が聴かれた。</li><li>市教委からは、「市の中学校体育連盟が主催する大会において、顧問教員は、そのスタッフとしての活動もあるが、部活動指導員に生徒の引率を任せることで、大会スタッフの役割に専念できる」との意見が聴かれた。</li><li>市教委からは、「本市が部活動指導員を配置した 161 校に勤務する顧問教員を対象に、部活動指導員を配置したことによる効果についてアンケートを実施したところ、「子どもの技能向上に貢献した」76%、「教員の負担軽減ができた」71%、「突発的な生徒指導の際に、ゆとりを持って指導できた」56%、「廃部を回避できた」45%、「教員の指導技術向上に寄与した」35%という回答が得られた」との意見が聴かれた。</li></ul>

(教委及び学校から聴取した生徒、保護者側への効果)

- ・ 県教委からは、「専門的指導が可能になり、生徒の技術力の向上につながる。また、部活動指導員がその競技特有のけがの予防策を知っているため、保護者が安心して子供を任せられる」との意見が聴かれた。
- ・ 高等学校からは、「同日に2か所で大会等がある場合、部活動指導員と顧問教員が分担して引率することで、2か所の大会等に参加可能になり、生徒に喜ばれている」との意見が聴かれた。
- ・ 中学校からは、「顧問教員が不在でも部活動ができるため、生徒の自立性が高まった」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

(部活動指導員の配置に係る意見)

県教委及び部活動指導員を任用していない11市教委からは、国庫補助要件(部活動の休養日の設定に係る基準)の緩和を求める意見が聴かれた(図表3-(2)-⑩)。

図表3-(2)-⑩ 部活動指導員の配置に係る意見

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市教委は、「部活動は、教育的意義はもとより生徒や保護者からの期待も大きいため、学校との協議及び生徒・保護者への説明が必要であり、また、部活動指導員の配置までの移行期間もないまま、中学校全体に対して運動部活動ガイドラインにのっとった適切な休養日等の設定を行うことは困難であることから、本市においては補助を得て事業を実施することができない状況にある」としており、教員の負担軽減を図るため、事業が効果的に遂行できるよう、補助要件の緩和を要望している。</li><li>・ 県教委は、「部活動には、競技の側面、すなわち強い部活動を目指す部分があるので、中学校数が多い市町村で、全ての中学校の部活動に部活動ガイドラインを遵守させるには、保護者や教員にも説明の時間が必要である。例えば、補助要件を緩和し、将来的に部活動ガイドラインを遵守するという条件で、数年間の猶予期間があれば、部活動指導員の配置を申請してくる市教委があるかもしれない。現に、一部の市教委から、補助要件の緩和を求める要望がある」としている。</li><li>・ 国庫補助の開始に当たり、国庫補助の要件が示される前に、県教委が、配置希望数がどの程度あるか各市教委に確認したところ、13市町村から61人分の希望があり、予算をそれに応じて確保した。その後、国庫補助の要件が示され、国庫補助の申請を開始したが、申請があったのは6市町村からの21人分であった。申請のあった6市町村、21人分の配置に対する補助は決定したものの、平成30年10月15日現在、部活動指導員を配置しているのは、21人中11人となっている。県教委は、「配置予定であったが配置していない部活動指導員10人のうち、ある市教委に配置予定の5人については、当該市教委から、配置予定のない他校から運動部活動ガイドラインの遵守について理解を得るのが難しいため取り下げるとの連絡を受けた」としている。<p>この点につき県教委は、「運動部活動ガイドラインで掲げられた休養日の日数が、本県が運動部活動ガイドラインに先駆けて策定した、学校の業務改善に係る方針で示した日数よりも多いことが一因ではないか。運動部活動ガイドラインを遵守する対象が、全ての中学校ではなく部活動指導員を配置する中学校に限定されていれば、本県においては部活動指導員の配置が進んだ可能性がある」としている。</p>なお、県教委は、休養日の設定基準を国と同一に改めることにより、令和元年度以降は、国庫補助の活用が進むと見込んでいる。</li></ul>

(注) 当省の調査結果による。

(3) その他地方独自の専門スタッフの活用状況

【制度の概要等】

地方公共団体は、前述の文部科学省が実施する国庫補助事業や地方交付税措置により置かれた専門スタッフに加え、地域の特性や実情に応じて地方単独負担により専門スタッフを学校現場に配置することにより、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図っている。

【調査結果】

今回、当省が調査対象とした 17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校における専門スタッフの活用状況を調査したところ、授業等における教員への支援及びその他の職員や管理職への支援の分野において、地方独自の専門スタッフが効果的に活用されている状況がみられるとともに、人材バンクの活用や地元大学との連携協力により専門スタッフの人材確保に取り組んでいる状況がみられた。

ア 授業等において教員を支援する専門スタッフの活用状況

（授業補助を行う専門スタッフの活用事例）

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図るため、次のとおり、小学校における英語教育の支援や小・中学校における体育授業の補助を行う専門スタッフを活用している事例がみられた。

<小学校における英語教育を支援する専門スタッフの活用事例>（図表 3-(3)-①）

- ① 小学校外国語活動支援員
- ② グローカルイングリッシュティーチャー（GET）

<小・中学校における体育授業を補助する専門スタッフの活用事例>（図表 3-(3)-②）

- ③ スクール・アシスタント・ティーチャー（SAT）（スポーツ）
- ④ 体力向上補助指導員

図表 3-(3)-① 小学校における英語教育を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
小学校外国語活動支援員	<p>市教委は、小学校には英語を苦手とする教員もおり、外国人である外国語指導助手（以下「ALT」という。）だけではなく、日本人のスタッフがいた方が良いという教員からの要望を踏まえ、児童が英語を使う必然性、学んだ英語が通じた成就感や達成感、異文化理解を体験的に推進することを目的に、平成 29 年度から、日本人の小学校外国語活動支援員を配置している。平成 30 年度は、同支援員を 18 人採用し、19 小学校に配置している。</p> <p>小学校外国語活動支援員は、同市が実施する児童の学ぶ意欲と学ぶ習慣の育成を目的とする「学びフロンティアプロジェクト」の指定校や英語の授業時間数が多い学校に配置されているが、小学校から配置の要望が多いことから、平成 29 年度は 6 人であったところ、30 年度は 18 人に増員しており、今後更に増やしていく予定であるとしている。</p> <p>小学校外国語活動支援員の職務は、①小学校外国語活動及び国際理解の授業の補助、②外国語活動の授業に必要な教材・教具の作成であり、実用英語技能検定 2 級程度を有する者を採用している。</p> <p>市教委は、小学校外国語活動支援員は各校に配置され、同支援員同士が普段顔を合わせる機会がないため、定期的に意見交換の場を設けたり、グループメールを作るなどコミュニケーションを取りやすい環境を作るよう工夫し</p>

ており、配置要綱においても、担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に実施するために、授業前の打合せや授業後の反省について、勤務中に設定することを推奨している。

市教委及び小学校外国語活動支援員が派遣された小学校からは、同支援員の配置による効果について、下表のような意見が聴かれた。

表 小学校外国語活動支援員の配置による効果

区分	意見の内容
市教委	小学校外国語活動支援員が教員とALTとの打合せに参加し、両者の架け橋となり、英語教材の作成や英語の授業の補助を行うことで教員の負担軽減につながっている。小学校では、教員は放課後まで空き時間がないため、教材の作成は在校時間増加の要因となっており、同支援員の配置は特に効果が大きい。
A小学校	本校には、平成30年度から、英語の専科教員が配置されており、当該教員は、授業内容や教材作成などにおいて、小学校外国語活動支援員と打合せを行うとともに、ALTと3人でチーム・ティーチングを行っている。英語の専科教員が配置されていても、同支援員の配置は、より良い授業を実施するために配置の効果はある。
B小学校	小学校外国語活動支援員は、小学校の3、4年生の英語の授業のサポートのほか、英語の教材や掲示物の作成を行っている。日本人である同支援員の配置は、英語の授業を円滑に行う上で効果が高く、また、ALTと比べて授業以外の勤務時間が長いため、その際に英語教材や掲示物の作成なども行っている。教員の中には英語が苦手な者もあり、教員の負担軽減の面でも効果がある。

(注) 当省の調査結果による。

グローバルイングリッシュティーチャー（GET）

市教委は、異なる文化の人々と自信を持って交流ができるとともに、地元への愛情を持ちながら国際的に活躍する子供を育成することを目的に、平成30年度から、外国人であるALT以外に、グローバルイングリッシュティーチャー（以下「GET」という。）28人を各小学校に1人から2人ずつ配置している。

市教委は、GETに係る配置の経緯について、「小学校教員の英語力を補い、授業の質の向上と教員の負担感を軽減するため、日本人でありながら十分な英語のスキルを持った人材を公募し、英語授業時における教員に協力する者として配置することとした」としている。

GETの職務及び資格要件は、下表のとおりである。GETは、小学校の5、6年生の外国語授業において、教員の授業協力（英語への翻訳）のほか、教材作成のサポートを行っており、地元に関する事項について英語表現を教え、地元について英語で語ることができる人材を育てることを目標としている。また、GETは、市内に在住し、小学校の英語教育推進に熱意があり、かつ、下表に掲げる資格を有する者から、市教委が公募により選任している。

表 GETの職務及び資格要件

区分	内容
職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国語を担当する教員の指導補助及び教材作成等の補助に関すること</li> <li>② 英語の発音、学習方法及び指導方法に関する教員への助言及び援助に関すること</li> <li>③ 日本と海外の文化に関する情報提供及び異なる文化の理解の促進に関すること</li> <li>④ 地域に関する事項の英語での表現の提供に関すること</li> <li>⑤ 英語教育に関する教委、実施校、ALT及び地域の住民との連携に関すること</li> <li>⑥ その他教委が必要と認める活動に関すること</li> </ul>
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 英語を公用語とする国への留学、又は英語を用いた海外赴任の経験を2年以上有する者</li> <li>② 実用英語技能検定準1級、TOEFLスコア60点以上、又はこれらに準ずる者</li> <li>③ 特定非営利活動法人小学校英語指導者認定協議会（J-SHINE）が認定する小学校英語準認定指導者以上の資格を有する者</li> <li>④ 国、地方公共団体、英会話学校等における指導、児童生徒への英語</li> </ul>

	指導歴2年以上である者 (注) 当省の調査結果による。  市教委からは、GETの配置による効果について、「ALTは外国人であるが、GETは日本人であるため、外国人であると構えてしまう児童に寄り添うことができ、より細かな指導ができています」との意見が聴かれた。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-② 小・中学校における体育授業を補助する専門スタッフの活用事例

職種	内容																				
スクール・アシスタント・ティーチャー (SAT (スポーツ))	<p>市教委は、子供たちの能力や適性は多様であり、発達段階や年齢に配慮した指導上の工夫や内容の精選を図るとともに、一人一人に応じた方法による指導や理解の進度の違いに配慮した指導が必要であることを踏まえ、学力の向上を目指し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことを目的に、教科指導の継続的な補助を行うスクール・アシスタント・ティーチャー（以下「SAT」という。）を小・中学校に配置している。</p> <p>SATのうち、小・中学校において体育授業の指導を補助する者としてSAT (スポーツ) があり、さらに、SAT (スポーツ) は、①水泳SAT、②スキーSAT、③地域SAT (ストレッチ等の補助) に分かれている。</p> <p>SAT (スポーツ) の概要及び市教委や学校から聴かれた配置効果に係る意見は、下表のとおりであり、採用条件において、教員免許状の取得は求めているが、指導内容に適した専門的知識及び指導能力を有すると学校長が判断した者としている。</p> <p>表 SAT (スポーツ) の概要及び配置効果 (平成29年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>職務</th> <th>配置人数</th> <th>採用者の経歴の例</th> <th>配置効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水泳SAT</td> <td>プールにおける水泳指導の補助</td> <td>5 小学校に延べ7人配置</td> <td>(公財) 日本水泳連盟公認・水泳指導員の有資格者</td> <td>① 習熟度別のきめ細かな指導ができる。 ② 担任教員以外に、多くの目で児童生徒を監視でき、安全対策となる。</td> </tr> <tr> <td>スキーSAT</td> <td>スキー場におけるスキー学習の補助</td> <td>全小学校 (13校)、3中学校に延べ77人配置</td> <td>(公財) 全日本スキー連盟公認・スキー指導員の有資格者</td> <td>① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。</td> </tr> <tr> <td>地域SAT</td> <td>マット等の器具の準備、ストレッチ等の準備体操等の補助</td> <td>1 小学校に1人配置</td> <td>スポーツ指導経験者 (教員免許状取得者)</td> <td>① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、市教委は、水泳SAT及びスキーSATの人材確保は市教委が行っているが、平日の日中に活動が限定されること、報酬額が少ないことなどから、日中働いている者を採用できず、人材確保に苦慮していることを課題として挙げている。</p>	職種	職務	配置人数	採用者の経歴の例	配置効果	水泳SAT	プールにおける水泳指導の補助	5 小学校に延べ7人配置	(公財) 日本水泳連盟公認・水泳指導員の有資格者	① 習熟度別のきめ細かな指導ができる。 ② 担任教員以外に、多くの目で児童生徒を監視でき、安全対策となる。	スキーSAT	スキー場におけるスキー学習の補助	全小学校 (13校)、3中学校に延べ77人配置	(公財) 全日本スキー連盟公認・スキー指導員の有資格者	① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。	地域SAT	マット等の器具の準備、ストレッチ等の準備体操等の補助	1 小学校に1人配置	スポーツ指導経験者 (教員免許状取得者)	① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。
職種	職務	配置人数	採用者の経歴の例	配置効果																	
水泳SAT	プールにおける水泳指導の補助	5 小学校に延べ7人配置	(公財) 日本水泳連盟公認・水泳指導員の有資格者	① 習熟度別のきめ細かな指導ができる。 ② 担任教員以外に、多くの目で児童生徒を監視でき、安全対策となる。																	
スキーSAT	スキー場におけるスキー学習の補助	全小学校 (13校)、3中学校に延べ77人配置	(公財) 全日本スキー連盟公認・スキー指導員の有資格者	① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。																	
地域SAT	マット等の器具の準備、ストレッチ等の準備体操等の補助	1 小学校に1人配置	スポーツ指導経験者 (教員免許状取得者)	① 習熟度別にきめ細かな指導ができる。 ② マットを敷いている間に準備体操ができるなど授業時間を有効に使うことができる。																	
体力向上補助指導員	<p>市教委は、①平成26年度に実施した新体力テストにおいて、同市と全国の小学5年生の結果を比較したところ、全種目で同市の結果が若干ながら全国平均を下回っていたこと、②17年度と26年度で子供たちの体育に関する意識の変化をみたところ、小学5年生の体育授業に対する感じ方について、「大好き」、「好き」という回答が減少した一方、「余り好きではない」という回答が増えたことを踏まえ、体育授業の質の向上を図り、児童の体力向上に努めることを目的に、27年度から、体力向上補助指導員を希望する小学校に配置している。平成30年度は、同指導員を10人採用し、各小学校に配置している。</p> <p>なお、中学校には、保健体育の教員免許状を有する教員がいるため、体力</p>																				



	<p>向上補助指導員は配置していない。</p> <p>体力向上補助指導員の職務は、小学校における体育授業の補助であり、同指導員には保健体育の教員免許状取得者を採用しているため、体育実技を教えることができる。</p> <p>体力向上補助指導員が配置されている小学校からは、同指導員の配置による効果について、「低学年児童に対して、けがをしないよう細心の注意を払い、体育実技を教えることができている」との意見が聴かれた。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(小学校低学年ほどALTを重点的に配置している事例)

また、これらの教委及び学校の中には、小学校低学年ほどALTを重点的に配置している事例がみられた(図表3-(3)-③)。

図表3-(3)-③ 小学校低学年ほどALTを重点的に配置している事例

		内容			
		<p>市教委は、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力及び国際感覚を高めることを目的に、昭和62年度から市独自に外国人英語教育指導員(NEA)を委嘱により小・中学校に配置していたが、平成19年度からは同指導員に代えてALTを小・中学校に配置している。平成30年度は、民間業者への業務委託によりALTを41小学校及び23中学校に各1人配置している。</p> <p>市教委は、新学習指導要領に基づく小学校外国語教育への対応として、系統的で充実した外国語教育を実施するため、平成30年度から、市独自の外国語活動として小学校第1・2学年を【入門前期】、文部科学省の基準に沿った外国語活動として、小学校第3・4学年を【入門後期】、小学校第5・6学年を【基礎期】、中学校第1学年から3学年を【充実期】と位置付けるとともに、ALT及び日本人英語指導助手(市教委が、市単独事業により配置する、小学校において、5、6年生を対象に、外国語活動の時間に教員と協働して指導を行う日本人の専門スタッフ。以下「JTE」という。)を、次の考え方により配置している。</p> <p>① 【入門前期】及び【入門後期】の授業は、【入門前期】を外国語活動に「出会い触れ合う」もの、【入門後期】を外国語活動に「慣れ親しむ」ものと位置付け、異文化交流・体験を主たる目的として、外国人のネイティブ・スピーカーであるALTを適切に配置する。</p> <p>② 【基礎期】の授業は、外国語活動を「広げる」ものと位置付け、教科化に対応し、使える外国語を目指していくため、高い英語能力を持つJTEを核として配置。外国人のネイティブ・スピーカー等との交流活動のためのALTの配置は、必要最小限の授業時数で行う。</p> <p>③ 【充実期】の授業は、外国語活動を「高める」ものと位置付け、外国人のネイティブ・スピーカー等との交流活動のためのALTの配置は、必要最小限の授業時数で行う。また、中学校には、英語専科教員がいるため、JTEの配置は必要なし</p> <p>平成30年度の小・中学校における外国語教育の授業時数及び指導体制をみると、表1のとおり、上記の考え方に基づき、小学校低学年ほど、授業時数に対して、ALTが重点的に配置されている。</p>			
		<p>表1 小・中学校における外国語教育の授業時数及び指導体制(平成30年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 単位時間、人)</p>			
区分	小学校			中学校	
	第1・2学年 【入門前期】	第3・4学年 【入門後期】	第5・6学年 【基礎期】	第1～3学年 【充実期】	
授業時数	5	15	50	140	
指導体制	担任のみ	2	6	122 (英語専科)	
	ALT配置	3	9	18	
	JTE配置	0	0	0	
		<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>ALTが配置されている小・中学校からは、ALTの配置効果及び配置に係る工夫について、表2のような意見が聴かれた。</p>			

表2 小・中学校におけるALTの配置効果及び配置に係る工夫

学校種	配置効果	配置に係る工夫
A小学校、 A中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の学習意欲が向上している。</li> <li>児童生徒が話す英語が、ネイティブの教員にも伝わった際に、児童生徒は、うれしい気持ちになる。</li> </ul>	ALTが民間業者への業務委託により配置されているため、ALTに対して授業内容に関して事前に連絡することができないことから、ALTの出勤時間帯に可能な限り打合せを行っている。
B小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALTが外国語の授業に加わることは、小学校低学年の場合、英語力の向上とともに、異文化と関わることができるチャンスである。</li> <li>教員自身もALTと接し、異文化交流・体験を行うことによって、人間として成長できる。</li> </ul>	委託業者がレッスンプランを提供しており、それに基づいて、教員とALTが話し合いながら、授業の計画を立てて授業を行っている。
B中学校	ALTが授業に加わる際には、生徒たちが英語学習に意欲的に取り組むようになる。具体的には、生徒たちが授業で積極的に発言している。	平成29年度に配置されたALTには、運動会などの行事にも参加してもらい、授業外でも生徒たちと関わっていた。

(注) 当省の調査結果による。

なお、上記の小・中学校は、ALTの配置に係る課題として、①ALTには、ある程度の日本語によるコミュニケーション能力や指導レベルを有することの必要性、②複数年にわたり、同一のALTが継続指導した方が指導の統一性の点で望ましいことを挙げている。

(注) 当省の調査結果による。

(小学校において英語教育を支援する専門スタッフについて養成講座の開催により人材育成・人材確保を行っている事例)

さらに、上記の教委において、小学校における英語教育を支援する専門スタッフについて養成講座の開催により人材育成・人材確保を行っている事例がみられた(図表3-(3)-④)。

図表 3-(3)-④ 小学校における英語教育を支援する専門スタッフについて養成講座の開催により人材育成・人材確保を行っている事例

内容	
<p>市教委は、JTEについて、同市主催の地域大学の講座修了者から任用する取組を実施している。</p> <p>市教委は、JTEに係る事業実施要綱において、JTEの対象者を、同市主催の地域大学における講座を受講し、地域大学長が修了を認定した者又は小学校長が特に認めた者とし、当該対象者の中から、市教委と市からJTE事業の事務の一部について委託を受けたNPO法人がその小学校に適していると認めた者又は小学校長が特に認めた者をJTEとして小学校に配置することとしている。</p> <p>JTE養成講座の概要は、下表のとおりであり、市内の各小学校でJTEとして教員と協働し、子供が楽しく英語に親しみ、コミュニケーション能力が育つような指導を実施するために必要な知識や技能を習得するものとなっている。</p>	
区分	内容
主な講義	<ol style="list-style-type: none"> <li>JTEの活動について</li> <li>小学校の高学年の外国語科の進め方、低・中学年の外国語活動</li> <li>ウォームアップタイムの進め方、クラスルームイングリッシュ</li> <li>授業案の組立て方、主活動の進め方、ミニ模擬授業にチャレンジ(体験)</li> <li>小学5年生の指導法</li> <li>アルファベットの指導法と「書く」の活動、絵本の指導法</li> <li>小学6年生の指導法</li> <li>課題別グループ発表(体験)</li> </ol>

表 JTE養成講座の概要(平成30年度)

講師	市教委教育センター指導主事、特定非営利活動法人小学校英語指導者認定協議会（J-SHINE）認定小学校英語指導者育成トレーナー等
対象者・定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内在住、市内在勤・在学の30人</li> <li>・ 平成31年3月31日時点で、64歳以下の者</li> <li>・ 小学校英語教育を理解し、担任教員と協働して、児童に分かりやすく英語を教えることができる者</li> <li>・ タブレットやPC等デジタルコンテンツを利用できる者</li> </ul> <p>※ 実用英語技能検定2級、TOEIC600点程度の語学力があると、登録後活動を行いやすい。</p>
受講料	4,000円

(注) 当省の調査結果による。

当該講座を修了した者は、市に登録（2年更新）し、各小学校の外国語活動の実施日程等を考慮し、スケジュールの調整がついた場合、市から委託を受けたNPO法人が当該登録者のJTEとしての勤務について学校と調整を行うことになる。

市教委からは、「平成30年度は、配置を要望する小学校にJTEを82人配置しているが、上記の取組を行っているため、JTEの確保に困ることはない」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

#### (生徒指導業務を支援する専門スタッフの活用事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、次のとおり、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図るため、生徒指導業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-(3)-⑤）。

- ① 高等学校生徒指導アドバイザー
- ② 小学校第一学年支援員
- ③ 教室アシスタント
- ④ スクールサポートチーム（SST）

図表 3-(3)-⑤ 生徒指導業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種等	内容
高等学校生徒指導アドバイザー	<p>県教委は、当該県教委に設置された有識者会議による平成 28 年度の報告書において、行動変容のみを目指す生徒指導から内面の成長を促す生徒指導とすることなど、生徒指導の在り方に関する提言を受けたことを契機に、県立高等学校の教職員の指導力や学校の組織力向上を図るため、29 年度から、高等学校生徒指導アドバイザーを県立高等学校に配置している。</p> <p>高等学校生徒指導アドバイザーの主な職務は、次のとおり、教職員に対して生徒指導や教育相談（保護者対応）に関するアドバイスを行うこととされている。</p> <p>(高等学校生徒指導アドバイザーの主な職務)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教職員を対象に生徒指導や教育相談に関する助言を行う。</li> <li>② 必要に応じ、職員会議等に参加し、教職員と情報共有し、教職員の生徒の問題行動等への対応に係る助言を行う。</li> <li>③ 必要に応じ、教職員とともに、保護者等との教育相談に同席し、教職員の生徒指導、教育相談の支援を行う。</li> <li>④ 配置校における業務のほか、配置校の地区内の県立高等学校（以下、本事例において「派遣校」という。）からの要請がある場合は、派遣校に向いて、教職員の生徒指導や教育相談に係る助言を行う。</li> <li>⑤ 配置校又は派遣校で重大事態が発生した際には、県教委と連携しながら、当該校の事案対応に協力する。</li> <li>⑥ 県教委主催の教職員を対象とした研修会に協力する。</li> </ol> <p>県教委は、表 1 のとおり、県内を 4 地区に分けた上で、各地区に配置校 1</p>

校を設定し、各配置校に高等学校生徒指導アドバイザーを1人ずつ配置している。また、同アドバイザーには、学校等において、生徒指導等、教育活動の経験を有する者やこれに準ずると県教委が認める者を採用しており、採用は配置校が行い、任命は県教委が行っている。

表1 高等学校生徒指導アドバイザーの配置状況（平成30年度）

（単位：校）

区分	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区
配置校	A校	B校	C校	D校
派遣校数	20	26	21	19
アドバイザーの経歴	元高等学校長	元高等学校長	元中学校長	元高等学校長

（注） 当省の調査結果による。

また、平成30年4月から9月までにおける高等学校生徒指導アドバイザーの活動実績は、表2のとおり、629件となっている。

表2 高等学校生徒指導アドバイザーの活動実績（平成30年4月～9月）

（単位：件）

区分	教職員への助言	保護者対応	教職員対象の研修の実施	その他（注2）	合計
配置校での業務	74	0	7	535	616
派遣校での業務（注3）	—	—	—	5	5
会議及び研修への参加（注3）	—	—	—	8	8
合計	74	0	7	548	629

（注）1 当省の調査結果による。

2 「その他」に分類した主な業務内容は、資料調査、生徒情報に関する連絡会議への出席、校内研修会資料の作成、校内いじめ防止対応・委員会への出席である。

3 「派遣校での業務」及び「会議及び研修への参加」は、全て「その他」に分類した。

県教委は、高等学校生徒指導アドバイザーの配置による効果について、配置校から次のような意見が聴かれたとしている。

- ① 生徒指導上の問題について、高等学校生徒指導アドバイザーが教職員と情報共有するとともに、教職員に対する的確な助言を得ている。
- ② 同アドバイザーが不登校生徒の保護者との面談に同席し、保護者に対する助言を行っている。
- ③ 同アドバイザーが独自に作成した生徒指導の教材を、地区内の配置校及び派遣校で活用している。

なお、県教委からは、高等学校生徒指導アドバイザーについて、現状では配置校における活動が中心となっているため、派遣校での活動を増やすことを課題として挙げているが、4人という配置人数では活動に限界があり、増員するための予算の確保も困難であるとしている。

小学校第一学年支援員

市教委は、小学校入学当初に、新1年生児童が学校生活になじめなかったり、担任教員の指導に従えず集団行動がとれなかったり（いわゆる小1プロブレム）する児童に対して、学級担任を支援するとともに、児童が円滑に学校生活になじめるようにするため、平成17年度から小学校第一学年支援員を小学校に配置している。小学校第一学年支援員の配置人数は原則1校1人（ただし、第1学年の学級数が5学級以上見込まれる学校は、同支援員の2人配置が可能）であり、平成30年度は、同支援員を18人配置している。

小学校第一学年支援員の職務は、①配置校の校長の指示の下に、学校における第1学年児童の学校生活の支援、②その他、第1学年の教育活動において適当と認められるものとし、配置期間は第1学期とされている。また、小学校第一学年支援員には、①教員免許状取得者、②保育士免許の有資格者を採用している。

小学校第一学年支援員が配置されている小学校からは、同支援員の配置に

	<p>よる効果について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>(A小学校)          小学校第一学年支援員が個別対応を要する児童を支援することで、次のとおり、教員は円滑な授業運営ができる。          [例1] 教員が体育の授業準備等を先に始めることができるよう、小学校第一学年支援員が着替えの遅い児童を個別に支援する。          [例2] 小学校第一学年支援員が、習熟の遅い児童に対して個別に指導することで、教員が授業を円滑に実施できる。</p> <p>(B小学校)          小学校第一学年支援員の配置以前は、授業を中断することもあったが、同支援員の配置後は、教員が授業を円滑に進めることができるようになった。</p> <p>なお、市教委は、小学校第一学年支援員の配置に係る課題として、第2学期以降も同支援員による支援が必要になる児童がいることを挙げている。また、上記の2小学校も、第1学期が終わり、夏休みを挟むと、小学校第一学年支援員の指導効果がリセットされる場合があり、第2学期以降も同支援員が継続して勤務する必要があることを挙げている。</p>								
<p>教室アシスタント</p>	<p>市教委は、小1プロブレムや中1ギャップ（児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加するもの）、児童生徒の学校不適応等への対応や教育活動の支援、きめ細かな生活支援を充実するため、教室アシスタントを小・中学校に配置している。平成30年度は、教室アシスタントを全小・中学校20校に76人（14小学校に64人、6中学校に12人）配置している。</p> <p>教室アシスタントの職務は、①小・中学校の入門期の円滑な学校適応支援、特別支援を要する児童生徒への対応、機能しにくい学級への支援等、②そのほか校長又は市教委が必要に応じて命ずる業務とし、元教員や元保育士、学童保育の支援員などが採用されている。</p> <p>市教委及び教室アシスタントが配置されている小・中学校からは、同アシスタントの配置による効果について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 児童生徒にとっては、担当期間が長い教室アシスタントが多いため、担任教員だけでなく同アシスタントにも困っていることを話しやすく、児童生徒の安心感につながっている。</p> <p>② 教員にとっては、個別の児童生徒に対応する時間を全体に還元できるなど、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>具体的には、教室アシスタントは、タブレットを使用する授業や体育の授業の後片付け、絵の掲示などをサポートし、担任教員が一人一人の児童生徒に関わる時間を確保できている。また、教員以外に大人がもう1人教室にいて児童生徒の安心安全な学校生活につながっている。</p>								
<p>スクールサポートチーム（SST）</p>	<p>県教委は、県内の公立小・中学校において、暴力行為等の問題行動が頻発していたことを契機として、平成22年度から、県単独事業により「スクールサポートチーム派遣事業」を実施している。当該事業により、学校だけでは対応が難しい暴力行為等の問題行動が発生している県内の公立小・中学校に対してスクールサポートチーム（以下「SST」という。）の派遣を行い、市町（学校組合）教委と連携・協力を図りながら、校内における問題行動の抑止等の支援を行っている。</p> <p>SSTの概要は、表1のとおりであり、SSTは、①強化支援チーム、②重点支援チームから編成され、チームのメンバーには、県警本部から推薦された元警察官、元少年補導職員、児童福祉施設の元職員、元教員等を採用している。</p> <p>表1 SSTの概要（平成30年度）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="427 1877 1390 2069"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>メンバーの経歴</th> <th>人数</th> <th>職務（支援内容）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強化支援チーム （原則2人1組×4）</td> <td>元警察官、元少年補導職員</td> <td>8</td> <td>（生徒指導体制の強化を支援）            ① 巡回指導を通じた校内での問題行動の抑止            ② 対象児童生徒への個別指導、立ち直り支援            ③ 学校が抱える生徒指導上の課題を助言</td> </tr> </tbody> </table>	区分	メンバーの経歴	人数	職務（支援内容）	強化支援チーム （原則2人1組×4）	元警察官、元少年補導職員	8	（生徒指導体制の強化を支援） ① 巡回指導を通じた校内での問題行動の抑止 ② 対象児童生徒への個別指導、立ち直り支援 ③ 学校が抱える生徒指導上の課題を助言
区分	メンバーの経歴	人数	職務（支援内容）						
強化支援チーム （原則2人1組×4）	元警察官、元少年補導職員	8	（生徒指導体制の強化を支援） ① 巡回指導を通じた校内での問題行動の抑止 ② 対象児童生徒への個別指導、立ち直り支援 ③ 学校が抱える生徒指導上の課題を助言						

チーム)			④ 関係機関との連携促進に向けた調整 ⑤ 生徒指導委員会やケース会議への参加
重点支援 チーム (原則 2 人 1 組×4 チーム)	元 児 童 福 祉 施設職員、元 教員等	8	(個別の問題解決等に向けた重点的な支援) ① 学校と連携した個別の問題解決への支援 ・ 学校生活での個別支援 ・ 関係機関とのネットワークの構築、連携調整等 ② 児童生徒の立ち直りに向けた対応 ・ 日常的な場面での観察及び情報提供 ・ 支援方法の提案等
(注) 当省の調査結果による。			
<p>SSTの派遣対象校は、派遣要請を行った県内の公立小・中学校のうち、県教委において特に派遣する必要性が高いと判断した学校を選定しており、平成 29 年度の派遣実績は、15 校 (3 小学校及び 12 中学校) となっている。</p> <p>県教委及びSST (強化支援チーム) が派遣された 2 中学校からは、SSTの配置・派遣による効果について、表 2 のような意見が聴かれた。</p>			
表 2 SSTの配置・派遣による効果			
区分	意見の内容		
県教委	県内の公立小・中学校における暴力行為の発生件数は、平成 21 年度は 1,088 件であったが、SSTの派遣事業を平成 22 年度から開始した結果、28 年度は 362 件と減少傾向にあり、当該事業による学校における暴力行為等の問題行動の未然防止の効果は大きいと考えている。		
A 中学校	在籍生徒の中には、教師に暴力を振るう者がおり、学校として対応に苦慮していたことから、SST (元警察官) に相談したところ、元警察官の立場から、どのような対応を取ることが適切であるかについて助言を受けることができ、担当教員の心理的な負担が軽減したと考えている。		
B 中学校	平成 29 年度に、生徒間暴力や器物損壊などの問題行動を頻発させている 2 年生の男子生徒がいた。このため、SSTが生徒本人と個別に対話を行い、聴取した内容を教員と共有し、連携した支援を行ったところ、当該生徒による問題行動の発生件数は大きく減少した。		
(注) 当省の調査結果による。			
<p>なお、県教委は、SSTの配置に係る課題として、派遣校にはSSTによる継続的な支援が必要となるが、派遣要請を行った全ての学校に対して、SSTを派遣できず、SSTを派遣できる学校数が限定されていることを挙げている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

(特別支援教育コーディネーターを担う教員の業務を支援する専門スタッフの活用事例)

17 県教委、32 市教委、145 校 (公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校) 及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに当該教員の負担軽減を図るため、特別支援教育コーディネーターを担う教員の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた (図表 3-(3)-⑥)。

図表 3-(3)-⑥ 特別支援教育コーディネーターを担う教員の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
特別支援教育コーディネーターアシスタント	市教委は、平成 25 年度から、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを担う教員を 1 人ずつ配置し、特別支援教育について、当該教員が保護者や関係機関に対する学校の窓口を担い、医療等の関係機関との連絡調整を行うこととなった。しかし、当該教員は、上記の特別支援教育に係る連絡調整とともに、SSWとの連絡調整も行っている場合があり、業務の負担が大き

	<p>いことに加え、特別支援教育に関する業務経験が浅い者も存在した。</p> <p>このため、市教委は、同年度から、特別支援教育コーディネーターアシスタント（以下「特別支援教育CA」という。）を大規模の小学校に配置することとし、平成30年度は、3人配置している。</p> <p>特別支援教育CAの職務は、特別支援教育コーディネーターを担う教員を補佐し、特別な支援を必要とする児童生徒等への支援、就学支援及び特別教育に係る啓発を行うこととされており、配置校において特別支援教育コーディネーターを担う教員に対する個別支援や研修などを行っている。特別支援教育CAには、元養護教諭や元特別支援学校教員を採用している。</p> <p>特別支援教育CAが配置された小学校（平成30年5月1日時点の特別支援学級数は3学級、特別支援学級の児童数は13人、特別支援教育支援員は4人配置）からは、特別支援教育CAの配置による効果について、「本校に配置されている特別支援教育CAは、特別支援学校の元教員であるため、児童生徒への発達検査を実施できる。また、本校の特別支援教育コーディネーターを担う教員は、普通学級と特別支援学級を担当しているため、多忙の際は、特別支援教育CAがSCやSSWとの連絡・調整役を代理することができ、とても助かっている」との意見が聴かれた。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(外国人児童生徒等に対する日本語指導を支援する専門スタッフを活用し、日本語指導等が必要な児童生徒の支援に取り組んでいる事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、外国人児童生徒等に対する日本語指導を支援する専門スタッフを活用し、日本語指導等が必要な児童生徒の支援に取り組んでいる事例がみられた（図表 3-(3)-(7)）。

図表 3-(3)-(7) 外国人児童生徒等に対する日本語指導を支援する専門スタッフを活用し、日本語指導等が必要な児童生徒の支援に取り組んでいる事例

職種	内容						
帰国・外国人指導協力者	<p>市教委は、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒の増加に伴い、市立小・中学校、中等教育学校及び高等学校に在籍する、当該生徒に対する指導の充実を図るため、平成18年度から市単独事業により「帰国・外国人児童生徒教育支援事業」を実施し、帰国・外国人指導協力者（以下「指導協力者」という。）を学校に配置している。平成30年度は、小学校に14人、中学校に3人配置している。</p> <p>指導協力者の職務及び資格要件は、表1のとおり、事業実施要項に定めており、指導協力者には、日本語指導ボランティア団体に所属する者などが採用されている。</p> <p>指導協力者は、基本的に、児童生徒1人につき、月に4、5回程度、1日1時間程度の指導を実施している。市教委は、指導協力者の配置に係る工夫として、指導協力者を学校に配置する前に、市教委、学校及び指導協力者の3者で必ず支援の進め方について協議していることを挙げている（事業実施要項にもその旨規定）。</p> <p>表1 指導協力者の職務及び資格要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務</td> <td> <p>① 日本語指導 指導協力者は、教委の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導を行う。</p> <p>② 連絡調整 連絡調整の担当者は、指導協力者の派遣に係る教委及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td> <p>次の①から④の条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。</p> <p>① 日本語教育能力検定試験合格者又は日本語教師養成講座を修了した</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	職務	<p>① 日本語指導 指導協力者は、教委の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導を行う。</p> <p>② 連絡調整 連絡調整の担当者は、指導協力者の派遣に係る教委及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。</p>	資格要件	<p>次の①から④の条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。</p> <p>① 日本語教育能力検定試験合格者又は日本語教師養成講座を修了した</p>
区分	内容						
職務	<p>① 日本語指導 指導協力者は、教委の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導を行う。</p> <p>② 連絡調整 連絡調整の担当者は、指導協力者の派遣に係る教委及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。</p>						
資格要件	<p>次の①から④の条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。</p> <p>① 日本語教育能力検定試験合格者又は日本語教師養成講座を修了した</p>						

	<p>者</p> <p>② 日本語指導等に関わるボランティア団体に所属し、日本語指導の経験のある者</p> <p>③ 支援対象児童生徒の在籍する学校長の推薦を得た者</p> <p>④ ボランティアへの関心が高く、教委が適当と認めた者</p>						
	<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>市教委及び指導協力者が配置されている小学校からは、指導協力者の配置による効果について、表2のような意見が聴かれた。</p> <p>表2 指導協力者の配置による効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 506 536 539">区分</th> <th data-bbox="536 506 1382 539">意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 539 536 920">市教委</td> <td data-bbox="536 539 1382 920"> <p>① 若手教員を中心に、帰国・外国人児童生徒を初めて受け持つ教員が、指導協力者と協力することで、当該児童生徒にどのように接すればよいかを学ぶ機会となっている。また、時間に余裕が生まれ、児童生徒と接する時間が増えている。</p> <p>② 指導協力者による支援は、言葉が分からない、思いが伝わらないといった帰国・外国人児童生徒の不安の軽減になっており、当該児童生徒の保護者から感謝されたり、指導協力者による支援を受けていた児童生徒が高等学校に進学できたとの話を聞いたりするときに配置の効果を実感する。</p> <p>③ 指導協力者は指導に当たって、帰国・外国人児童生徒とのコミュニケーションも交えながら日本語を教えているため、指導協力者に親しみを感じている児童生徒が多く、児童生徒が抱える悩みについて相談に乗っていた例もあるなど、児童生徒にとってメンタルケア的役割も果たしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 920 536 1536">小学校</td> <td data-bbox="536 920 1382 1536"> <p>本校には、日本語指導が必要な児童（母国語は広東語）が転入したことに伴い、平成30年度から、指導協力者が配置されている。日本語指導は、通常の授業時間において、指導協力者が当該児童に対し、別室での個別指導を行っている。</p> <p>本校における指導協力者の配置による効果は、次のとおりである。</p> <p>① 日本語指導が必要な児童は転入当初は全く日本語が話せなかったが、指導協力者による指導により、順調に日本語を習得しており、クラスメイトと、身振り手振りを交えながらの会話や、一緒にスポーツを楽しむことができるようになった。指導協力者の活用によって、日本語の習得が格段に早くなっていると思われる。</p> <p>また、当該児童が日本語を理解することによって、授業の進行もスムーズになり、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>② 当該児童は英語を話すことができるため、指導協力者は日本語指導だけではなく、英語を中心としたコミュニケーションも図っている。サッカーなど児童の好きなものについて親身になって聞くなど、楽しみながら日本語を学んでいけるよう工夫している。</p> <p>また、指導協力者は、当該児童の母国の文化を理解した上で指導をしており、児童も指導協力者に対して非常に親しみを持っているため、児童にとって日本語指導の時間は、安心のできる時間になっているようである。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	区分	意見の内容	市教委	<p>① 若手教員を中心に、帰国・外国人児童生徒を初めて受け持つ教員が、指導協力者と協力することで、当該児童生徒にどのように接すればよいかを学ぶ機会となっている。また、時間に余裕が生まれ、児童生徒と接する時間が増えている。</p> <p>② 指導協力者による支援は、言葉が分からない、思いが伝わらないといった帰国・外国人児童生徒の不安の軽減になっており、当該児童生徒の保護者から感謝されたり、指導協力者による支援を受けていた児童生徒が高等学校に進学できたとの話を聞いたりするときに配置の効果を実感する。</p> <p>③ 指導協力者は指導に当たって、帰国・外国人児童生徒とのコミュニケーションも交えながら日本語を教えているため、指導協力者に親しみを感じている児童生徒が多く、児童生徒が抱える悩みについて相談に乗っていた例もあるなど、児童生徒にとってメンタルケア的役割も果たしている。</p>	小学校	<p>本校には、日本語指導が必要な児童（母国語は広東語）が転入したことに伴い、平成30年度から、指導協力者が配置されている。日本語指導は、通常の授業時間において、指導協力者が当該児童に対し、別室での個別指導を行っている。</p> <p>本校における指導協力者の配置による効果は、次のとおりである。</p> <p>① 日本語指導が必要な児童は転入当初は全く日本語が話せなかったが、指導協力者による指導により、順調に日本語を習得しており、クラスメイトと、身振り手振りを交えながらの会話や、一緒にスポーツを楽しむことができるようになった。指導協力者の活用によって、日本語の習得が格段に早くなっていると思われる。</p> <p>また、当該児童が日本語を理解することによって、授業の進行もスムーズになり、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>② 当該児童は英語を話すことができるため、指導協力者は日本語指導だけではなく、英語を中心としたコミュニケーションも図っている。サッカーなど児童の好きなものについて親身になって聞くなど、楽しみながら日本語を学んでいけるよう工夫している。</p> <p>また、指導協力者は、当該児童の母国の文化を理解した上で指導をしており、児童も指導協力者に対して非常に親しみを持っているため、児童にとって日本語指導の時間は、安心のできる時間になっているようである。</p>
区分	意見の内容						
市教委	<p>① 若手教員を中心に、帰国・外国人児童生徒を初めて受け持つ教員が、指導協力者と協力することで、当該児童生徒にどのように接すればよいかを学ぶ機会となっている。また、時間に余裕が生まれ、児童生徒と接する時間が増えている。</p> <p>② 指導協力者による支援は、言葉が分からない、思いが伝わらないといった帰国・外国人児童生徒の不安の軽減になっており、当該児童生徒の保護者から感謝されたり、指導協力者による支援を受けていた児童生徒が高等学校に進学できたとの話を聞いたりするときに配置の効果を実感する。</p> <p>③ 指導協力者は指導に当たって、帰国・外国人児童生徒とのコミュニケーションも交えながら日本語を教えているため、指導協力者に親しみを感じている児童生徒が多く、児童生徒が抱える悩みについて相談に乗っていた例もあるなど、児童生徒にとってメンタルケア的役割も果たしている。</p>						
小学校	<p>本校には、日本語指導が必要な児童（母国語は広東語）が転入したことに伴い、平成30年度から、指導協力者が配置されている。日本語指導は、通常の授業時間において、指導協力者が当該児童に対し、別室での個別指導を行っている。</p> <p>本校における指導協力者の配置による効果は、次のとおりである。</p> <p>① 日本語指導が必要な児童は転入当初は全く日本語が話せなかったが、指導協力者による指導により、順調に日本語を習得しており、クラスメイトと、身振り手振りを交えながらの会話や、一緒にスポーツを楽しむことができるようになった。指導協力者の活用によって、日本語の習得が格段に早くなっていると思われる。</p> <p>また、当該児童が日本語を理解することによって、授業の進行もスムーズになり、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>② 当該児童は英語を話すことができるため、指導協力者は日本語指導だけではなく、英語を中心としたコミュニケーションも図っている。サッカーなど児童の好きなものについて親身になって聞くなど、楽しみながら日本語を学んでいけるよう工夫している。</p> <p>また、指導協力者は、当該児童の母国の文化を理解した上で指導をしており、児童も指導協力者に対して非常に親しみを持っているため、児童にとって日本語指導の時間は、安心のできる時間になっているようである。</p>						
日本語指導員	<p>市教委は、諸外国から編入・入学してきた児童生徒のうち、学校生活を送る上で日本語指導を必要とする者に適切な学校教育の機会を確保するため、平成7年度から市単独事業により、日本語を話すことができない児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導員を配置している。平成30年度は、日本語指導員を小・中学校に9人（小学校に7人、中学校に2人）配置している。</p> <p>日本語指導員の職務は、諸外国から編入・入学してきた児童生徒のうち、学校生活を送る上で日本語指導を必要とする者に対する国語の時間等における日本語の個別指導等とされている。また、日本語指導員の資格要件は、①日本語教育能力検定試験に合格している者、②日本語教師養成講座（420時間以上）を修了している者、③大学で日本語教育を主専攻又は副専攻して修了した者としており、民間の日本語講師などを採用している。</p> <p>平成30年度に、小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は35人であり、当該児童生徒の国籍及び使用する言語は、下表のとおりである。</p> <p>市教委は、日本語指導を必要とする児童生徒1人につき日本語指導員を1人配置し、原則、週2回、1回当たり2時間の指導を行うこととしているが、児童生徒の日本語の習熟度や予算上の制約などから、児童生徒2人を同時に</p>						



指導する場合や指導を週1回とする場合があるとしている。また、児童生徒1人に対する指導の期間は、最長2年間となっている。

表 小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒の国籍、使用する言語等（平成30年度）

（単位：人）

学校種	児童生徒の国籍	児童生徒が使用する言語	人数	
小学校	日本	ロシア語、中国語、タガログ語、イタリア語	9	
	中国	中国語	6	
	フィリピン	タガログ語	4	
	スリランカ	シンハラ語、英語	3	
	ニュージーランド	英語	2	
	米国	英語・ヘブライ語	1	
	スペイン	スペイン語	1	
	ブラジル	スペイン語	1	
	韓国	韓国語	1	
	モンゴル	モンゴル語	1	
	ベトナム	ベトナム語	1	
	ネパール	ネパール語	1	
	小計			31
	中学校	モンゴル	モンゴル語	2
タイ		タイ語	1	
ネパール		ネパール語	1	
小計			4	
合計			35	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 児童生徒が使用する言語は、児童生徒の国籍の国で使用される主要な言語と異なる場合がある。

市教委からは、日本語指導員の配置による効果について、「日本語指導員は、日本語を話すことができない児童生徒とコミュニケーションをとり、教員とのつなぎ役となっていることから、学校教育の充実、教員の負担軽減の両面で効果がある」との意見が聴かれた。

なお、市教委は、日本語指導員の配置に係る課題として、本事業の実施においては、各スタッフの力量に任せている部分が大きいことを挙げており、今後の対策として、「市内で実施している年1回の研修（県教委が実施する日本語指導が必要な児童生徒の支援に関する研修に出席した同市の加配教員による報告や教材研究）の実施回数を増やしていきたい」としている。

(注) 当省の調査結果による。

## イ その他の職員や管理職を支援する専門スタッフの活用状況

（学校の管理職の業務を支援する専門スタッフの活用事例）

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに学校の管理職の負担軽減を図るため、学校の管理職の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-(3)-⑧）。

図表 3-(3)-⑧ 学校の管理職の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
副校長校務支援員	市教委は、涉外、保護者対応、調査・報告、教職員の出勤管理など多岐にわたる小・中学校の副校長の校務を補佐するため、平成28年度から副校長校務支援員を非常勤職員（1校当たり週2日、1日6時間勤務）として配置しており、30年度は、11小学校、5中学校に副校長校務支援員を各1人配置している。

	<p>副校長校務支援員の職務は、各種調査に対する回答案の取りまとめや教職員の勤怠管理の支援など副校長校務の補佐であり、公立小・中学校の教員管理職経験者を採用している。市教委は、同支援員の人選に当たっては、教育長や小・中学校長の意見を聞きながら副校長校務の補佐業務が遂行できる適任者を探しているとしている。</p> <p>市教委からは、副校長校務支援員の配置による効果について、「同支援員が調査・報告、教職員の出勤管理などの各種業務を担うことにより、副校長は、教員の指導など副校長が本来担う業務に従事する時間が増えた」との意見が聴かれた。</p> <p>また、平成30年度に副校長校務支援員が配置された小学校（注2）からは、「同支援員が教職員の出勤簿や休暇簿の管理、学校行事関係の写真の整理などの業務を担うことにより、副校長の負担が大きく軽減した」との意見が聴かれた。</p> <p>なお、市教委は、副校長校務支援員の配置に係る課題として、同支援員は原則として新任の副校長を対象に1年間配置することとしているが、毎年度、新任の副校長が配置される一方で、同支援員から支援を受けてきた副校長の中には、同支援員による支援が1年では足りず、2年以上配置される例もあることから、人材確保を含めた同支援員の配置に苦慮していることを挙げて</p>
<p>学校経営補佐 （副校長補佐）</p>	<p>県教委は、校務が集中し多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、平成29年度から「学校マネジメント強化モデル事業」を実施し、学校の状況に応じて、学校経営補佐（校内に経営支援部（注3）が設置されていない学校に非常勤職員（月16日、1日7時間45分勤務）として配置）又は副校長補佐（校内に経営支援部が設置されている学校に非常勤職員（月16日、1日5時間以内勤務）として配置。以下、これらの専門スタッフを総じて「学校経営補佐等」という。）を配置している。当該事業では、市教委が、学校経営補佐等の人材の選考及び配置を行い、県教委が当該市教委に対して財政支援（人件費）を行っている。</p> <p>学校経営補佐の職務は、主に、学校運営事務、保護者等の対応や人材育成等の経験を要する業務を行うこととされ、学校運営や地域対応に関する経験や知識を持つ者を採用している。また、副校長補佐の職務は、調査・報告の事務、サービス・施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を行うこととされており、行政事務経験がある者を採用している。</p> <p>県教委からは、「平成29年度に、学校経営補佐等を6小学校及び6中学校に配置したところ、モデル校数が少なく、配置校ごとに効果の発現にばらつきがみられたが、配置校の副校長の勤務時間について一定の短縮効果が認められた」との意見が聴かれた。県教委は、この平成29年度の効果検証が不十分であると考え、30年度は、モデル校の実施規模を120校に拡大し、引き続き効果検証を行うこととしている。</p> <p>平成29年度及び30年度に当該事業に選定され、29年度は1中学校に学校経営補佐を、30年度は1小学校及び2中学校に副校長補佐を配置している市教委からは、「29年度に学校経営補佐が配置されたA中学校（注4）において、学校経営補佐が電話の対応、出勤簿の管理、休暇の届けなどのマネジメント業務を担ったことにより、同校の副校長は、教室での授業視察、教員の指導など副校長が本来担う業務に従事する時間が増え、1週間の在校時間が約9時間削減された」との意見が聴かれた。</p> <p>また、平成30年度から副校長補佐が配置された同市のB中学校（注5）からも、「教職員の出勤簿の管理、学校日誌の記録、学校だよりや職員会議の資料の印刷、資料のファイリング及び廃棄、学校運営協議会の欠席委員への資料の配布など多くの業務を副校長補佐が担ったことにより、同校の副校長は、生徒への生活指導や教員の指導など副校長が本来担う業務に時間を割り当てることができた」との意見が聴かれた。</p> <p>なお、県教委は、学校経営補佐等の配置に係る課題として、次の点を挙げて</p> <p>① 学校経営補佐等は、誰でも担える業務ではないため、校内事情又は地域事情に精通している等の必要がある一方で、そういった人材の確保が困難であること</p> <p>② 学校経営補佐等の配置校は2年間のモデル校の指定を受けているが、当該校において副校長の人事異動があった場合には、前年度との比較検証が困難となる可能性があること</p>

	③ 学校経営補佐等は、新任の副校長が在籍する学校に配置すると、事業の効果が高くなると考えているが、当該副校長の転任先に同様の専門スタッフが配置されていない場合、副校長として本来担うべき業務の範囲について誤解する可能性があること
--	---

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 当該小学校の平成 30 年 5 月 1 日時点の学級数は 12 学級（単式学級）、児童数は 327 人、教職員数は 21 人（うち副校長は 1 人）  
 3 県教委は、副校長の指示の下、副校長に集中する業務を分担し、また、教務部や生活指導部など各部にまたがる事項について、横断的に調整するため、平成 24 年度から、副校長の直轄組織として各小・中学校に「経営支援部」の設置を開始し、順次拡大を図っている。  
 4 A 中学校の平成 30 年 5 月 1 日時点の学級数は 9 学級（単式学級）及び 2 学級（特別支援学級）、生徒数は 306 人（通常学級）及び 9 人（特別支援学級）、教職員数は 22 人（うち副校長は 1 人）  
 5 B 中学校の平成 30 年 5 月 1 日時点の学級数は 9 学級（単式学級）及び 2 学級（特別支援学級）、生徒数は 261 人（通常学級）及び 13 人（特別支援学級）、教職員数は 22 人（うち副校長は 1 人）

（養護教諭の業務を支援する専門スタッフの活用事例）

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに養護教諭の負担軽減を図るため、養護教諭の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-（3）-⑨）。

図表 3-（3）-⑨ 養護教諭の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容								
学校保健支援員	<p>市教委は、内科・歯科検診や保健統計等で多忙な時期や、給食アレルギーや震災避難児童への対応等、養護教諭 1 人では対応に不安な場合があり、その支援を行うため、平成 29 年度から学校保健支援員を市教委に配置し、経験が少ない養護教諭が在籍する小・中学校に派遣するとともに、繁忙時などには各学校からの要請に応じて派遣している。平成 30 年度は、同支援員を市教委に 2 人配置している。</p> <p>学校保健支援員の職務は、①学校からの要望に対する学校現場での養護教諭の支援・業務補助、②児童生徒への対応に関わる養護教諭に対する支援、③市外から転入した養護教諭や新規採用養護教諭に対する支援、④その他学校保健事務補助等とされており、養護教諭としての勤務経験が相当程度ある者を採用している。</p> <p>市教委及び学校保健支援員が派遣された小・中学校からは、同支援員の配置・派遣による効果について、下表のような意見が聴かれた。</p> <p>表 学校保健支援員の配置・派遣による効果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市教委</td> <td>学校保健支援員を利用した養護教諭からは、「手引を見ても分からなかった点を同支援員から教えてもらい、疑問を解決できた」、「検診中、体調不良の子供に養護教諭が付き添ったため、同支援員がいて助かった」、「勤務時間中は来室児童が絶えず、検診結果を入力できなかったので助かった」との意見が聴かれた。</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>本校では、平成 29 年度から、在籍する養護教諭が育児休業中のため、学校勤務が初めての養護助教諭（教員免許状を取得しているが、採用試験には合格していない者）が配置されているが、平成 29 年度は 5、6 回、30 年度も 3、4 回、学校保健支援員が派遣されたことにより、健康診断、歯科検診等の準備、感染性胃腸炎の発生時の消毒方法等について対応することができた。</td> </tr> <tr> <td>A 中学校</td> <td>本校では、平成 30 年 10 月の歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際、同支援員は、検診会場で検診の準備、運営、後片付けなどの作業に携わっており、養護教諭が保健室を長時間空けることなく、生徒に対応することができた。 学校保健支援員は、配置人数が 2 人と少なく、派遣制であるため、多くの派遣要請はできないものの、今後も年に数回ある各種検診の際に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	意見の内容	市教委	学校保健支援員を利用した養護教諭からは、「手引を見ても分からなかった点を同支援員から教えてもらい、疑問を解決できた」、「検診中、体調不良の子供に養護教諭が付き添ったため、同支援員がいて助かった」、「勤務時間中は来室児童が絶えず、検診結果を入力できなかったので助かった」との意見が聴かれた。	小学校	本校では、平成 29 年度から、在籍する養護教諭が育児休業中のため、学校勤務が初めての養護助教諭（教員免許状を取得しているが、採用試験には合格していない者）が配置されているが、平成 29 年度は 5、6 回、30 年度も 3、4 回、学校保健支援員が派遣されたことにより、健康診断、歯科検診等の準備、感染性胃腸炎の発生時の消毒方法等について対応することができた。	A 中学校	本校では、平成 30 年 10 月の歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際、同支援員は、検診会場で検診の準備、運営、後片付けなどの作業に携わっており、養護教諭が保健室を長時間空けることなく、生徒に対応することができた。 学校保健支援員は、配置人数が 2 人と少なく、派遣制であるため、多くの派遣要請はできないものの、今後も年に数回ある各種検診の際に
区分	意見の内容								
市教委	学校保健支援員を利用した養護教諭からは、「手引を見ても分からなかった点を同支援員から教えてもらい、疑問を解決できた」、「検診中、体調不良の子供に養護教諭が付き添ったため、同支援員がいて助かった」、「勤務時間中は来室児童が絶えず、検診結果を入力できなかったので助かった」との意見が聴かれた。								
小学校	本校では、平成 29 年度から、在籍する養護教諭が育児休業中のため、学校勤務が初めての養護助教諭（教員免許状を取得しているが、採用試験には合格していない者）が配置されているが、平成 29 年度は 5、6 回、30 年度も 3、4 回、学校保健支援員が派遣されたことにより、健康診断、歯科検診等の準備、感染性胃腸炎の発生時の消毒方法等について対応することができた。								
A 中学校	本校では、平成 30 年 10 月の歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際、同支援員は、検診会場で検診の準備、運営、後片付けなどの作業に携わっており、養護教諭が保健室を長時間空けることなく、生徒に対応することができた。 学校保健支援員は、配置人数が 2 人と少なく、派遣制であるため、多くの派遣要請はできないものの、今後も年に数回ある各種検診の際に								

	<p>は、派遣を要請したいと考えており、派遣の継続を希望する。</p> <p>B 中学校          本校では、平成 30 年の春と秋に実施した歯科検診の際に、学校保健支援員の派遣を要請している。歯科検診の際には、体育館に歯科医と歯科衛生士が構成したラインが 4 セットできるが、養護教諭、養護助教諭のうち 1 人は、体調不良を訴える生徒に迅速に対応するため、保健室に居なければならない。また、検診会場では、養護教諭 1 人よりも同支援員の支援があった方が歯科検診に係る生徒への効果的・効率的な指導、管理等を行うことができる。</p> <p>今後も校内で検診等の行事がある際は、学校保健支援員の派遣を要請したいと考えており、同支援員は学校現場に必要な専門スタッフである。</p>
こころの教育支援（パート看護師）	<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>市教委は、学校で発生するいじめや不登校等に、一層、迅速かつ確実に対応するため、「こころの教育支援事業」を実施しており、平成 27 年度から、パート看護師を配置し、児童生徒一人一人の心の安定を図っている。</p> <p>平成 30 年度は、パート看護師を 6 人採用し、市内を 12 地区に分けて、2 地区につきパート看護師を 1 人配置しており、パート看護師は、小・中学校からの要請を受けて 1 日 3 時間から 6 時間、月に 30 時間から 60 時間、年間 100 日程度で稼働している。</p> <p>パート看護師の職務は、養護教諭の不在時（修学旅行、自然体験教室など宿泊を伴う学校行事）や多忙時（年度初めの児童生徒の健康診断）に、保健室業務（児童生徒のけがや疾病時の応急処置や保健室登校の児童生徒の対応）を担うこととしており、看護師免許の有資格者を採用している。</p> <p>パート看護師の配置による効果について、市教委からは、「養護教諭不在時などにおいて、学校の安心安全で安定した運営に寄与できる」との意見が聴かれた。</p> <p>また、パート看護師が派遣された小・中学校からは、①「パート看護師が学校に派遣されることで、学校に 1 人のみ在籍する養護教諭が校外行事に随行できる」、②「養護教諭が不在の際、児童生徒がけがをしたときでも対処できる」との意見が聴かれた一方で、パート看護師は市全体で 6 人しかいないため、各校の行事が重なった場合、派遣してもらえない場合があることを課題として挙げている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(事務職員の業務を支援する専門スタッフの活用事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、事務職員の負担軽減を図るため、事務職員の業務を支援する専門スタッフを活用している事例がみられた（図表 3-(3)-⑩）。

図表 3-(3)-⑩ 事務職員の業務を支援する専門スタッフの活用事例

職種	内容
学校事務アドバイザー	<p>市教委は、新規採用事務職員等への指導助言や学校からの市会計の伝票審査などに対応するため、平成 24 年度から、学校事務アドバイザーを市教委に配置し、小・中学校の新規採用事務職員や市外からの転入事務職員等を対象に、その事務処理能力に応じて週 1 回や月 1 回など定期的に派遣している。</p> <p>平成 30 年度は、同アドバイザーを市教委に 3 人配置している。</p> <p>学校事務アドバイザーの職務は、次のとおりであり、同アドバイザーは、公募によらず、元事務職員を任意に採用している。</p> <p>(学校事務アドバイザーの職務)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規採用、市外転入、臨時的任用等の事務職員への指導助言</li> <li>② 学校事務共同実施グループ連絡会議と連携しての共同実施組織の支援</li> <li>③ 学校が執行する市会計の伝票審査及び予算執行の進捗管理</li> <li>④ その他事務補助</li> </ol> <p>市教委からは、学校事務アドバイザーの配置による効果について、「派遣先</p>

	<p>の校長からは派遣回数増加の要望もあり、感謝されている」との意見が聴かれた。</p> <p>また、学校事務アドバイザーが派遣された小学校からは、「平成29年度は、学校に1人のみ籍する事務職員が育児休業中で、臨時職員が代替的に配置されていたが、本市の学校事務の経験がなかったため、同アドバイザーを定期的に派遣してもらい、対応することができた」との意見が聴かれた。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(教委に複数の専門スタッフによる一元化した相談窓口を設置している事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、教育活動の充実とともに教員の負担軽減を図るため、教委に複数の専門スタッフによる一元化した相談窓口を設置している事例がみられた（図表 3-(3)-⑩）。

図表 3-(3)-⑩ 教委に複数の専門スタッフによる一元化した相談窓口を設置している事例

内容									
<p>市教委は、学校現場だけでは解決が困難な問題について、専門的な知識や学校現場での経験が豊富な者が助言、対応等を行うことを目的に、平成 27 年度から、市単独事業により学校教育サポート室を市教委に設置している。</p> <p>学校教育サポート室の職務は、学校問題の解決支援に関する事務を処理することとされ、同室のメンバーには、元校長や元警察官等が採用されている。平成 30 年度は、同室に 6 人（現役の教員 1 人を含む。）を配置しており、17 小学校及び 6 中学校を支援している。</p> <p>市教委及び学校教育サポート室から支援を受けている 2 中学校からは、同室の設置・支援による効果について、下表のような意見が聴かれた。</p>									
<p>表 学校教育サポート室の設置・支援による効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市教委</td> <td>以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。</td> </tr> <tr> <td>A 中学校</td> <td>以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。 また、学校教育サポート室には、元校長が在籍しているため、学校経営についても相談や助言を受けることができる。</td> </tr> <tr> <td>B 中学校</td> <td>学校教育サポート室には、元警察官が在籍しているため、学校で起こった問題について、警察に相談すべき事案か否かを相談することができる。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	意見の内容	市教委	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。	A 中学校	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。 また、学校教育サポート室には、元校長が在籍しているため、学校経営についても相談や助言を受けることができる。	B 中学校	学校教育サポート室には、元警察官が在籍しているため、学校で起こった問題について、警察に相談すべき事案か否かを相談することができる。
区分	意見の内容								
市教委	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。								
A 中学校	以前であれば、学校現場だけで対応を考えていた問題についても、学校が学校教育サポート室に相談した上で対応できるようになったので、教職員の負担が軽減されている。 また、学校教育サポート室には、元校長が在籍しているため、学校経営についても相談や助言を受けることができる。								
B 中学校	学校教育サポート室には、元警察官が在籍しているため、学校で起こった問題について、警察に相談すべき事案か否かを相談することができる。								
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>									

(注) 当省の調査結果による。

### ウ 人材バンクの活用や地元大学との連携協力による専門スタッフの人材確保に係る取組状況

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、次のとおり、人材バンクの活用や地元大学との連携協力により専門スタッフの人材確保を行っている事例がみられた（図表 3-(3)-⑪）。

- ① 人材バンクを活用し、高等学校等において多様な教育活動を支援する専門スタッフの人材確保を行っている事例
- ② 個に応じた学習指導支援を行う専門スタッフについて地元大学との連携協力により人材確保を行っている事例

図表 3-(3)-⑫ 人材バンクの活用や地元大学との連携協力により専門スタッフの人材確保を行っている事例

区分	内容												
<p>人材バンクを活用し、高等学校等において多様な教育活動を支援する専門スタッフの人材確保を行っている事例</p>	<p>県教委は、民間企業等で培われた優れた知識や技術を有する地域の者や、学校で教職員としての勤務経験を有する者などの多様な教育力を活用して県立の高等学校や中等教育学校の教育力の向上を図るとともに、生徒一人一人に目の行き届いた教育支援を推進することを目的に、平成 27 年度から、県単独事業として「ハイスクール人材バンク」（以下「人材バンク」という。）事業を実施している。</p> <p>人材バンクには、県内又は近隣県に在住・在勤の者が、自身の専門分野や得意分野などを登録し、学校からの依頼に応じて、下表のとおり、①特別講師、②学校支援スタッフ、③サポートティーチャーとして、県立の高等学校や中等教育学校の教育における多様な教育活動の支援を行っている。</p> <p>表 人材バンクにより配置される専門スタッフ</p> <table border="1" data-bbox="432 667 1385 958"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>主な職務</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別講師</td> <td>単発の授業や講演会の講師として指導</td> <td>雇用を伴わない。</td> </tr> <tr> <td>学校支援スタッフ</td> <td>教科指導や教育の一環として行うその他の活動を支援</td> <td>雇用を伴わない。</td> </tr> <tr> <td>サポートティーチャー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習支援業務</li> <li>・ 進路支援業務</li> <li>・ キャリア教育支援業務</li> <li>・ 専門教育支援業務 等</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国費負担又は県単独事業により配置される専門スタッフ（非常勤職員）</li> <li>・ 週 29 時間又は 20 時間勤務</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>人材バンクを活用する場合、①各学校は、登録者を活用したい取組の内容や目的などを記載した利用依頼書により人材バンク事務局に依頼、②人材バンク事務局は、学校の要望に合う登録者の情報を学校に提供、③学校は登録者に直接連絡し、活動条件の詳細について交渉することになる。</p> <p>県教委及び人材バンクを活用した高等学校からは、人材バンク、特にサポートティーチャーの取組による効果について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>(県教委)</p> <p>サポートティーチャーは、平成 27 年度から増員措置を講じており、人材の確保は重要な課題である。また、教員の働き方改革に伴い外部人材を有効活用し、教員の負担軽減を図ることは喫緊の課題になっている。</p> <p>このような状況において、民間企業等で培われた優れた知識や技術を持っている地域の者や、教職員としての経験を有する者などに人材バンクに登録してもらい、学校のニーズに応じた人材を紹介する取組は有効であり、その果たす役割は大きいと考えている。</p> <p>(高等学校)</p> <p>サポートティーチャーは、人材バンクから本校の希望に応じた登録者を紹介してもらい、本校が直接面接して採用している。平成 30 年度に配置しているサポートティーチャーは、50 歳代の大学の非常勤講師であり、主に生徒の進路相談への対応を行っているが、担当業務を生徒への就職支援に係るもののみと明確にしたため、活動が活発になり、生徒や教員からの評価が高い。</p> <p>サポートティーチャーは、担当業務を明確にした上で、人材を確保することが重要であると考えており、学校が要求する人材に対して多様な提案が可能な人材バンクの仕組みは有効である。</p>	職種	主な職務	備考	特別講師	単発の授業や講演会の講師として指導	雇用を伴わない。	学校支援スタッフ	教科指導や教育の一環として行うその他の活動を支援	雇用を伴わない。	サポートティーチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習支援業務</li> <li>・ 進路支援業務</li> <li>・ キャリア教育支援業務</li> <li>・ 専門教育支援業務 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国費負担又は県単独事業により配置される専門スタッフ（非常勤職員）</li> <li>・ 週 29 時間又は 20 時間勤務</li> </ul>
職種	主な職務	備考											
特別講師	単発の授業や講演会の講師として指導	雇用を伴わない。											
学校支援スタッフ	教科指導や教育の一環として行うその他の活動を支援	雇用を伴わない。											
サポートティーチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習支援業務</li> <li>・ 進路支援業務</li> <li>・ キャリア教育支援業務</li> <li>・ 専門教育支援業務 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国費負担又は県単独事業により配置される専門スタッフ（非常勤職員）</li> <li>・ 週 29 時間又は 20 時間勤務</li> </ul>											
<p>個に応じた学習指導支援を行う専門スタッフについて地元大学との連携協力により人材確保を行っている事例</p>	<p>市教委は、地元の A 大学及び B 大学と連携して、これらの大学の学生を、市単独事業により配置しているスクールサポーター（通常学級や特別支援学級、保健室・特別教室等において、個に応じた学習指導支援を行う専門スタッフ（ボランティア））として任用し、小・中学校に派遣する取組を実施している。</p> <p>市教委は、A 大学とは平成 17 年 4 月に、B 大学とは 22 年 7 月に、上記の取組について連携協力に関する協定書を取り交わし、毎年度、スクールサポーターを募集し、希望する学生を週 1 回・半日程度、小・中学校に派遣し、</p>												

一定期間継続して、各学校が必要とする支援活動に参加してもらっている。  
 スクールサポーターに係る平成 29 年度の任用実績は、A大学の学生は 64 人、B大学の学生は 55 人であり、これらの学生が 24 小学校及び 3 中学校に派遣されている。

市教委からは、スクールサポーターを小・中学校に派遣する取組の効果について、「同サポーターとして任用する学生には、大学の授業の空き時間を利用して、交通費を含め無報酬で参加してもらっているが、教育現場での経験を積みたい学生と、支援を必要とする児童生徒への学習支援、生活支援等に人手を必要とする学校の切実なニーズが重なり、学校現場における教員の負担軽減に非常に貢献している」との意見が聴かれた。

また、スクールサポーターが派遣された小・中学校からは、同サポーターの派遣効果について、下表のような意見が聴かれた。

表 スクールサポーターの概要及び派遣効果（平成 30 年度）

（単位：人）

学校種	派遣人数	職務内容	派遣効果
A 小学校	2	通常学級の授業に加わり、要支援児童の隣に座って、学習支援を担当	スクールサポーターが積極的に児童の中に入ってくれるので助かっている。授業中、要支援児童に付き添ってもらうことで、教員が授業を進められる。スクールサポーターがいなければ、他の教員等に代わってもらうしかない。
B 小学校	4		
A 中学校	1	1 年生の通常学級の授業にチーム・ティーチングの T2 要員（注 2）として、要支援生徒の学習支援を担当	チーム・ティーチングの年間計画にスクールサポーターを T2 要員として組み込んでおり、教員に代わる要員として、非常に助かっている。
B 中学校	1	別室登校の生徒に対する学習支援を担当	スクールサポーターとして任用された大学生は、生徒に近い世代であるため、人気がある。別室登校の生徒の補習は教科担任の業務だが、スクールサポーターに支援してもらい、教員の負担軽減につながっている。

（注）1 当省の調査結果による。

2 テーム・ティーチング（TT）では、T1 が授業全体を進め、T2 は支援が必要な子供の支援を担当する。

（注） 当省の調査結果による。

#### (4) 学校の事務職員の活用状況

##### 【制度の概要等】

(学校の事務職員の概要)

学校の事務職員は、学校における基幹的職員であり、原則必置で、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である(資料1-①(再掲))。

事務職員の職務内容については、チーム学校答申では、総務・財務等に関する事務全般としており、主に従事している職務として、①予算、決算等の会計管理、②施設・設備及び教材・物品の管理、③給与・旅費の管理、支給事務、④就学援助に係る事務、⑤学校徴収金の計画・執行管理、⑥文書の收受・発送、⑦諸手当の認定、⑧福利厚生に関する事務を例示している(資料1-②(再掲))。

(事務職員の校務運営への参画の推進)

文部科学省は、前述1のとおり、学校教育法の一部改正により事務職員の職務規定を「事務に従事する」から「事務をつかさどる」へ見直した(資料1-①(再掲))。これにより、学校組織マネジメントの中核となる校長・教頭等の業務負担が増加するなどの状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がその専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画することとしている(資料3-(4)-①)。

事務職員の校務運営への参画については、チーム学校答申において、「学校組織マネジメントを効率的・効果的に行うための学校経営職員として位置づけ、総務・財務等に関する事務以外の職務(地域連携や学校評価、危機管理等)にも事務職員が積極的に携わっている例も見られる」とされている(資料1-②(再掲))。

なお、働き方改革答申では、これまで学校及び教員が担ってきた代表的な14の業務(図表1-④(再掲))のうち、①学校徴収金の徴収・管理、②地域ボランティアとの連絡調整、③調査・統計等への回答等、④学校行事等の準備・運営、⑤進路指導、⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応の六つの業務について、事務職員が担うべき等とされている(資料1-⑤(再掲))。

(学校事務の適正化と事務処理の効率化)

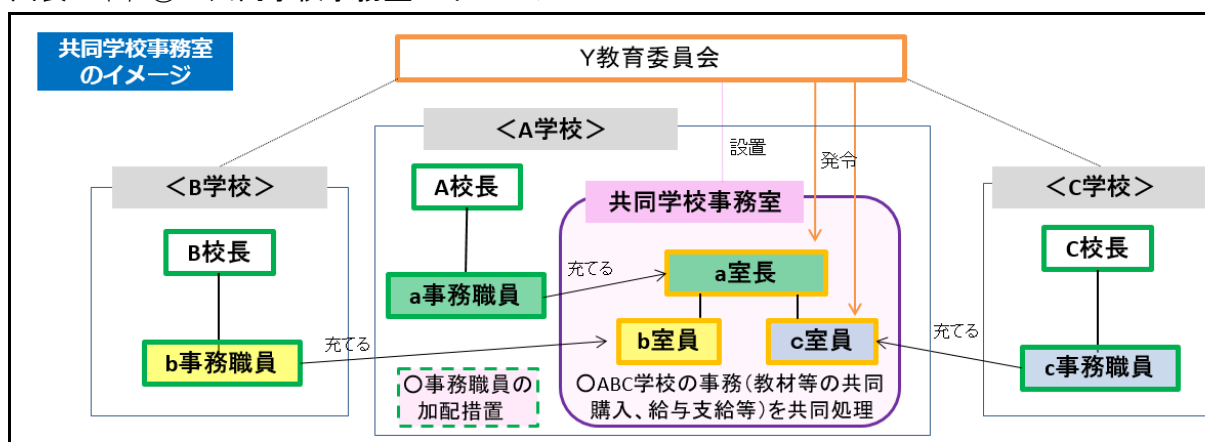
従来、学校事務の適正化と効率化を図るため、各教委の中には自主的な運用として学校事務の共同実施を行ってきたところもあったが、平成29年4月、新たに教委が指定する二校以上の学校に係る事務をこれらの学校の事務職員が共同して処理する共同学校事務室の設置が制度化され、施行されている。共同学校事務室とは、学校事務の共同実施、すなわち、日常は各校で勤務している学校事務職員が、週1回程度一つの学校に集まるなどして、複数の事務業務を共同で行うもののうち、一定の要件を具備したものを制度化したものである(資料1-④(再掲)、3-(4)-②、図表3-(4)-①)。

文部科学省は、学校事務の共同実施により、学校間の事務の標準化、教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上などが期待されるとしており、教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査(平成30年度版)においても、「学校事務の共同実施を実施している」と回答した教委は、都道府



県 18 (38.3%)、政令市 14 (70.0%)、市区町村 1,096 (63.8%) となっている (資料 3-4)-③)。

図表 3-4)-① 共同学校事務室のイメージ



(注) 文部科学省の資料による。

【調査結果】

今回、調査対象とした 17 県教委、32 市教委、145 校 (公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校) 及び 8 私立中学校における事務職員の校務運営への参画に当たって事務の効率化を図る取組について調査したところ、次のような取組がみられた。

(事務職員が校務運営に参画するために事務の適正化及び効率化を図っている取組事例)

事務職員は、前述のとおり、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理し、より主体的・積極的に、教員が従来担ってきた業務を担うなどにより校務運営に参画することとされている。その前提として、事務職員の校務運営への参画を推進するに際しては、学校事務の適正化と効率化を図ることとされている。

今回、当省が調査対象とした 17 県教委及び 32 市教委のうち、17 県教委 (100%) 及び 29 市教委 (90.6%) において、事務の共同実施や事務の標準化等により学校事務の適正化と効率化を図る取組を実施又は実施予定としている状況がみられた (図表 3-4)-②)。

図表 3-4)-② 学校事務の適正化と効率化に係る取組の実施状況(平成 30 年 11 月 30 日現在)

(単位：教委、%)

学校事務の適正化と効率化に係る取組の実施状況	県教委		市教委	
	教委数	構成比	教委数	構成比
実施又は実施予定	17	100	29	90.6
実施していない (実施予定なし)	0	0	3	9.4
合計	17	100	32	100

(注) 当省の調査結果による。

上記のとおり、学校事務の適正化と効率化を図る取組を実施又は実施予定としている教委の中には、次のような取組により事務の適正化と効率化を図り、事務職員の校務運営へ

の参画につながっているものがみられた（図表 3-(4)-③）。

- ① 事務処理に当たって地域の実情に応じた方法により連携を行うことで教員が担っていた業務を実施しているもの
- ② 事務の共同実施の試行により事務の標準化を図り教員の負担軽減につながっているもの
- ③ 事務職員が事務を共同実施することで校務運営への参加につながり、共同実施している事務の校務運営への関わりについて定量的な分析を行っているもの
- ④ 常時、複数の事務職員を配置する学校事務センターを設置し従来教員が担っていた業務の一部を実施させることとしているもの

図表 3-(4)-③ 事務の共同実施等により事務の適正化と効率化を図り事務職員の校務運営への参画につながっている主な事例

区分	内容
<p>事務処理に当たって地域の実情に応じた方法により連携を行うことで教員が担っていた業務を実施しているもの</p>	<p>市教委では、事務の共同実施を行うことになった場合、グループ内の事務職員が1か所に集まり共同で事務処理を行うことになり、学校を不在にすることで教員に負担がかかるなどのデメリットが生じると考えたことから、学校間連携で対応している。</p> <p>同市教委は、公立小・中学校をグループに分け、それぞれのグループごとに拠点校を配置し、各グループの実情に応じた事務支援、事務の効率化、初任者研修等を実施し、学校運営全般にわたる支援を行っている。事務処理に当たっては、1か所に集まることを強制せず、各グループの実情に応じ、①拠点校等の事務職員がグループ内の学校を訪問して事務支援を行う、②臨時グループ会議を開催し、職員同士での情報交換・事務指導を行う、③電話、電子メール等を活用し、情報交換・事務指導を行うなど様々な形態により、連携して事務処理を行っている。これにより、事務職員が本務校を不在とすることによる教員への負担を軽減している。</p> <p>また、校長、教頭、事務職員及び市教委で構成する「学校間連携推進協議会」を設置し、市内全グループの学校間連携計画の情報共有、学校間連携実施後の成果や課題の共有を行い、同協議会において、良い取組事例があれば、市内全てのグループで実施するように努めている。</p> <p>この取組の中で、従来、教員が担当していた学校徴収金の徴収業務について、市内全体の小・中学校のうち75%（現金徴収の併用を含む。）の小・中学校において口座振替で学校徴収金を徴収することとなり、口座振替で徴収している学校のうち45%で教員の事務負担が軽減されたとしている。</p>
<p>事務の共同実施の試行により事務の標準化を図り教員の負担軽減につながっているもの</p>	<p>市教委は、事務職員の単数配置が基本である小・中学校において、複数校で事務の共同実施を行うことにより、単数配置の課題を克服することで事務機能を強化し、学校運営を一層向上させることを目的として、平成29年3月に市立小中学校事務共同実施要綱及び共同実施組織における業務内容や組織運営について盛り込んだ手引を定め、29年度から学校事務共同実施を試行している。</p> <p>市教委は、学校事務の共同実施を試行することとした経緯として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行により、県費負担教職員の給与負担等が平成29年4月1日に政令市に権限移譲されることとなり、これまで、県の条例が適用又は準用されていた市立学校教職員の給与その他の勤務条件に関し、市の条例で定めることとなった。権限移譲により、学校事務職員と一般事務職員との間に費用負担などの差が無くなることや、学校、教委、市及び学校事務職員を取り巻く様々な課題に対応していくため、権限移譲後の学校事務職員の在り方について検討を行い、平成29年4月から3年間、一般事務職員との人事交流及び共同実施組織整備を試行し、検証の結果、取組の有効性が認められた場合は、共同実施組織の拡大及び採用試験の一本化の判断を行うこととした」としている。</p> <p>市教委は、学校事務共同実施の実施体制の特徴について、次のとおり説明している。</p>

	<p>① 市各区につき1グループで試行し、1グループ6校程度で組織</p> <p>② グループごとに拠点校を設置し、拠点校の事務職員をグループ長に任命（ただし、グループ長は、共同実施組織の責任者としてグループ運営を担っているが、試行段階ということもあり、グループ長及び共同実施組織には固有の決裁権限（専決権）は付与していない。）</p> <p>③ 月に3、4回集合し、半日程度の時間で実施</p> <p>④ 拠点校が必ず会場校となるわけではなく、グループ内で空き教室及び地理的状况を勘案して決定</p> <p>また、市教委は、グループ校ごとに異なる事務職員の校務分掌や事務処理方法について、適正化や効率化などの観点から、標準的な範囲や方法を策定し、グループ内全校で同様に分掌する取組を行っている。また、標準化の進捗度に応じて、現在、管理職や教員が行っている事務的・管理的業務について、事務職員が担う役割を更に拡大する取組を行っている。ただし、同教委は、標準化や機能強化の取組について、各グループでの進捗状況や教員の負担軽減の効果に差異があるとしている。</p> <p>市教委は、学校事務の共同実施による効果について、「ある学校では教頭が担っていた出張等に使用するICカードの管理や自家用車で出張するための事務手続について共同実施で行えるようになり教頭の負担が軽減された」とする意見のほか、「事務のクロスチェックによって事務の精度が向上し、ミスが減っているため、間接的に教員の負担が軽減している」とする意見や、「若手事務職員から、共同実施により、以前よりも事務についての質問がしやすくなったとの声を聞いており、経験の少ない事務職員にとって、能力や意識の向上につながっている」との意見が聴かれた。</p>
<p>事務職員が事務を共同実施することで校務運営への参加につながり、共同実施している事務の校務運営への関わりについて定量的な分析を行っているもの</p>	<p>市教委では、学校の管理運営業務を組織的かつ集中的に処理するため、平成18年度から、市内の小・中学校を複数の学校群に分割し、学校群ごとに事務支援グループを設置し、事務の共同実施を進めている。</p> <p>事務支援グループでは、事務職員が担当する業務の経年変化や学校運営への関わり状況を把握し、定量的に分析するため、隔年ごとに「校務分掌に係る調査」（職務内容ごとに、全体の学校数のうち事務職員が「主に関わっている」又は「少し関わっている」と回答があった学校数の割合を算出）を実施している。当該調査によると、事務支援グループが発足する前年と比較して、従前教員が担っていた、①在学・卒業証明関係事務、②児童生徒の学籍管理、③予算要求関係事務、④施設修繕の整備計画に関する事務、⑤学校だよりに関する事務、⑥校内職員名簿の作成事務、⑦学校徴収金（教材費）の集金に関する事務を事務職員が担当することが多くなっている。</p> <p>同市教委では、事務支援グループによる事務の共同実施の効果について、校内の事務機能の向上、事務の平準化、経験の浅い事務職員の資質・能力の向上等に寄与しているとしている。</p> <p>なお、同事務支援グループの長は、「事務の共同実施は、教員の負担軽減を目的の一つとして推進してきている。各学校では、事務の共同実施により効率化を図り、それにより生み出された時間・余力を活用して、教員が担っていた業務の全部又は一部を事務職員が担うように努めてきた。これにより事務職員が担当する事務が次第に増加している。しかし、近年は、若い事務職員の割合が増えてきたことにより、担当する事務の数は頭打ちになっている」としている。</p>
<p>常時、複数の事務職員を配置する学校事務センターを設置し従来教員が担っていた業務の一部を実施させることとしているもの</p>	<p>市教委では、平成29年4月に、県費負担教職員について指定都市に権限委譲されることになったこと、教員の多忙化が全国的な課題となっており、同市でも課題となっていること、文部科学省が教員の事務負担軽減を図るため、学校のマネジメント体制の強化、学校事務機能の強化・効率化を推進していることを背景として、学校事務の効率化により、教員の事務負担軽減を図り、教員が子供と向き合う時間を確保することを目指して、学校事務センターを設置している。</p> <p>同市教委では、地域で八つの部会に分けて小・中学校を管理しており、学校事務センターは部会ごとに市内小・中学校の拠点8校に設置され、部会内の小・中学校の数は15校から25校となっている。学校事務センターでは、1か所に5人程度の事務職員が配置され、部会内の小・中学校の給与・旅費関係の事務をまとめて実施している。</p> <p>なお、同市教委は、学校事務センターの課題も徐々に明らかになってきているとしている。</p> <p>主に明らかとなった課題として、</p>

	<p>① これまでは共同事務の実施をするために、月2回程度、部会内の事務職員が集まる機会があり、情報交換等が可能であったが、学校事務センター設置後は、その機会が無くなり事務職員に不安感が生じていること</p> <p>② 平成29年度の学校事務センター設置当初から就学援助申請手続（募集、書類の回収、内容確認、集約後の市教委への書類送付）、教科書の無償給与手続事務、学籍報告（児童生徒の在籍数の報告等）は、教員（これらの事務は担当教員に校務分掌で割り当てられることが多い。）から各学校に残した事務職員に移す予定であったが、多くの事務職員がこれらの手続等の経験がないことから、29年度は一部の学校でしか実施できなかったこと</p> <p>③ 学校事務センターと市教委は専用システムを通じて接続しているが、学校事務センターと部会内の小・中学校は多額の費用が生じるので接続しなかったことから、学校事務センターと部会内の小・中学校の書類のやり取りは、連絡便等で行っている状況にあり、効率化が図られていないことを挙げている。</p> <p>そこで、市教委及び学校事務センターでは、上記課題①～③に対して、次のような対応を行っている。</p> <p>① 部会学校事務共同実施連絡会の開催 職員の意見交換の場を設けるため、学期に1回半日程度、定期的に事務職員が集合して懸案事項等について情報共有、意思疎通を図り、不安を軽減することとした。</p> <p>② 教員から事務職員への事務移行に準備期間を設定したこと 権限移譲に伴う事務処理の変更が多かったため、就学援助申請手続、教科書の無償給与手続事務、学籍報告については、平成29年度は準備期間とすることとして、30年度から本格的に教員から事務職員へ事務を移すこととした。</p> <p>③ 情報のやり取りに係る改善策の検討をすること 情報管理には十分留意しつつ、当面、紙媒体での情報のやり取りを継続することとして、改善策の検討をする。</p> <p>なお、同市教委及び学校事務センターでは、他の地方公共団体で、同様の取組を実施するためには次のような課題が想定されるとしている。</p> <p>① 大規模な小・中学校に従前2人配置されていた事務職員を1人にするこ とで余裕が生じた職員を学校事務センターに集約したので、ある程度の地方公共団体の規模がないと、1人を学校に事務職員として残しつつ、学校事務センターの事務職員を配置することができないこと</p> <p>② 学校事務センターとなるオフィスを新規に借りるのではなく、既存の学 校に学校事務センターを配置することとしたので、学校現場からは、機密性のある重要書類が大量に集まることに対して、保管等に責任が伴うこと から、職員室ではなく別室を学校事務センターとして確保できる比較的大 きな小・中学校に設置する必要があること</p>
--	--

（注） 当省の調査結果による。

また、上記の事務の共同実施等に係る取組のほか、次のとおり、県教委による事務職員の加配により、校務運営への参画につながっている取組がみられた（図表3-(4)-(4)）。

図表3-(4)-(4) 事務職員の加配により校務運営への参画につながっている取組

区分	内容
県教委が事務職員を1人加配したことにより教員の負担軽減や事務の効率化が図られているもの	<p>県教委では、平成23年頃から、当時の教育長からの指示を受け、学校事務の在り方の見直しを検討しており、教員が担っている業務のうち事務職員が行うことが可能な業務として「奨学金業務、PTA業務、日報作成、情報管理、修学旅行等の企画、広報、体験入学、教育実習、安全点検業務」を選定した。</p> <p>その後、県教委の指定により事務職員を1人ずつ加配された2校のうち、県立高等学校1校では上記業務の全てを、別の県立特別支援学校1校では上記業務のうちの一部を、それぞれ事務職員が担う取組を実施した。</p> <p>このうち、県立高等学校では、県教委による指定は単年度のみであったが、上記取組により、①学級減により教員数が減少したが、事務職員が減少した教員分の業務を担うことで、教員が滞りなく業務が遂行でき、引き続き教材</p>

	<p>研究や生徒と向き合う時間を確保することができた、②外部からの問合せ対応が迅速化した、③奨学金の推薦会議に事務職員が参加して指針の作成を行うなど、事務処理能力を生かして効率的かつ効果的に業務を遂行することができた、④奨学金業務において対応した生徒の進路を気にしたり、当該生徒に感謝されたりするなど、事務職員が奨学金業務を行うことで生徒への愛着が増加したとしている。また、同校では、修学旅行等の企画、日報作成、体験入学、教育実習、奨学金業務については、現在も事務分掌表において事務職員の所管事務として明記し継続して取り組んでいる。</p> <p>なお、県教委は、軽減された教員の負担は劇的なものではなく、当該取組は事務職員の1人加配により可能となったものであるとし、加配のない状態において事務職員が学校経営に参画し、教員が行っていた業務を担うためには、既存の業務を見直し、効率的に行う仕組みづくりを一層行っていく必要があるとしている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

さらに、今回、当省が調査対象とした145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）及び8私立中学校の中には、次のような学校独自の取組により事務職員の校務運営への参画につながっている取組がみられた（図表3-(4)-⑤）。

- ① 事務の省力化や分担調整により教員が行う業務の一部を事務職員が担っているもの
- ② 事務職員の提案により学校徴収金の支払を銀行振込としたもの
- ③ 事務職員が校務運営委員会に所属し助言を行っているもの

図表 3-(4)-⑤ 学校独自の取組により事務職員の校務運営への参画につながっている取組の主な事例

区分	内容
事務の省力化や分担調整により教員が行う業務の一部を事務職員が担っているもの	<p>公立高等学校では、学校教育法の改正以前から教員の負担軽減の取組を学校独自に行い、事務職員が業務で使用するデータや様式を学校の共有サーバーに保存し活用するという事務の省力化に努めている。この取組によって短縮された事務職員の業務時間を活用することで、事務職員が教員に代わって次の業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① PTA会費に関する会計業務</li> <li>② 学校徴収金の支払等（給食費、模擬試験費用、各種検定試験）</li> <li>③ あっせん物品の見積りの発注及び業者選定（卒業アルバム、制服、学校指定ジャージ、見学旅行、宿泊研修、スキー授業）</li> <li>④ 家庭科実習（裁縫、調理実習）及び体育実習（スキー授業のバス代）に係る会計</li> <li>⑤ 全国高等学校体育連盟、全国高等学校文化連盟及び日本高等学校野球連盟の当番校が担当する会計業務。日本高等学校野球連盟については、大会の運営業務も担当しており、事務職員が大会に同行し、球場での電話受付、場内アナウンス等も行っている。</li> </ol> <p>同校では、上記会計業務を事務職員に担わせていることについて、事務職員が行った方が正確に業務を遂行できるためとしている。</p> <p>なお、同校では、これらの業務を行う際には事務職員間で業務を分担調整し、1人の事務職員に負担が集中しないよう工夫している。</p>
事務職員の提案により学校徴収金の支払を銀行振込としたもの	<p>公立小学校では、平成28年度までは、各学級の担任が各学年の口座から教材費（教材のプリント代や図工の画用紙代等）の支払額を引き落とし、現金で業者への支払を実施していた。平成29年度に学校教育法が改正され、「事務職員は、事務をつかさどる」とされたことを契機として、事務職員からの提案があり、同年度からは、①教材費等の支払について各学年の口座から業者に銀行振込を行う、②振込回数を毎月支払から年4回に変更する、③事務職員も教員も現金を取り扱わないこととなり、教員の負担軽減が図られた。</p>
事務職員が校務運営委員会に所属し助言を行っているもの	<p>公立高等学校では、校務分掌の責任者で構成され分掌間の連絡・調整を行う校務運営委員会に事務職員が所属しており、予算や施設管理等の知識が豊富な事務職員の視点から校務運営について助言することがあるとしている。一方で、同校からは、事務職員の校務参画に係る課題として、「事務職員が様々</p>

	な業務を担い校務運営に参画していくことが理想であるが、事務職員も多忙であり、事務職員の校務への参画はなかなか進まないという現状がある。行政側の働きかけや学校長の主導的な取組によって、事務職員が事務を「つかさどる」環境が整備されていくのではないかと意見も聴かれた。
--	---

(注) 当省の調査結果による。

〔資料編〕





## 資料目次

資料 1-①	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）〈抜粋〉	81
資料 1-②	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉	81
資料 1-③	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）〈抜粋〉	84
資料 1-④	共同学校事務室及び事務職員の職務規定の見直しに関する法令	84
資料 1-⑤	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）〈抜粋〉	85
資料 1-⑥	「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日 30 文科初第 1497 号）〈抜粋〉	92
資料 2-①	学校現場における業務改善のためのガイドライン（平成 27 年 7 月 27 日文部科学省）〈抜粋〉	94
資料 2-②	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会）〈抜粋〉	94
資料 2-③	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）〈抜粋〉	95
資料 2-④	教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）〈抜粋〉	96
資料 2-⑤	教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）〈抜粋〉	97
資料 3-1-①	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉	98
資料 3-1-②	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	98
資料 3-1-③	「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」（平成 25 年 4 月 1 日初等中等教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正）〈抜粋〉	100
資料 3-1-④	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	101
資料 3-1-⑤	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」（平成 25 年 4 月 1 日初等中等教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正）〈抜粋〉	102
資料 3-1-⑥	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉	102
資料 3-1-⑦	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	104
資料 3-1-⑧	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	106
資料 3-1-⑨	すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定）〈抜粋〉	107
資料 3-1-⑩	ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）〈抜粋〉	109
資料 3-1-⑪	SC及びSSWに係る国の配置目標、配置実績及び相談実績（平成 29 年度末時点）	110
資料 3-1-⑫	「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱」（平成 25 年 3 月 25 日文部科学大臣決定、30 年 4 月 9 日一部改正）〈抜粋〉	111

資料 3-(1)-⑬ 「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」(平成 25 年 3 月 25 日初等 中等教育局長決定、30 年 4 月 9 日一部改正) <抜粋> .....	112
資料 3-(2)-① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会) <抜粋> .....	113
資料 3-(2)-② 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) <抜粋> .....	114
資料 3-(2)-③ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部 科学省初等中等教育局長通知) <抜粋> .....	115
資料 3-(2)-④ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成 30 年 3 月スポ ーツ庁) <抜粋> .....	116
資料 3-(2)-⑤ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活 動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)(平成 30 年 3 月 19 日 付け 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長、文部科学省初等中等教育局長及び文 化庁次長通知) <抜粋> .....	117
資料 3-(2)-⑥ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成 30 年 12 月文化 庁) .....	117
資料 3-(2)-⑦ 部活動指導員の配置促進事業に係る文部科学省令和元年度予算(案) .....	119
資料 3-(2)-⑧ 教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付 要綱(平成 25 年 3 月 25 日文部科学大臣決定) <抜粋> .....	119
資料 3-(4)-① 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育 諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法 律等の施行について(通知)(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1854 号 文部科学事務次官通知) <抜粋> .....	121
資料 3-(4)-② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため の学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」 (平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会) <抜粋> .....	122
資料 3-(4)-③ 平成 30 年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結 果<抜粋> .....	123

資料 1-① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）〈抜粋〉

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

4～13 (略)

14 事務職員は、事務をつかさどる。

15～19 (略)

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3～6 (略)

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3・4 (略)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 第三十七条第一項から第三項まで及び同条第十四項は、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に準用。また、第三十七条第四項から第十七項まで及び同条第十九項は、高等学校及び中等教育学校に準用。

資料 1-② 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

我が国の教員は、学習指導や生徒指導等、幅広い職務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導を行っている。このような取組は高く評価されてきており、国際的に見ても高い成果を上げている。

しかし、子供たちが今後、変化の激しい社会の中で生きていくためには、時代の変化に対応して、子供たちに様々な力を身に付けさせることが求められており、これからもたゆまぬ教育水準の向上が必要である。そのためには、教育課程の改善のみならず、それを実現する学校の体制整備が不可欠である。

(略) その一方で、社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている。

また、我が国の学校や教員は、欧米諸国の学校と比較すると、多くの役割を担うことを求められているが、これには子供に対して総合的に指導を行うという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面がある。国際調査においても、我が国の教員は、幅広い業務を担い、労働時間も長いという結果が出ている。

以上のような状況に対応していくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むの

ではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）\*や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子供たちの教育活動を充実していくことが期待できる。

\* 本答申では、子供たちへの指導を充実するために、専門的な能力や経験等を生かして、教員と連携・分担し、教員とともに教育活動に当たる人材のことを「専門スタッフ」という。専門スタッフは「チームとしての学校」の一員として、学校全体や子供たちの状況に関心を持ち、教員の職務を理解して、必要に応じて柔軟に業務を担うことができる者を想定している。

## 2. 「チームとしての学校」の在り方

これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくためには、学校の組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切である。

そのため、現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携・分担することができるよう、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教職員の働き方の見直しを行うことが必要である。また、「チームとしての学校」が成果を上げるためには、必要な教職員の配置と、学校や教職員のマネジメント、組織文化等の改革に一体的に取り組まなければならない。

### 「チームとしての学校」像

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

(略)

### ② 学校のマネジメント機能の強化

教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、管理職の処遇の改善など、管理職に優れた人材を確保するための取組を国、教育委員会が一体となって推進するとともに、学校のマネジメントの在り方等について検討を行い、校長がリーダーシップを発揮できるような体制の整備や、学校内の分掌や委員会等の活動を調整して、学校の教育目標の下に学校全体を動かしていく機能の強化等を進める。

また、主幹教諭の配置を促進し、その活用を進めるとともに、事務職員の資質・能力の向上や事務体制の整備等の方策を講じることにより、学校の事務機能を強化することが必要である。 (略)

## 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

(略)

②教員以外の専門スタッフの参画

i) 心理や福祉に関する専門スタッフ

ア スクールカウンセラー

イ スクールソーシャルワーカー

ii) 授業等において教員を支援する専門スタッフ

ア ICT支援員

イ 学校司書

ウ 英語指導を行う外部人材と外国語指導助手（ALT）等

エ 補習など、学校における教育活動を充実させるためのサポートスタッフ

iii) 部活動に関する専門スタッフ

ア 部活動指導員（仮称）

iv) 特別支援教育に関する専門スタッフ

ア 医療的ケアを行う看護師等

イ 特別支援教育支援員

ウ 言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の外部専門家

エ 就職支援コーディネーター

(2) 学校のマネジメント機能の強化

①・② (略)

③ 事務体制の強化

ア 事務体制の一層の充実

(職務内容の現状)

事務職員の職務について、学校教育法は「事務に従事する」（学校教育法第37条第14項等）と規定しているのみであるが、おおむね、事務職員が従事している職務は、

- ・ 予算、決算等の会計管理
- ・ 施設・設備及び教材・物品の管理
- ・ 給与・旅費の管理、支給事務
- ・ 就学援助に係る事務
- ・ 学校徴収金の計画・執行管理
- ・ 文書の收受・発送
- ・ 諸手当の認定
- ・ 福利厚生に関する事務

など、総務・財務等に関する事務全般である。

(職務内容に関する課題等)

事務職員は、学校運営事務に関する専門性を有している、ほぼ唯一の職員である。教育委員会によっては、学校組織マネジメントを効率的・効果的に行うための学校経営職員として位置づけ、総務・財務等に関する事務以外の職務（地域連携や学校評価、危機管理等）にも事務職員が積極的に携わっている例も見られる。今後、事務職員には、その専門性等も生かしつつ、より広い視点に立って、副校長・教頭とともに校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員として役割を果たすことが期待される。

(略)

イ～エ (略)

(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

#### 資料 1-③ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）〈抜粋〉

第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 第六十五条の二及び第六十五条の三は、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用。また、第七十八条の二は、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部・高等部に準用。

#### 資料 1-④ 共同学校事務室及び事務職員の職務規定の見直しに関する法令

##### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〈抜粋〉

第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てるのが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

##### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）〈抜粋〉

（法第四十七条の四第一項の政令で定める事務）

第七条の二 法第四十七条の四第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の

状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

(注) 下線は、当省が付した。

資料 1-⑤ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日 中央教育審議会）〈抜粋〉

第1章 学校における働き方改革の目的

1. 我が国の学校教育と学校における働き方改革

(略)

- このように我が国の学校教育は大きな蓄積と高い成果を上げているが、いま持続可能かどうかの岐路に立っている。これを持続可能なものとし、新しい学習指導要領を円滑に実施していくためには、二つの課題を乗り越える必要がある。

(略)

- 第二に、子供を取り巻く変化への対応のために「チームとしての学校」の機能強化を図ることである。社会のグローバル化や都市化・過疎化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等のつながりの希薄化や地域住民の支え合いによるセーフティネット機能の低下などが生じている。また、情報技術の発展により、各種の情報機器が子供たちの間でも広く使われるようになり、人間関係の在り様に変化してきている。さらに、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しいということも明らかになり、学校は、「子供の貧困対策のプラットフォーム」として位置付けられ、対応が求められている。このような中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといったスタッフを含めた「チームとしての学校」の機能強化を図ることが求められており、このことは学校における働き方改革にとっても重要となっている。

2. 学校における働き方改革の目的

- 具体的には、教師の長時間勤務の要因についての分析結果を踏まえ、今回の働き方改革の目的のもと、膨大になってしまった学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備することが必要である。

このように学校における働き方改革は、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにすることを通じて、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、より短い勤務でこれまで我が国の義務教育があげてきた高い成果を維持・向上することを目的とするものである。(略)

3. (略)

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

1. (略)

2. 検討の視点と基本的な方向性

(略)

- 教師の長時間勤務の是正は待ったなしの状況であり、文部科学省や地方公共団体において、制度的な障壁の除去や学校環境の整備、慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学

校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校における働き方改革を強力に推進する必要がある。

こうした点を踏まえ、中央教育審議会においては、以下のような視点から検討を行った。

① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

② 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

③ 学校の組織運営体制の在り方

④ 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

⑤ 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○ 以下、これら5つの施策について述べるが、学校における働き方改革はこれらの施策が一体となって推進されることによって実現するものであり、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、設置者、校長などの管理職、一人一人の教師が、それぞれの立場で、それぞれができることに積極的に取り組むことが必要である。(略)

#### 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

##### 1. 基本的考え方

○ 学校が担うべき業務を大きく分類すると、以下のように考えられる。

i) 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導

ii) 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導

iii) 保護者・地域等と連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務

○ 教師は、こうした業務に加え、その関連業務についても、範囲が曖昧なまま行っている実態がある。一方、教師以外が担った方が児童生徒に対してより効果的な教育活動を展開できる業務や、教師が業務の主たる担い手であっても、その一部を教師以外が担うことが可能な業務は少なからず存在している。

我が国の学校・教師が担う業務の範囲は、諸外国と比べて多岐にわたり、これらの中には、法令で明確に位置付けられた業務もあれば、半ば慣習的に行われてきた業務もある。

○ このため、これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について、法令上の位置付けや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例等を踏まえつつ、

・ これは、本来は誰が担うべき業務であるか

・ それぞれの業務について、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか

の2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立って、個別具体的に検討を進めた。(略)

##### 2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

(1) 文部科学省が取り組むべき方策

(略)

・ 学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル (学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化) を周知。

(2)・(3) (略)

3. これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

(略)



○ 各業務に関する整理については、それを具体化するために文部科学省に求める取組と合わせて別紙2のとおりまとめた。こうした各業務の役割分担を進める上で共通して、文部科学省は、自ら学校現場に課している業務負担を見直すとともに、

・「基本的には学校以外が担うべき業務」と整理した業務については基本的な責任は家庭や地方公共団体等にあることや、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」や「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」と整理した業務であっても、過去の裁判例等を見ても法的にその全ての責任を学校・教師が負うというわけではなく、保護者や地域から学校への過剰要求は認められないことについて、関係省庁をはじめとした国の各機関に対して、またPTA等の団体と連携して保護者に対して、あるいは政府広報等を活用して社会全体に対して明確にメッセージを出すこと

・(略)

を行う。これにより、文部科学省が社会と学校の連携の起点・つなぎ役として、前面に立って学校に課されている過度な負担を軽減することに尽力する。

○ 他方で、これまで学校・教師が慣習的に行ってきた業務の多くは、他にはっきりとした担い手が存在しないために実態として学校・教師が担うことになってきたものであり、各学校現場において学校・教師が今後は対応しないと決断をしたとしても、他の担い手が存在しない状況を放置してしまえば、結局は学校・教師の業務として再び付加されることになりかねない。

したがって、学校における働き方改革の実現のための要諦は、これまで学校・教師が果たしてきた役割も十分踏まえつつ、教師以外の専門職員、スタッフ、地域人材、あるいは、学校外にその役割を委ねる場合も、その責任の所在を明確にし、その受皿を学校内及び地域社会で着実に整備することである。

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

○ 学校における働き方改革を進めると同時に、学校規模や学校を取り巻く地域の特性等も考慮しながら、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受皿を整備し、そこでこれまでの学校が担ってきた機能を十分果たすことができるよう特に留意すべきである。このため、文部科学省には、ただ役割分担を呼びかけるだけではなく、支援が必要な児童生徒・家庭への対応を分担するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置支援や、部活動の実技指導等を行う部活動指導員の配置支援、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援、登下校の対応や休み時間の対応等に地域ボランティアの参画を促す地域学校協働活動の取組の支援等を行いつつ、各教育委員会や学校の取組状況を調査・公表することにより、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められる。(略)

4. ～6. (略)

## 第5章 学校の組織運営体制の在り方

### 1. 基本的考え方

(略)

○ 一方で、教員勤務実態調査において、副校長・教頭が最も勤務時間が長い職となっているなど、管理職の負担の現状も踏まえると、現在の組織体制のままでは学校組織マネジメントを十分に発揮できる状況ではない。このため、最も勤務時間が長い職となっている副校長・教頭の負担を軽減することも含め、学校全体において働き方改革を進めていくための以下の観点を踏まえ学校組織を構築する必要がある。

①・② (略)

③ 副校長・教頭は、その勤務において、総務・財務等に係る知識・見識が必要となる業務も含め学校事務に関する業務に多くの時間を費やしていることから、その負担を軽減するためにも、総務・財務等に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等と役割分担を図る必要がある。このため、事務職員の質の向上に取り組むとともに、共同学校事務室の活用や庶務事務システムの導入を含め教育委員会と連携した学校事務の適正化と事務処理の効率化を図る必要がある。(略)

## 2. 目指すべき学校の組織運営体制の在り方

(略)

○ 学校における働き方改革の推進に当たっては、事務職員の校務運営への参画を一層拡大することが必要である。事務職員は、その学校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視点に立って、学校運営について副校長・教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されている。文部科学省や教育委員会は、権限と責任をもった事務長をはじめとした事務職員の配置の充実を図るとともに、庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを推進し、事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化を更に進めるべきである。文部科学省は、事務職員が校務運営に参画することで、副校長・教頭を含め教師の業務負担が軽減された好事例・成果を収集・横展開するとともに、標準的な職務内容を具体的に明示していく必要がある。(略)

## 第6章 (略)

## 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

(略)

### 1. 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

○ 新しい学習指導要領において、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教材研究等が求められており、そのための時間を確保することが必要である。また、英語教育の早期化・教科化に伴い、小学校中学年・高学年の標準授業時数が年間35単位時間増加することとなっており、これが教師の持ち時間数の増やその他の教育活動に影響を及ぼすことにつながらないようにする必要がある。

(略)

○ 同時に、教師や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な教職員が、それぞれの専門的な知識や技能を集約して活用し、地域とも連携しながらチームとして連携協働して学校運営を推進していくことが、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的効率的な改善を進め、学校における働き方改革を進めていくために求められている。

そのため、「第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」で掲げた取組をはじめ、これまで述べてきた取組を強力に推進するためにも、教職員定数をはじめとして、以下のような学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実が不可欠である。

(略)

- ・授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフの配置促進

(略)

(略)

2.・3. (略)

第8章 (略)

別紙2 これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

- これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、教師の業務量や地方公共団体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について、以下のとおり整理した。

**【基本的には学校以外が担うべき業務】**

① (略)

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

(略) 地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものである。また、児童生徒の補導時の対応等については、児童生徒の家庭の事情等により、やむを得ず教師が対応しているケースもあるが、第一義的には保護者が担うべきである。したがって、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応は、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。

これを踏まえ、放課後から夜間などにおける見回りについては、地域や学校の実情に応じて、教育委員会が実施する必要性を含め精査した上で、中心となって担う主体を警察や地域ボランティア等学校・教師以外の主体に積極的に移行していくべきである。

③ 学校徴収金の徴収・管理

(略) 先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。(略)

④ 地域ボランティアとの連絡調整

(略) 地域ボランティアとの連絡調整については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うべきであり、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。

特に、これまで学校・教師が担ってきた業務の役割分担を進めるに当たっては、地域ボランティアをはじめとした多様な人材の活躍が重要であるが、こうした多様な人材確保のための連絡調整に学校の時間がとられてむしろ学校の負担が増大するとの指摘もある。こうした点からも、地域ボランティアとの連絡調整は地域学校協働活動推進員等が中心となって行うこととし、学校の最大のリソースの一つである時間を確保していくことが重要である。

なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うこと

が考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。(略)

**【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】**

⑤ 調査・統計等への回答等

(略) 精査を十分に進めた上で、必要な調査・統計等への回答は学校が担わざるを得ないが、教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答し、「教師以外の者が担うべき業務」とすべきである。(略)

⑥・⑦ (略)

⑧ 部活動

中学校及び高等学校段階での部活動は、現行の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが示されている。

部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなるが、平成 29 年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である。

ただし、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校で部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じている。

部活動については、児童生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするためにも活動時間を抑制するとともに、顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である。(略)

教師が授業や授業準備等の教師でなければ担うことのできない業務に注力するためにも、地方公共団体や教育委員会において、公認スポーツ指導者資格制度を設けている公益財団法人日本スポーツ協会や地域の体育・スポーツ協会等と協力して、質の高い部活動指導員の任用・配置を進めるとともに、地域における指導者の質の担保を行うなど、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

**【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】**

⑨ (略)

⑩ 授業準備

教師の本務は、「授業」であり、質の高い授業を行うためには、教材研究や教材作成等の授業準備は必要不可欠である。(略) 授業準備の中核である教材研究や指導案の作成等は教師が担うべき業務であるが、例えば、教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や、理科

の授業における実験や観察等の準備・片付け等の支援は、教師との連携の上で、スクール・サポート・スタッフや理科の観察実験補助員が担うようにしていくべきである。

⑪ (略)

⑫ 学校行事等の準備・運営

学校行事等については、学校行事の企画・運営、児童生徒への指導等は教師が担うべき業務であるが、必要な物品の準備、職場体験活動受入れ企業への日程調整、修学旅行の運営等は、教師との連携の上で、事務職員や民間委託等外部人材等が担うべきである。(略)

⑬ 進路指導

中学校及び高等学校の学習指導要領においては「学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行」うと記載されているが、特に高等学校については、就職先が多岐にわたり、企業等の就職先の情報を踏まえた指導について、教師が必ずしもその専門性を有しているとは言えない。このため、事務職員や民間企業経験者、キャリアカウンセラーなどの外部人材等が担当の方が効果的と考えられる場合には、進路指導に関わる事務のうち、企業等の就職先の情報収集等について、事務職員あるいは民間企業経験者などの外部人材等が担うべきである。(略)

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

国民には、教育を受ける権利が憲法上保障されており、学校は、支援が必要な児童生徒が学校で学ぶために必要な取組を行うべきである。また、学校は、学校教育と家庭教育の連携という点から、児童生徒の家庭に対しても必要な情報提供等の様々な対応を行うべきである。このような業務は、学校において、最も児童生徒に接している時間が長く、状況を詳細に把握している教師が基本的に担うべきと考えられる業務である。

しかしながら、児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていると考えられる。また、通級による指導を受けている児童生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒も増えている。

(略) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導に係る支援員等の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべきである。

専門的な外部人材等の配置に当たっては、教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門的な外部人材等に任せるか明確にすることが必要である。

また、支援が必要な児童生徒や保健室登校への対応など養護教諭の負担が増加している状況等を踏まえ、専門スタッフとの役割分担の明確化に当たっては、養護教諭の業務の効率化・負担の軽減についても併せて取り組む必要がある。(略)

なお、義務標準法第9条第4号では、就学援助に係る事務の作業量を考慮した学校の事務職員の定数加算について規定されており、学校の事務職員がスクールソーシャルワーカーに期待される福祉機関との連携等の業務を担うことも想定されるところである。そのような業務が常時存在する学校において、義務標準法第9条第4号に基づき配置される事務職員と合

わせて、事務職員が2名以上いる場合は、そのうちの1名にスクールソーシャルワーカーに  
進じた業務を担わせることも考えられるところである。(略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料1-⑥ 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月  
18日30文科初第1497号) <抜粋>

学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)

(略) 本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・  
運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(以  
下「答申」という。)が取りまとめられました。

(略)

また、答申においては、学校における働き方改革を進めるために、文部科学省、都道府県・  
指定都市教育委員会、市町村教育委員会、学校の設置者、校長などの管理職、一人一人の教  
職員が、自らの権限と責任に基づきそれぞれの立場で取り組むべきことが指摘されています。  
これを踏まえ、文部科学省として、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と  
考えられる方策について、下記のとおり整理しました。

各教育委員会におかれては、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組につい  
ては、(略) 今後の対応に当たっては、下記の事項に留意の上、学校や地域、教職員や児童生  
徒等の実情に応じて、順次適切に取組を進められるようお願いいたします。その際には、幼稚園、  
高等学校、特別支援学校等の学校種の違いにも配慮しつつ、学校種による業務の性質の違い  
についても十分に考慮の上、必要な取組の徹底をお願いします。

各地方公共団体の長におかれては、各教育委員会が進める取組について、積極的な御支援  
をお願いします。

このほか、学校における働き方改革の取組を進めるに当たっては、答申を参考とされるよ  
うお願いいたします。

(略)

1. (略)

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) (略)

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

①～③ (略)

④ 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソー  
シャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフや、部活動指導員、  
スクール・サポート・スタッフやその他の外部人材について、役割分担を明確にした上で参  
画を進め、専門スタッフ等が学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることがで  
きるような研修等を実施するとともに、人員が確保できるよう所管の学校に対して必要な支  
援を行うよう努めること。

⑤～⑪ (略)

(3)～(5) (略)

3.・4. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 2-① 学校現場における業務改善のためのガイドライン（平成 27 年 7 月 27 日 文部科学省）〈抜粋〉

1. (略)

2. 業務改善の基本的な考え方と改善の方向性

(1) (略)

(2) 教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくり

改善の方向性

■ 事務機能の強化

○ 事務職員が、これまで担当してきた総務・財務事務に加え、学校評価や危機管理、ICT管理、人事管理、組織管理、渉外等の学校運営に係る役割を積極的に担えるよう、教育委員会は職務内容の明確化を図る必要がある。具体的には、教育委員会による学校事務職員の標準的職務に関する通知の発出等により、学校の教員と事務職員が果たすべき役割・標準職務の明確化を促進し、事務職員が積極的に学校運営に関わっていくことを促すことで、校内体制の充実を図ることが重要である。

○ また、業務改善に貢献できるよう、事務職員の人事・組織づくり・研修の工夫改善も必要である。具体的には、事務職員が事務能力のみならず教育活動への理解や学校運営に参画する意欲の向上を図ることができるような研修の実施や、拠点校に事務の共同実施組織を置き、各学校の事務職員が定期的に集まって共同処理を行うなどの事務の共同実施、そのような共同実施組織への事務長の配置などにより、事務処理体制の一層の充実が期待される。一方、これまでの研修の精選等による出張の縮減という観点も重要となってくる。

■ 学校の校務運営体制の改善・充実（専門スタッフ等による支援の充実）

○ 教員と事務職員の役割分担を明確にするほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT支援員、特別支援教育支援員、学校部活動における指導員など、学校が抱えている課題に対応した専門性を有する人材の積極的な参画により、チームとしての学校運営を実践していくことが求められる。(略)

(3)～(5) (略)

3.・4. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 2-② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会）〈抜粋〉

1. (略)

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

(1) (略)

(2) 検討の視点

① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

学校における働き方改革とは、単に教師の帰宅時間を早めれば実現するものではない。すなわち、学校及び教師の業務の総量を減らさずして、在校時間の短縮を図ろうとしても、家に持ち帰る仕事が増えることにつながり、根本的な解決にはならない。



限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研さん等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を、関係法令や通知等を勘案しながら改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

②～④ (略)

### 3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

(1) (略)

#### (2) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

① (略)

#### ② 教育委員会等が取り組むべき方策

○ 学校の業務改善については、教育委員会等は学校現場とともに取り組む姿勢を示すためにも、所管する学校に対する、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要である。 方針・計画の策定に当たっては調査・依頼事項を含めた業務量の削減に関する数値目標（K P I）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、業務改善の取組を促進し、フォローアップすることで、業務改善のP D C Aサイクルを構築すべきである。また、各学校でデータ・資料の取扱いや様式をはじめとした業務実施に当たる統一的な方針を示すことも重要である。

○ 教育の質を向上させるためにも、教師だけでなく、「チームとしての学校」として、事務職員や専門的な知見をもち、児童生徒により効果的な指導・助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にすべきである。 あわせて、専門スタッフが学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修を実施するとともに、人員が確保できるような学校に対して必要な支援を行うべきである。

③ (略)

(3)・(4) (略)

4. ～6. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

## 資料 2-③ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）〈抜粋〉

### 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

1. (略)

#### 2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

(1) (略)

#### (2) 教育委員会等が取り組むべき方策

・ 服務監督権者である教育委員会等においては、各学校や地域で業務が発生した場合には、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、その業務が①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも

教師が担う必要のない業務、③教師の業務のいずれであるかを仕分け、①については他の主体に対応を要請し、②については教師以外の担い手を確保し、③についてはスクラップ・アンド・ビルドを原則とすることで、学校・教師に課されている過度な負担を軽減。

(注) 下線は、当省が付した。

#### 資料 2-④ 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）＜ 抜粋＞

(1) 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会数

○ 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、都道府県43 (91.5%)、政令市17 (85.0%)、市区町村358 (20.8%) となっており、それぞれ昨年度と比べて増加しているが、市区町村での取組を一層推進する必要がある。

(2) 事務職員の校務運営への参画の推進について（複数回答可）

○ 「学校事務の共同実施を実施している」と回答した教育委員会は、都道府県18 (38.3%)、政令市14 (70.0%)、市区町村1,096 (63.8%) となっている。

○ 「庶務事務システムを導入している」と回答した教育委員会について、都道府県や政令市はともに6割程度、市区町村は2割程度となっている。

○ 「標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。」と回答した教育委員会は、都道府県15 (31.9%)、政令市11 (55.0%)、市区町村312 (18.2%) となっており、今後国が示す事務職員の標準職務例も踏まえて取組を促進する必要がある。

(3) (略)

(4) 部活動に係る負担軽減の取組について（複数回答可）

○ 「部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県45 (95.7%)・政令市18 (90.0%)・市区町村1,026 (59.7%) となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。

○ 「部活動の適切な活動時間や休養日について、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）』に則った基準を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県27 (57.4%)、政令市14 (70.0%)、市区町村は865 (50.3%) となっている。

(5) 授業準備に係る負担軽減の取組について（複数回答可）

○ 「サポートスタッフの参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県18 (38.3%)、政令市18 (90.0%)、市区町村564 (32.8%) と政令市の取組が特に多い状況となっている。

(注) 「平成 30 年度 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果【概要】」に基づき、当省が作成した。

資料 2-⑤ 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）＜  
抜粋＞

問 1(1)C：専門スタッフ（専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。以下、同じ。）との役割分担の明確化及び支援（複数回答可）

	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,719)
①「チームとしての学校」として、 <u>教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確</u> にしている。	39 (83.0%)	17 (85.0%)	893 (51.9%)
②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	41 (87.2%)	19 (95.0%)	487 (28.3%)
③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	38 (80.9%)	14 (70.0%)	993 (57.8%)
④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	35 (74.5%)	18 (90.0%)	601 (35.0%)
⑤その他	3 (6.4%)	1 (5.0%)	32 (1.9%)
⑥特に取り組んでいない。	1 (2.1%)	0 (0.0%)	286 (16.6%)

(注) 「平成 30 年度 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果」に基づき、当省が作成した。

資料 3-(1)-① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）＜抜粋＞

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

(略)

① (略)

② 教員以外の専門スタッフの参画

i) 心理や福祉に関する専門スタッフ

生徒指導に関する課題の解決に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ることが重要である。そのためには、まず、教育委員会がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動方針等を策定し、学校の教職員に対して周知することが重要である。

一方、生徒指導に当たっては、あくまでも校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・分担して取り組むことが重要である。教員がいじめや問題行動、また、家庭環境などの問題を生徒指導に関する専門スタッフに任せきりにするようでは、かえって問題をうまく解決できないことも考えられる。

教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる。

また、特に、養護教諭は、児童生徒の心身に関わる変調のサインを把握しやすい立場にあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと養護教諭との連携・分担体制にも留意することが重要である。

(略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-② 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 (略)

第2節 SC及びSSWの職務内容等

(略)

1 SCの職務内容等

(1) SCの職務

SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で

何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行うとともに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等を行うことが求められる。さらに、SCは個々の児童生徒のみならず学校全体を視野に入れ、心理学的側面から学校アセスメントを行い、個から集団・組織にいたる様々なニーズを把握し、学校コミュニティを支援する視点を持つ必要がある。

① 不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

(ア) 児童生徒及び保護者からの相談対応

(略)

(イ) 学級や学校集団に対する援助

(略)

(ウ) 教職員や組織に対するコンサルテーション

(略)

(エ) 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

(略)

② 不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

(略)

(ア) 児童生徒への援助

(略)

(イ) 保護者への助言・援助

(略)

(ウ) 教職員や組織に対するコンサルテーション

(略)

(エ) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

(略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第3節 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-③ 「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」(平成 25 年 4 月 1 日初等中等  
教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正) <抜粋>

1 事業の趣旨

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関(以下「学校等」という。)に児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者(以下「スクールカウンセラー等」という。)を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。

また、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、学校等(公立幼稚園を含む。)にスクールカウンセラー等を緊急配置する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

3 スクールカウンセラー等の選考

(1) スクールカウンセラーの選考

次の各号のいずれかに該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。

① 公認心理師

② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

③ 精神科医

④ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者

⑤ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者の選考

次の各号のいずれかに該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とする。

① 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

③ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

④ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者ただし、前各号に掲げる者の任用は、地域や学校の実情を踏まえ、3(1)に掲げる者の任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとする。

(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-④ 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 （略）

第2節 S C 及び S S W の職務内容等

（略）

1 （略）

2 S S W の職務内容等

(1) S S W の職務

S S W は、児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である。スクールソーシャルワークとは、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、ソーシャルワーク理論に基づき、児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けを行うことをいう。そのため、S S W の活動は、児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境にも働き掛け児童生徒一人一人のQ O L（生活の質）の向上とそれを可能とする学校・地域をつくるという特徴がある。S S W が担うべき職務は以下のとおりである。

① 不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

(ア) 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け

（略）

(イ) 学校アセスメントと学校への働き掛け

（略）

(ウ) 児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）

（略）

(エ) 地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

（略）

② 不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

（略）

(ア) 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントから見直しまで

（略）

(イ) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

（略）

(ウ) 自治体における体制づくりへの働き掛け

（略）

(2)・(3) (略)  
3 (略)  
第3節 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑤ 「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」(平成 25 年 4 月 1 日初等  
中等教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正) <抜粋>

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村(特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。)とする。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑥ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成 27  
年 12 月 21 日中央教育審議会) <抜粋>

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(略)

(1) (略)

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

(略)

(生徒指導上の課題解決のための「チームとしての学校」の必要性)

学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要である。



例えば、子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応していくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。

さらに、いじめなど、子供たちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門機関との連携が不足し、子供たちのSOSが見過ごされていることがある。校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある。

(略)

(3) (略)

2. (略)

### 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

(略)

① (略)

② 教員以外の専門スタッフの参画

i) 心理や福祉に関する専門スタッフ

生徒指導に関する課題の解決に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ることが重要である。そのためには、まず、教育委員会がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動方針等を策定し、学校の教職員に対して周知することが重要である。

一方、生徒指導に当たっては、あくまでも校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・分担して取り組むことが重要である。教員がいじめや問題行動、また、家庭環境などの問題を生徒指導に関する専門スタッフに任せきりにするようでは、かえって問題をうまく解決できないことも考えられる。

教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる。

また、特に、養護教諭は、児童生徒の心身に関わる変調のサインを把握しやすい立場にあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと養護教諭との連携・分担体制にも留意することが重要である。

ア スクールカウンセラー

(略)

(成果と課題等)

(略)

(改善方策)

- ・ 国は、スクールカウンセラーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・ 国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・ 国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

イ スクールソーシャルワーカー

(略)

(成果と課題等)

(略)

(改善方策)

- ・ 国は、スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・ 国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・ 教育委員会は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有していない者をスクールソーシャルワーカーとして配置する際には、福祉の専門性を高めるような研修を実施する。
- ・ 国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

ii) ～iv) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑦ 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節・第2節 (略)

第3節 学校及び教育委員会における体制の在り方

1 学校における教育相談体制の在り方

不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、SC及びSSW等の関係者が一体となった教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携体制づくりや教育相談コーディネーター役の教職員の配置等が求められる。

具体的な内容については以下のとおりである。なお、学校設置者である教育委員会は学校に

対し必要な支援を行う。

(1) 校長の役割

(略)

【学校内】

(ア)～(エ) (略)

(オ) 教職員への理解促進

SC及びSSWの職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要がある。チームが有効に機能するには、SCやSSW、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが重要である。そのため校内研修を活用し、それぞれの専門性について理解を深めることが重要である。

なお、教員養成課程にSC及びSSWの専門性を理解することを含む科目を置くことも重要である。

SCやSSWの活用と両者への理解が進むことにより、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られると共に、教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながる。

(カ) (略)

【学校外】 (略)

(2)・(3) (略)

2 教育委員会における支援体制の在り方

教育委員会は、学校や域内の教育支援センター等においてSC及びSSWが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要がある。具体的な内容については以下のとおりである。

なお、教育委員会は、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、担当指導主事及びスーパーバイザーを中心にその解決に向けて主体的に対応することが重要である。

【都道府県教育委員会】

(1)・(2) (略)

(3) SC及びSSWの職務の理解促進

SC及びSSWの理解を図り、その専門性を活かすため、校長研修、教頭(副校長)研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活用事例、模擬ケース会議等を取り入れることが重要である。また、両者の職務内容、活動事例等を取り入れた教育免許更新講習の開設を促進することも重要である。また、校長会、教頭会、生徒指導担当者会、養護教諭の会などあらゆる機会において役割や活用方法を周知する必要がある。

(4)～(7) (略)

【市町村教育委員会】・【学校設置者としての教育委員会】 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑧ 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 総論

（略）

1 （略）

2 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

現在の学校には、教員が有している視点とは別の観点から児童生徒を見ることができる学校医・学校歯科医の配置のほか、心理の専門家である S C、福祉の専門家である S S W等が配置されつつある。

こうしたことから、関係者が情報を共有し、チームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議（スクリーニング会議）を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要である。なお、これらの会議には、校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、S C、S S W等関係教職員だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となる。

また、こうした組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、S CやS S Wの役割を十分に理解し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行うコーディネーター役の教職員の存在が必要である。

さらに、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）（平成27年12月中央教育審議会答申）や「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）等も踏まえ、地域及び福祉等関係機関との連携協働を図ることが必要である。

なお、これまで教員が行ってきた児童生徒への支援の全てをS C及びS S Wが担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を活かしながら協働することが重要である。

第2節・第3節 （略）

第3章 活動方針等に関する指針の策定

1 （略）

2 指針の策定

（略）

（参考：ケース会議）

解決すべき課題のある事例（事象）を個別に深く検討することにより、その状況の理解の深化（アセスメント）、支援策の検討（プランニング）又は見守りを通じた評価（モニタリング）や見直しを行う会議。

- ・ 構成員については、教育相談部会の構成員に加え、管理職、当該児童生徒に直接関わる教員等のほか、場合によっては児童生徒・保護者が参加することもある。

(会議開始前)

- ・ 会議開催日時の決定
- ・ メンバーを決定
- ・ ケース会議に諮る事案について、児童生徒に係る教職員等から把握した情報を資料としてまとめる。

(会議当日)

- ・ 守秘義務の確認
- ・ 議題に係る児童生徒の状況について説明（強みや長所といったポジティブな情報も説明する）
- ・ 共有した情報を元に、支援策について検討する。（具体的な目標を設定し、誰がいつまでに何をするかを決定する。）
- ・ 目標を踏まえ、次回のケース会議日を決定する。

※支援を開始した後、進行状況や効果等を検証し、必要に応じ支援策を修正、変更することが重要。

(注) 下線は、当省が付した。

### 資料 3-(1)-⑨ すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定）〈抜粋〉

#### Ⅱ ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

(略)

1・2 (略)

3 学びを応援

(略)

①～⑥ (略)

⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

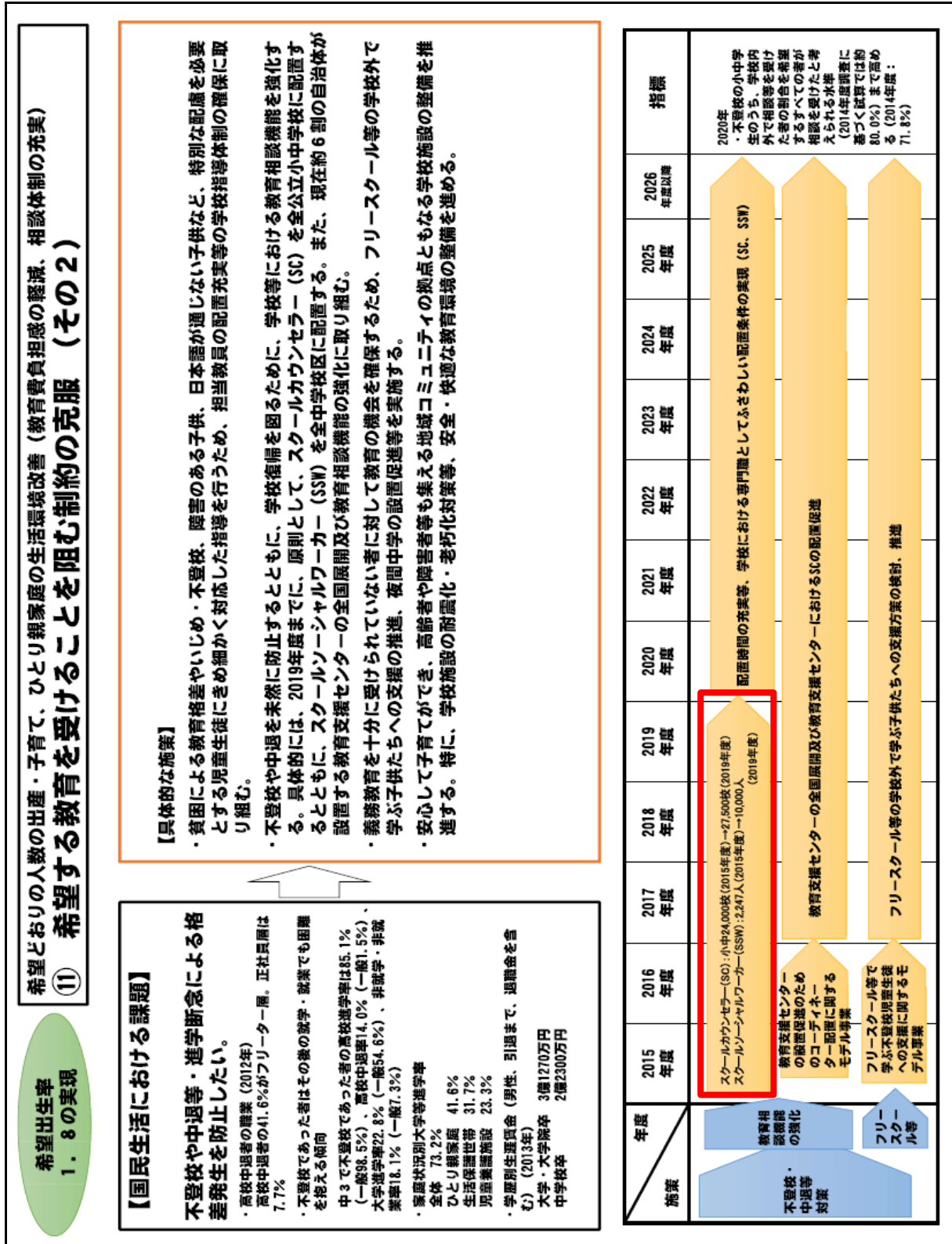
(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283 チーム）を増加させる。

⑧ (略)

4～6 (略)

(注) 下線は、当省が付した。



(注) 1 「ニッポン一億総活躍プラン」から抜粋した。  
2 枠線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑪ SC及びSSWに係る国の配置目標、配置実績及び相談実績（平成 29 年度末時点）

（単位：校、校区、%、人）

職種	国の配置目標	SC： 対象校数 SSW： 全中学校区数	配置実績			(参考) 相談実績		
			SC： 配置校数 SSW： 配置校区数	目標 達成率	(参考) 実人数		SC： 相談者数 SSW： 支援対象児童生徒数	
			a	b	b/a*100			
SC	令和元年度までに、全公立小・中学校（2万7,500校）に配置する。	27,500	23,391	85.1	H27	7,542	H27	2,981,313
					H28	8,471	H28	3,351,086
					H29	8,782	H29	3,510,247
SSW	令和元年度までに、全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。	9,479	5,738 (2,700)	60.5	H27	1,399	H27	57,913
					H28	1,780	H28	75,170
					H29	2,041	H29	100,031

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 文部科学省によると、「配置実績」欄及び「(参考) 相談実績」欄の実績値は、SCは、「スクールカウンセラー等活用事業」及び「緊急スクールカウンセラー等活用事業」（平成27年度は「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」）によるもの、SSWは、「スクールソーシャルワーカー活用事業」によるものであり、地方公共団体の単独予算によるものを含まないとしている。

3 「配置実績」の「(参考) 実人数」欄には、高等学校、特別支援学校など小・中学校以外の学校で対応するSC及びSSWも含めた人数を記載している。

4 「(参考) 相談実績」欄には、高等学校、特別支援学校など小・中学校以外の学校の児童生徒についてSC及びSSWが対応した実績も含めて記載している。

5 SCについて

① 文部科学省によると、「国の配置目標」欄の「全公立小・中学校（2万7,500校）」とは、平成27年度の全公立小・中学校2万9,939校（小学校2万302校、中学校9,637校）から小規模（学校全体で5学級以下）の小学校2,427校を除いた学校数（2万7,512校）から算出したとしている。

② 「配置実績」欄及び「(参考) 相談実績」欄には、SCに準ずる者を含む。

③ 「(参考) 相談実績」欄には、児童生徒、保護者、教員等の相談者の合計数を延べ数で記載している。

6 SSWについて

① 文部科学省によると、「国の配置目標」欄の「全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置」とは、全ての中学校区において少なくとも1校以上SSWの対応実績があるようにすることと定義している。

② 「配置実績」の「SSW：配置校区数」欄の「5,738」校区とは、全ての中学校区のうち、少なくとも1校以上SSWの対応実績がある中学校区数であり、カッコ内の「2,700」校区とは、中学校区内にある全ての学校において、SSWの対応実績がある中学校区数である。

③ 「(参考) 相談実績」欄には、支援対象児童生徒数を実人数で記載している。



資料 3-(1)-⑫ 「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱」（平成 25 年 3 月 25 日 文部科学大臣決定、30 年 4 月 9 日一部改正）＜抜粋＞

(交付の目的)

第2条 この補助金は、都道府県又は指定都市が、次に掲げる事項を行うため、多様な地域人材を配置する別表の事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的とする。

- (1) 学力向上を目的とした学校教育活動の支援
- (2) スクール・サポート・スタッフの配置
- (3) 中学校における部活動指導員の配置

別表（第2条及び第3条関係）

- (1) (略)
- (2) スクール・サポート・スタッフの配置

<u>補助事業の内容</u>	補助対象経費	補助金の額
<u>主として、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、卒業生の保護者など地域の人材を公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校（小学部・中学部）に都道府県又は指定都市が配置する事業（市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対し都道府県が間接補助する事業を含む。）</u>	左記の事業実施に要する経費のうち、次の経費 報酬・賃金・報償費（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。） 補助金・委託費（都道府県が市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対して補助・委託するものに限る。）	補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。 （間接補助事業にあつては市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。）

- (3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑬ 「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」(平成 25 年 3 月 25 日初等中等  
教育局長決定、30 年 4 月 9 日一部改正) <抜粋>

別表2

スクール・サポート・スタッフ配置事業の補助対象経費の取扱いについて

1. 補助対象経費

本事業の対象経費は、次のとおりとする。ただし、会議・研修の出席や地域人材の採用事務にかかる経費など、教員の負担軽減に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

【補助対象経費】

- ① 報酬・賃金・報償費(社会保険料(本人負担分に限る。)を含む。)
- ② 補助金・委託費(都道府県が市区町村に対して補助・委託するものに限る。)

2.・3. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）＜抜粋＞

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

① (略)

② 教員以外の専門スタッフの参画

i)・ii) (略)

iii) 部活動に関する専門スタッフ

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育活動の一環として、大きな意義や役割を果たしている。また、部活動指導の充実については、生徒や保護者、地域の期待も高い。

その一方で、平成26年7月に日本体育協会が公表した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」によると、運動部活動の指導者について、担当教科が保健体育以外であり、担当している部活動の競技経験もない教員が中学校で45.9%、高校で40.9%という結果が出ている。

さらに、TALISでは、中学校教員の課外活動指導時間は、週7.7時間であり、参加国平均の2.1時間と比較すると、大幅に長いという結果が出ている。

なお、運動部活動の充実を図るに当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）を踏まえ、効果的、計画的な指導を進めていくことが重要である。

ア 部活動指導員（仮称）

（現状と課題等）

部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等の参画を得ていくことが重要であるが、部活動の指導者や顧問に関するルール等については、全国的な基準があるわけではなく、都道府県や競技種目によって異なっている。

今後、部活動を更に充実していくという観点から、教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職（部活動指導員（仮称））の在り方について検討する必要がある。

ただし、部活動の顧問の業務には、生徒に対する技術的な指導だけでなく、部活動に関する年間・月間活動計画の作成や部活動予算の調整、学校内外の顧問会議への出席等もあることから、部活動指導員（仮称）は、教員との連携・協力が不可欠である。

また、教育委員会は、部活動指導員（仮称）配置の効果が十分に上がるよう、学校の部活動指導の方針や計画等を踏まえ、具体的な配置を検討することが重要である。

部活動指導員（仮称）をはじめとする専門スタッフの参画に当たっては、特に、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応や責任体制などについて、十分な調整を行い、共通理解を得ながら進めることが大切である。

部活動については、児童生徒や保護者、地域の期待も高いことから、専門スタッフの参画に当たっては、事前に情報提供するなど、理解を得るよう努力することが重要である。

さらに、勝利至上主義的な指導とならないよう、また、学校教育の一環として行わ

れるよう、専門スタッフに対する研修を行うことが大切である。

(改善方策)

- ・ 国は、学校が、地域や学校の実態に応じ、部活動等の指導体制を整えることができるよう、教員に加え、部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置付けることを検討する。
- ・ 教育委員会は、部活動指導員（仮称）の任用に際して、指導技術に加え、学校全体や各部の活動の目標や方針、生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修を実施することを検討する。
- ・ 上記のほか、国、教育委員会は、顧問教員を対象とした部活動における指導力向上のための研修を更に充実するとともに、受講の促進を図る。

iv) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

### 資料 3-(2)-② 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）〈抜粋〉

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第七十九条の八 (略)

2 第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

2・3 (略)

第一百三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第一百四条第一項」とあるのは、「第一百三条第一項」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第一百三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条、第七十八条及び第七十八条の二の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条

から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-③ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部科学省初等中等教育局長通知）＜抜粋＞

第2 留意事項

1 部活動指導員の職務

(1) (略)

(2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成

部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

・生徒指導に係る対応

部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

(3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができること。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記(2)にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせること。

(4) 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や上記(3)の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有

を行うなど、連携を十分に図ること。

2 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること。

(略)

3～7 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-④ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）〈抜粋〉

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

ウ～オ (略)

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア (略)

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ～カ (略)

2 (略)

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日

曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 都道府県は、1 (1) に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ウ 学校の設置者は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- エ・オ （略）

4・5 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-⑤ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）（平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長、文部科学省初等中等教育局長及び文化庁次長通知）〈抜粋〉

#### 6 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、文化庁において、平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関して議論し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進める予定です。

（注） 1 下線は、当省が付した。

2 通知の宛名は、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長等である。

資料 3-(2)-⑥ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁）

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### (1) 文化部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

ウ～オ (略)

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア (略)

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ～カ (略)

2 (略)

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 都道府県は、1 (1) に掲げる「文化部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ・オ (略)

4・5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。



資料 3-(2)-⑦ 部活動指導員の配置促進事業に係る文部科学省令和元年度予算（案）

補習等のための指導員等派遣事業

○中学校における部活動指導員の配置 10億800万円（5億400万円）

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援。（1,500校→3,000校）

＜指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材＞（4,500人→9,000人）

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

- ・実施主体：学校設置者（主に市町村）
- ・負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（指定都市にあつては国1/3、指定都市2/3）

（注） 「2019年度予算（案）主要事項」（平成31年1月文部科学省）に基づき、当省が作成した。

資料 3-(2)-⑧ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱（平成25年3月25日文部科学大臣決定）＜抜粋＞

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の設置者が、<u>中学校において、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業で次の事項を満たしている事業</u></p> <p>(1) <u>実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、</u>スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「<u>部活動ガイドライン</u>」<u>という。</u>）を遵守しているこ</p>	<p>左記の事業に要する経費のうち、次の経費 報酬・賃金・報償費（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。） 補助金（都道府県が市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対して補助するものに限る。）</p>	<p>都道府県が、域内の市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務総合を含む。以下同じ。）の実施する補助対象事業に対して補助する場 合にあつては、各市区町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。ただし、当該都道府県が補助する額を上限とする。</p> <p>都道府県又は指定都市が補助対象事業を実施する場合にあつては、補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。</p>

<p><u>と。※</u>  (2) <u>部活動指導員を配置する部活動に限らず中学校全体においても、部活動ガイドラインを遵守していること。※</u></p>		
<p>※ 文化部活動においても、運動部活動に準じた取扱いを行っていること。</p>		

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(4)-① 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1854 号文部科学事務次官通知）〈抜粋〉

第一・第二 （略）

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（改正法第 3 条）

1 （略）

2 留意事項

今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあって、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。

なお、今回の改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。

また、学校教育法第 37 条第 14 項は同法第 28 条、第 49 条、第 49 条の 8、第 62 条、第 70 条第 1 項、第 82 条、第 114 条及び第 123 条において準用されており、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の事務職員の職務についても、本改正の対象となっていること。

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（改正法第 4 条）、同法律施行令の一部改正（改正令第 3 条）並びに同法律第 47 条の 6 第 1 項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

(1) 共同学校事務室

1 （略）

2 留意事項

① 学校事務の共同実施は、現在でも各教育委員会における自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られるところであるが、実施に当たっての権限・責任関係が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。

この度の共同学校事務室（以下「事務室」という。）の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室での OJT の実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が期待されること。

② 事務室の設置に当たっては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めること。

③ 事務室の室長及び職員は、事務の共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることと

しており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものであること。具体の発令方法については、事務室を設置する教育委員会の規則等に基づいて行うこと。

④～⑥ (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(4)-② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会）＜抜粋＞

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

(1) (略)

(2) 検討の視点

① (略)

② 学校の組織運営体制の在り方の見直し

(略)「チームとしての学校」という理念の下、事務職員の職務規定を「事務をつかさどる」と見直し、共同学校事務室を位置づけるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が新たに学校の職に位置づけられ、多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が学校の教育活動に参画する機会が増えつつある。

教師が限られた時間の中で使命感を持って児童生徒の指導により専念できる体制を整えるためには、教師の業務の見直しのみならず、「チームとしての学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図りながら、校長・副校長・教頭の多忙についても解消する必要がある。

(略)

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

(1) (略)

(2) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

① (略)

② 教育委員会等が取り組むべき方策

○ これまで以上に、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の参画が求められており、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がより主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画することが必要となっている。このため、採用から研修等を通じた事務職員のキャリア形成の中で、事務職員の資質・能力、意欲の向上のための取組を進めるべきである。また、勤務の実情を踏まえつつ、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、法制化された共同学校事務室の活用や、庶務事務システムの導入等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教師の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めるべきである。

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(4)-③ 平成 30 年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果＜  
抜粋＞

問1(1)B：事務職員の校務運営への参画の推進について(複数回答可)

	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,719)
① <u>学校事務の共同実施を実施</u> している。	18 (38.3%)	14 (70.0%)	1,096 (63.8%)
② (略)	(略)	(略)	(略)
③ <u>事務職員の標準職務例等</u> を示している。	17 (36.2%)	15 (75.0%)	200 (11.6%)
④ <u>標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。</u>	15 (31.9%)	11 (55.0%)	312 (18.2%)
⑤・⑥ (略)	(略)	(略)	(略)
⑦特に取り組んでいない。	3 (6.4%)	0 (0.0%)	352 (20.5%)

(注) 「平成 30 年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果」に基づき、当省が作成した。